

事業	費	八五三五、七二〇	八七二、八三〇	二、三八七、六三〇	二、三八七、六三〇
器機材料費	五、九二五、一〇五	五七四、〇七三	一、六六二、五七九	一、五三〇、七六一	二、一五七、六九二
局舎營業繕	一、五八〇、七三二	九四、八六〇	四五八、七六五	五八八、四七六	四三八、六三一
其他	一、〇二九、八八三	二〇三、八九七	二六六、二八六	二六八、三九三	二九一、三〇七
合計	九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

二、主要計畫の概要

- (一) 大阪中央電信局新築及之に伴ふ線路機械の施設
- (二) 三宮電信局舎建築の完成及之に伴ふ線路機械の施設並に神戸市内氣送管の新設
- (三) 下關電信局舎新築及之に伴ふ線路機械の施設
- (四) 京都神戸間及岐阜彦根間地下線施設の完成
- (五) 主要なる電信線路増設及電信局所創設
- (六) 差措き難き腐朽電柱の建替
- (七) 通信能率増進上必要なる機械の改良及不良機械の引替

第五款 第三回改定

第二回改定豫算は大正十三年度一箇年實施したのみで財政の都合に依り更に一箇年繰延べの止むなきに至り、自大

正十四年度至昭和三年度四箇年繼續として年度割を改定し第五十回議會の協賛を得た。其の計畫の概要は左の通りである。本豫算は前半即ち大正十四年度、昭和元年度の二箇年豫算額各二百萬圓宛計四百萬圓の實施を見たのである。

- (一) 經費總額 八百萬圓
- (二) 繼續年限 自大正十四年度至昭和三年度四箇年
- (三) 計畫工程

種別	單位	總工程	年 度			
			大正十四年度	同十五年	昭和二年	同三年
電信局所創設	局	九〇	二二	二二	三〇	一六
北海線內施	里	七八	一九	一九	二六	一四
二百磅銅線添架	里	五五	一五	一〇	二六	一七
二百磅鐵線添架	里	四三	一五	一〇	一六	一七
水動式底線架	座	一八	二	三	四	四
振動式二重機	座	一八	二	三	四	四
二重音響機	機	一八	二	三	四	四
單重音響機	機	六四	二	二	二	二
二重音響機	機	六四	二	二	二	二

第十章 擴張改良計畫



二、主要計畫の概要

- (一) 大阪中央電信局舎新築及之に伴ふ線路機械施設
- (二) 下關電信局舎新築及之に伴ふ線路機械施設
- (三) 京都神戸間及岐阜彦根間地下線施設の完成
- (四) 主要なる電信線路増設及電信局所創設
- (五) 差措き難き腐朽電柱建替
- (六) 通信能率増進上必要なる機械の改良及不良機械の引替

第六款 第四回改定

第三回改定即ち自大正十四年度至昭和三年度四箇年繼續豫算は前半二箇年實施せられた後、政府の財政緊縮方針に依つて未實施額四百萬圓の年度割額改定の止むなきに至り豫算編成替の上第五十二回帝國議會の協賛を得た。之が第四回の改定で其の計畫の概要は左の通りである。尙本豫算は昭和二年度豫算額二百萬圓の實施を見たのである。

工費及工程概要

- (一) 經費總額 四百萬圓
- (二) 繼續年限 自昭和二年度二箇年至同三年度二箇年
- (三) 計畫工程

種 別	單位	總 工 程	年 度 別	
			昭和二年度	昭和三年度
電信局所創設	局	四七	三〇	一七
一般施設	局	四〇	二六	一四
北海線内施設	里	七	四	三
二百磅硬銅線添架	里	四三九	二六六	一七三
二百磅鐵線添架	里	三二八	九二	二三六
二重自動機	座	二	二	一
二重音響機	座	一四	九	五
二重音響機	座	一〇	二六	一四
單音自動中繼機	座	一	一	一
高速自動中繼機	座	一	一	一
水底線	哩	二	二	一
電信線路改築	本	九、五五四	三、一一六	六、四三八
電信柱建替	本	九、五五四	三、一一六	六、四三八
電信機械引替	座	五二一	三〇〇	二二一
單音響機	座	一〇七	三〇〇	七七
二重音響機	座	一〇七	三〇〇	七七
交流四重機	座	二二	二〇	三
自直流動機	座	三三	二〇	一三
持續波送信機	組	一	一	一
地下線施設	組	一	一	一

大阪神戸間管路布設	同 電線購入	同 電線布設	引込ケーブル	京都大阪間電線購入	同 電線布設	通信機改良	差示ミリアムメーカー	クラインシュミット鍵盤穿孔機	電動機付自動送信機	同 自動受信機	同 送管・施設	氣送機等装置	原動機等装置
里	里	里	局	里	局	個	個	座	座	座	局	局	局
一	九	三	三	一	一	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
一	九	三	三	一	一	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
一	九	三	三	一	一	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一

(四) 自昭和二年度電信擴張改良計畫豫算年度割内譯調書  
至同三年度

※印は實施額を示す

科 目	總 費 額	支 出 年 割	
		昭和二年度	昭和三年度
俸 給	一五七、一〇〇圓	一〇三、二七〇圓	五三、八三〇圓
事業費	三、八四二、九〇〇	一、八九六、七三〇	一、九四六、一七〇
器機材料及工事費	二、九三〇、五一五	一、四三三、四三四	一、四九七、〇八一
合 計	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

局 舎 營 繕	其 他 計
四三八、六三一	四七三、七五四
一八三、六三一	二七九、六六五
二五五、〇〇〇	一九四、〇八九
二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

第七款 第五回改定

自大正九年度至同十五年度七箇年電信擴張改良豫算も大正十二年度以降は、財政の關係上殆ど毎年に涉り計畫の縮小を餘儀なくされ、従つて電信局所創設の如きは一箇年僅かに三十局以下の施設を見るのみで、其の他回線増設、無線電信施設等何れも同様であつて、到底熾烈な社會の要望に應じ得ないと共に、電信線路並に機械設備の腐朽磨滅は愈々甚しく通信の安固を保持し難い状態に立ち到つたので、焦眉の急に迫られてゐる工程を追加して施行することとし、既定年割額に二百萬圓を追加して豫算編成替の上第五十五回帝國議會に提出其の協賛を得て成立を見た。其の計畫の概要は左の通りである。尙電信擴張改良第一次計畫は本計畫を以て一應打切となつた。

工費及工程概要

- (一) 經費總額 四百萬圓
- (二) 繼續年限 昭和三年度一箇年
- (三) 計畫工程

第十章 擴張改良計畫

第三篇 電信

種別	單位	工	程	内		備考
				既定の分	追加の分	
電信局所創設	局		四〇	一七	二二	
一般内施設	局		三七	一四	二二	
北海道内施設	局		三	三		
電信線路増設	里		一七三	一七三		
二百磅硬銅線添架	里		二二六	二二六		
四百磅鐵線添架	里		二四	二四		
二重音響機	座		二四	二四		
單重音響機	座		二四	二四		
電信線路改築	本		一六、〇三八	六、四三八	九、六〇〇	札幌、宇都宮、長崎、小立石間
電信柱建設	里		四		四	
引込機械引替	座		二二一	二二一		
單重音響機	座		七	七		
二重音響機	座		三	三		
交流自動機	座		六	六		
自直自動機	座		三	三		
高速二重自動中繼機	座		一	一		
鍵送機	座		二	二		
自動送機	座		一	一		

七八八

種別	單位	工	程	既定の分	追加の分	備考
自動受信機	里		八			
地下線施設	里		一			
京都局引込ケーブル	里		一			
京都大阪間電線購入	里		三			
同電線布設	里		三			
通信機改良	座		四			
電動機付自動受信機	座		四			
同自動受信機	座		四			
電信試験装置	臺		一〇			
報信時變機	座		五			
通信方式變更	座		二			
自動和文印刷電信機	座		二			
二次電池施設	座		二			
一〇ボルト電源設備	座		二			
海底線大連線	里		一〇〇			
佐世保線	里		一〇〇			
無線電信施設	局		一			
一キロ海岸局新設	局		一			日本海北陸方面
五〇〇ワット海岸局新設	局		一			津輕海峽方面
對殖民地東京無線電信局擴張	局		一			

(四) 昭和三年度電信擴張改良計畫豫算内譯調書

第十章 擴張改良計畫

\*印は實施額を示す

七八九

第三篇 電 信

七九〇

科 目	總 額	内 訳	
		既 定 額	追 加 額
俸 給	九八、五三〇	五三、八三〇	四四、七〇〇
事 業 費	三、九〇一、四七〇	一、九四六、一七〇	一、九五五、三〇〇
器 材 及 工 事 費	三、一三四、一二六	一、四九七、〇八一	一、六三七、〇四五
局 舎 營 繕	四五〇、五〇〇	二五五、〇〇〇	一九五、五〇〇
其 他	三一六、八四四	一九四、〇八九	一二二、七五五
合 計	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

第三節 第二次計畫

第一款 沿革

電信擴張改良計畫は當初大正九年度から大正十五年度迄の七箇年間に互る繼續事業として經費總額七千三百八十萬圓の豫算が成立したのであるが、大正十二年度以降財政上の都合に依つて屢次其の計畫の縮小若くは繰延を餘儀なくされた結果、實際の使用額は四千三百九十一萬圓で計畫工程の半を終へたに過ぎない。元來當初の電信擴張及改良計畫は大正七、八年頃の通信輻輳の狀況に鑑みて我國電信施設改善の急務を認め、當時の狀況を基礎にして樹立したも

のであるから、其の企圖する處は當面の急に應ずると共に事業運行困難の實狀を救済するに在つた。

然るに計畫確定後四年、大正十三年度から公債政策が打切となつたため、豫算の大縮小を行ひ、其の後も財政の都合によつて連年の如く繰延べられて、然も其の工程の一半は打切るの餘儀なきに至つたので、業務改善上幾多の重要施設も一時之を見合すの外如何とも致しやうがなかつた。併しながら事業の擴張及改良を此の儘中止するに於いては再び事業の運行を困難ならしむる懼がある許りでなく、科學の進歩に伴ふ幾多の文化的重要施設も之を實行する機會がなく、産業の開發、文化の促進に背馳すること少からざるものがある。

國家の通信機關をして、斯かる状態の儘推移せしむることは國家の進展を圖る所以でないので、爰に第二次計畫を樹立して焦眉の急に迫られた諸般の施設を行ふと共に電信事業の發達改善を圖ることとなつたのである。

第二款 第一回改定

前述の理由に依つて豫算を編成し、昭和三年度に於いて第五十六回議會の協賛を得た。其の計畫の概要は左の通りである。而して本豫算は昭和四年度一箇年實施せられ、既にそれぞれ著工して支出済又は支出確定額が百九十五萬餘圓に達する状態であつたが、政府の緊縮方針によつて四年七月に至り百萬圓繰延ぶることとなつて實施豫算は結局三百萬圓となつた。

工費及工程概要

(一) 經費總額 七百萬圓

第十章 擴張改良計畫

電 信 機 械 引 替	單 重 音 響 機	二 重 音 響 機	自 動 鑼 機	自 動 送 信 機	自 動 受 信 機	局 舍 增 改 築 に 伴 ふ 設 備 費	電 信 機 械 改 良	搬 送 電 信 機	電 信 試 驗 機	報 時 鐘 機	中 繼 盤 裝 置	二 次 電 池 設 置	二 次 電 池 設 置	一 〇 ボ ル ト 電 源 設 備	海 底 電 線 改 修	佐 世 保 大 連 線	東 京 灣	中 繼 所 新 設	無 線 電 信 施 設	一 キ ロ ワ ツ ト 海 岸 局 新 設	五 〇 〇 ワ ツ ト 海 岸 局 新 設
座	座	座	座	座	座	局	座	座	座	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局

一四〇〇 一五五五 一五五五 一五五五 一五五五 一三五二 二四 二四 二四〇 一一

二〇 二〇

二〇 二〇

七九三

伊勢灣

豊後水道

東京、小笠原島線

福岡、小樽

岡山、高松

秋田、佐世保

(二) 繼續年限 自昭和四年度二箇年  
(三) 計畫工程 至同五年度二箇年

第三篇 電 信

七九二

種 別	單 位	總 工 程	年 度		備 考
			昭 和 四 年 度	昭 和 五 年 度	
電 信 取 扱 開 始 設 施	局	二〇	二〇	九〇	
海 底 線 布 設 を 要 す る も の	里	四六	二二	八四	
小 規 模 無 線 施 設 を 要 す る も の	局	二〇	二六	八四	
電 信 回 線 増 設	里	二〇〇	一〇〇	一〇〇	
二 百 磅 銅 線 添 架	里	二〇〇	一〇〇	一〇〇	
四 百 磅 鐵 線 添 架	里	二〇〇	一〇〇	一〇〇	
單 重 音 響 機	座	一〇	一〇	一〇	
二 重 音 響 機	座	一〇	一〇	一〇	
通 信 方 式 變 更	臺	一〇	一〇	一〇	
電 信 文 印 刷 機 更 新	座	一〇	一〇	一〇	
電 信 線 路 改 修	里	一九、六〇〇	一〇、二三〇	九、三七〇	橫濱、鎌倉、津島、草津、根津、本間、彦根、一里、計本間、手間、二〇里
地 下 線 施 設	里	二〇	一五	五	

第三篇 電 信

七九四

海岸局二重設備擴張	〃	〃	〃
海底線補助施設(三〇ワット)	〃	〃	〃
海岸局移轉擴張	〃	〃	〃
局	〃	〃	〃
	一	一	二
	〇・五	一	〇・五
	鹿兒島、那覇	擇捉	大瀬崎

(四) 自昭和五年度電信擴張改良計畫豫算年度割内譯調書  
至同五年度

※印實施施額を示す

科 目	總 額	支 出	
		昭和四年度	昭和五年度
電信擴張改良費	七、〇〇〇、〇〇〇 圓	四、〇〇〇、〇〇〇 圓	三、〇〇〇、〇〇〇 圓
俸 給	二一六、七六〇	一〇八、三八〇	一〇八、三八〇
事 業 費	六、七八三、二四〇	三、八九一、六二〇	二、八九一、六二〇
器機材料及工事費	五、二五五、六一八	二、九六八、八七三	二、二八六、七四五
局 舎 營 繕	九六一、九三〇	六二七、九三〇	三三四、〇〇〇
其 他	五六五、六九二	二九四、八一七	二七〇、八七五

(五) 昭和四年度電信擴張改良費實行豫算内譯

前記の通り四年度は四百萬圓の豫算の成立を見てそれぞれ著工中であつたが、政府の財政緊縮方針によつて昭和四年七月に至つて百萬圓繰延ぶることとなつて左の通り實行豫算を編成した。

科 目	成立 豫 算 額	繰 延 額	差引 實行 豫算 額
電信擴張及改良費	四、〇〇〇、〇〇〇 圓	一、〇〇〇、〇〇〇 圓	三、〇〇〇、〇〇〇 圓

事 業 費 給	一〇八、三八〇	一〇八、三八〇
器機材料及工事費	三、八九一、六二〇	二、八九一、六二〇
局 舎 營 繕	二、九六八、八七三	二、二五五、五七八
其 他	六二七、九三〇	三五五、五三二
	二九四、八一七	二八〇、五一〇

(六) 昭和四年度繰延工程内譯

電信取扱開始 三〇局

電信回線増設の内

電線添架	一〇〇里
單信音響機	六座
タイプライター	五〇臺

通信方式變更

自動和文印刷機施設を手送式となす

電信線路改築中

横濱鎌倉間の地下線施設

電信機械引替 長崎局増築に伴ふ線路機械移轉

機械改良 東京名古屋間搬送電信機施設

第十章 擴張改良計畫

七九五



- 二次電池施設 秋田佐世保兩局（工程全部）
- 海底電線改修 東京灣改修及中繼所局内設備
- 無線電信施設 大瀬崎無線局移轉
- 局舎營繕 以上施設に對する局舎施設
- 長崎局及大瀬崎無線局舎の新增築

第三款 第二回 改定

昭和四年度豫算は財政の都合に依つて百萬圓を繰延べて實行豫算を編成したので、其の影響を受けて繼續年限を延長し、各年度割を改定して第五十八回議會へ提出したが、議會解散となつたため協賛の運びに至らなかつた。其の計畫の概要を示せば左の通りである。而して五年度は實行豫算によることとなつて百五十萬圓に改定され残額二百五十萬圓は後年度へ繰延べらるるに至つた。

工費及工程概要

- (一) 經費總額 四百萬圓
- (二) 繼續年限 自昭和五年度二箇年  
至同六年度
- (三) 計畫工程

種 別	單位	總 工 程	年 度 別		備 考
			昭和五年度	昭和六年度	
電 信 取 扱 開 始	局	一一〇	六〇	六〇	
一 般 施 設	局	一一五	五七	五八	
海 底 線 施 設 要 求 的 小 規 模 無 線 施 設 要 求 的 物 品	里	一 四	一 二	一 二	
電 信 回 線 添 設	里	八 八	八 八	一 〇	
二 百 磅 銅 線 添 設	里	二 〇	三 〇	一 五	
四 百 磅 鐵 線 添 設	里	一 二	三 三	九	
單 重 音 響 機	座	一 二	三 三	一 〇	
二 重 音 響 機	座	五 〇	五 〇	一 〇	
通 信 方 式 變 更	臺	三	三	一	
和 文 印 刷 機	座	四	二	二	
電 信 線 路 改 築	本 座	九、六五五	五、五七〇	四、〇八五	橫濱、鎌倉間 一宮、岐阜間
地 下 線 施 設	里	九	四、五	四、五	
電 信 機 引	座	二〇	二〇	一	
單 重 音 響 機	座	一〇	一〇	一	
二 重 音 響 機	座	一〇	一〇	一	
自 動 中 繼 機	座	二	一	一	
鍵 盤 孔 機	座	五	五	一	

自動送信機	自動受信機	局舎増改築に伴ふ設備	通信機械改良	搬送電信機	電信試験装置	報時盤装置	二次電池設置	二次電池施設	一〇ボルト電源設備	海底電線改良	佐世保大連線	東京大津線	中継所施設	無線電信施設	一キロワット海岸局新設	海底線補助二五〇ワット	海岸局移轉擴張
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
										一五五	二五〇	一一一	一一一	一一一			
										〇、五	一一一						
										〇、五	一一一						
										〇、五	一一一						

秋田、岡山、佐世保、高松  
 豊後水道  
 大瀬崎明治四十一年施設を長崎市附近九州本土に移す  
 〇、五

(四) 計畫工事中東京灣海底線移轉  
 東京小笠原島間海底線は東京灣内を通過するため船舶の投錨による被害が多く陸揚地附近は各種工業が盛んで、外

力による障害を惹起し、又陸揚地から東京局に至る地下線に電氣誘導による妨害が誘發せられ、通信妨害の素因となり、加ふるに東京横濱の築港竣成の上は益々海底線の通過地として危険となるを以て、日米通信の重要性に鑑み、越中島の陸揚地を鎌倉附近に於ける最も安全なる地域に変更し通信の安全を確保することとした。

(五) 自昭和五年度電信擴張改良計畫豫算年度内譯調書

科 目	總 額	支 出 年 度
電信擴張改良費	四、〇〇〇、〇〇〇圓	昭和五年度 二、〇〇〇、〇〇〇圓 昭和六年度 二、〇〇〇、〇〇〇圓
俸給其他	六五一、〇六三	昭和五年度 三二六、三一四 昭和六年度 三二四、七四九
事業費	三、三四八、九三七	昭和五年度 一、六七三、六八六 昭和六年度 一、六七五、二五一
器機材料及工事費	二、七八四、八九七	昭和五年度 一、四三一、五四六 昭和六年度 一、三五三、三五五
局舎營業繕	五六四、〇四〇	昭和五年度 二四二、一四〇 昭和六年度 三二一、九〇〇

※印は實施額を示す

第四款 第三回改定

昭和五年度實行豫算編成の影響を受けて、年度割を改定、尙財政の都合に依つて三十七萬五千圓を節減して豫算を編成替し、當面の急に應ずることとして、第五十九回議會の協贊を得た。其の計畫の概要は左の通りである。而して本豫算は昭和六年度一箇年實施せられたが六年八月に至つて、財政の關係上更に繰延節減の餘儀なきに至り實行豫算

を編成して其の額は九十九萬三千二百三十九圓となつた。

工費及工程概要

- (一) 經費總額 二百十二萬五千圓
- (二) 繼續年限 自昭和六年度二箇年  
至同七年度二箇年
- (三) 計畫工程

種 別	單 位	總 工 程	年 度		記 事
			昭 和 六 年 度	昭 和 七 年 度	
電 信 取 扱 開 始	局	五〇	二〇	三〇	
電 信 回 線 増 設	里	三九	三九	〇	
二 百 磅 銅 線 添 架	里	一〇〇	五〇	五〇	
四 百 磅 鐵 線 添 架	里	二二	七	一五	
單 信 音 響 機	座	二	七	五	
歐 文 印 刷 電 信 機	座	二	一	一	
無 線 電 信 機	臺	一	〇	〇	
大 瀬 崎 無 線 局 移 轉 擴 張	局	一	〇	〇	
電 信 線 路 改 築	里	七、一〇〇	三、七八〇	三、三二〇	
地 下 線 路 改 築	里	三	二、五	〇、五	

科 目	總 額	支 出	
		昭 和 六 年 度	昭 和 七 年 度
電 信 機 械 引 替	二〇〇	一〇	一〇
單 信 音 響 機	一〇〇	五	五
二 重 音 響 機	一〇〇	五	五
鍵 盤 鑽 孔 機	四〇	二	二
自 動 送 信 機	一〇〇	五	五
自 動 受 信 機	一〇〇	五	五
通 信 機 械 改 良	二六	二	二
複 線 式 電 信 中 繼 盤	一八	一	一
二 重 音 響 機	一	一	一
氣 送 管 局 內 裝 置 改 良	一	一	一
二 次 電 池 施 設	二	一	一
海 底 電 線 改 修	三〇	一五	一五
局 佐 世 保 大 連 線 修 理	一	一	一
長 崎 倉 庫 增 築	一	一	一

※印は實施額を示す

一盛岡、松江  
一五佐世保より三〇湊  
一倉庫一棟及看視人小屋を増築するものとす

科 目	總 額	昭 和 六 年 度	昭 和 七 年 度
電 信 擴 張 改 良 費	二、二二五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	九二五、〇〇〇

第十章 擴張改良計畫

事 業	給 費	一 九 九 七 年 度	一 〇 二 三 年 度
俸 給		一九九、七六〇	一〇二、三八〇
器 機 材 料 及 工 事 費		一、九二五、二四〇	一、〇九七、六二〇
局 舎 營 繕		一、三六一、六二〇	七四九、八四〇
其 他		二一一、八五〇	一六四、九七五
		三五一、七七〇	一八二、八〇五
			九七、三八〇
			八二七、六二〇
			六一一、七八〇
			四六、八七五
			一六八、九六五

(五) 昭和六年度電信擴張改良費實行豫算内譯

前記の通り六年度後は百二十萬圓の豫算の成立を見、夫、實行中であつたが財政緊縮によつて、昭和六年八月節減並に繰延べの止むなきに至り左の通り實行豫算を編成した。

種 別	六年度成立豫算額	同上實行豫算額	節 減 額	繰 延 額
電信擴張及改良費	一、二〇〇、〇〇〇 <sup>四</sup>	九九三、二三九 <sup>四</sup>	八七、七六一 <sup>四</sup>	一、二〇〇、〇〇〇 <sup>四</sup>
俸給事務費	二八五、一八五	二七〇、六七六	一四、二一四	二九九
器機材料及工事費	七四九、八四〇	五七七、六一三	五七、九〇一	一一四、三二六
局舎營繕	一六四、九七五	一四四、九五〇	一四、六五〇	七、四七八

(六) 六年度繰延節減に伴ふ實行工程内譯調

種 別	單位	成立豫算工程	同上實行工程	節 減 工 程	繰 延 工 程
電信回線	局	二〇	二〇		

種 別	單位	成立豫算工程	同上實行工程	節 減 工 程	繰 延 工 程
二百磅硬銅線添架	里	三九	五〇		
四百磅鐵線添架	里	五〇	一五		
單信音響機	座	一七	七		
無線電路施設	局	七			
線路改築	本	一			
地下線施設	里	三、七八〇	二、五		
電信機械引替	座	二、五			
單信音響機	座	一〇			
二重音響機	座	五			
鍵盤鑽孔機	座	五			
自動送信機	座	五			
自動受信機	座	五			
通線式電信中繼機	座	四			
複線式電信中繼機	座	一			
二重音響機	座	二			
氣送管内裝置改良	局	一			
二次電池施設	局	一			
海底電線改修	里	一五			

第五款 第四回改定

電信擴張改良費は大正九年度豫算成立以來昭和六年度迄に實際使用した額は四千九百四十萬三千二百三十九圓で、當初の計畫豫算年限を經過すること數年に及ぶのに、漸く當初計畫の約七割を實現し得たに過ぎない。依つて施設の改善を要するものが山積する状況であつた外、電信取扱機關の増置擴張に就いては一般の要望切なるものがあつて、到底放置し難く、又無線通信施設に就いても幾多改善増置を要するものが多く、其の儘差措き難い實情であつたので、昭和七年度以降九年度まで三箇年繼續として、總額四百二十萬圓の豫算を編成して、焦眉の急に迫つた諸般の施設を行はうとしたが、財務當局に容れられないで遂に之は成立を見るに至らなかつた。

依つて昭和七年度に於いては既定年割額の範圍内で人件費の整理節約を圖り、計畫工程を増加して左の通り遂行のこととし第六十回議會に提案した。

工費及工程概要

(一) 所要經費 九十二萬五千圓

(二) 主要工程

- イ、電信取扱開始 三〇局
- ロ、電信回線増設 五〇里
- ハ、無線電信施設 三局
- ニ、電信線路改築 電柱 三、七六五本  
地下線 〇、五里
- ホ、電信機械引替 二七座

へ、海底電線改修

一五哩

(三) 改定豫算内譯

科 目	既 定 額	節 減 額	追 加 額	改 定 額	備 考
電信擴張改良費	九二五、〇〇〇圓	四五、五六〇圓	四五、五六〇圓	九二五、〇〇〇圓	△印は組替減額を示す
俸 給	九七、三八〇	四五、五六〇	四五、五六〇	五一、八二〇	
事 業 費	八二七、六二〇	四五、五六〇	四五、五六〇	八七三、一八〇	
器機材料及工事費	六一一、七八〇	六八、二七六	六八、二七六	六八〇、〇五六	
局 舎 營 繕	四六、八七五	三、八八五	三、八八五	五〇、七六〇	
其 他	一六八、九六五	△ 二六、六〇一	二六、六〇一	一四二、三六四	

然るに第六十回議會は解散となり本案は終に不成立に終つた。依つて昭和七年度は實行豫算の編成を要することとなつたが、本計畫は第六十回議會に提案の通り其の儘踏襲することとして、七年度豫算年割額の内既定年割額の範圍内で實行豫算を編成し、一部超過額四萬五千五百六十圓に對しては追加豫算として第六十二回議會に提案、其の協賛を得てここに昭和七年度豫算として九十七萬五千六百六十圓の成立を見るに至つた。然れども財政の都合に依つて節約をなし實行額は九十二萬五千圓となり、之を以て第二次計畫は一應終局を告げた。

第四節 第三次計畫

第一款 沿革

昭和七年度を以て第二次擴張改良計畫は一應終局を告ぐるに至つたが、財政の都合に依つて擴張改良計畫は、創始以來前後九回に互つて繰延又は節約を餘儀なくされたので、幾多の重要施設は殆ど實現し得られない情況であつた。従つて電信取扱機關の普及は社會の進運に伴はず、之が不足を訴へて毎年議會其の他に對して請願陳情をなすものが多數に上る狀況で、急速之が普及發達を圖ると共に、一面技術の急速なる進歩發達に對應して之が最新技術を應用し、通信施設の整備擴充を圖つて、通信の迅速正確を期し、又一般公衆の要望に應えんと共に、維持運營費の合理化經濟化を計つて、事業の改善と國家社會の進運に順應せしむるを急務とする情勢にあつたので、茲に第三次計畫を樹立して、其の目的の遂行を期することとなつた。

第二款 第一回改定

前述の理由に依つて昭和八年度以降同十年度迄、三箇年繼續費として總額六百萬圓を追加することとして計畫を樹てたが、財務當局の容るるところとならなかつたので、止むなく最少限度の計畫を追加して當面焦眉の急に應ずることとして、第六十四回議會の協賛を得た。其の計畫の概要は左の通りである。

工費及工程概要

(一) 經費總額 七十萬圓

(二) 繼續年限 昭和八年度一箇年

(三) 計畫工程

種 別	單位	工 程	種 別	單位	工 程
電 信 取 扱 開 始	局	二五	電 信 機 械 引 替	座	一〇
電 信 回 線 添 設	里	三〇	二 重 音 響 機	座	三〇
四 百 磅 鐵 線 架 設	里	三三	鍵 盤 鑽 孔 機	座	二二
單 信 音 響 機	臺	三	自 動 送 信 機	座	二二
無 線 電 信 施 設	局	七	自 動 受 信 機	座	一〇
電 信 線 路 改 築	里	三、二五〇	通 信 機 械 改 良	座	一〇
地 下 線 路 改 施	里	〇・五	海 底 電 線 中 繼 修	座	一五

(四) 昭和八年度電信擴張改良計畫豫算內譯調書

科 目	豫 算 額	科 目	豫 算 額
電信擴張及改良費	七〇〇、〇〇〇圓	器機材料及工事費	四二八、五四八圓
俸 給	五一、八二〇	局 舍 營 繕	八三、〇〇〇
事 業 費	六四八、一八〇	其 他	一三六、六三二

第十章 擴張改良計畫

第三款 第二回改定

昭和九年度以降通信事業は特別會計として實施せらるることとなつたので、之を契機として從來の電信擴張改良計畫は、八年度限り之を打ち切つて、茲に電信事業の根本計畫を樹立して、昭和九年度以降十箇年繼續費豫算總額千二十七萬三千九百圓を以て擴張整備を圖らうとしたが財政の都合によつて、本計畫は一應昭和九、十兩年度の繼續費に止むることとなつて、第六十五回議會の協賛を得た。其の計畫の概要は左の通りである。而して本豫算は昭和九年度豫算額百三萬四千圓のみ實施せられた。

尙、今回の改定から擴張改良費の外に電信電話設備の取替補充費として、二箇年間に四百三十八萬圓の豫算の成立を見た。その工費及工程内譯を末尾に記載する。

- 一、電信擴張改良計畫工費及工程概要
- (一) 經費總額 二百五萬四千四百萬圓
  - (二) 繼續年限 自昭和九年度 二箇年 至同 十年度
  - (三) 主要工程

種 別	單位	昭和九年度	十年度	合 計
電 信 取 扱 開 始	局	一五〇	一五〇	三〇〇
電 信 回 線 増 設	里	一五六	二〇四	三六〇

無 線 電 信 施 設	通 信 方 式 變 更	局 內 裝 置 變 更	局 舎 營 繕	局 舎 營 繕 他	合 計
局 座	局 座	局 座	室 局		一 四 六
一三	一七	七	六		二四
續					一 四 六

(四) 自昭和九年度電信擴張改良計畫豫算年度割内譯調書

\*印は實施額を示す

科 目	昭和九年度	十年度	合 計
電信擴張改良費*	一、〇三四、〇〇〇圓	一、〇二〇、四〇〇圓	二、〇五四、四〇〇圓
俸 給	三〇、四五〇	三〇、四五〇	六〇、九〇〇
事 業 費	一、〇〇三、五五〇	九八九、九五〇	一、九九三、五〇〇
電 信 施 設 費	六六二、五四九	七六八、五六八	一、四三一、一一七
局 舎 營 繕 費	二四八、四五〇	一二二、四五〇	三七〇、九〇〇
其 他 費	九二、五五一	九八、九三二	一九一、四八三

二、參 考

電信電話設備補充計畫工費及工程概要

- (一) 經費總額 四百三十八萬圓
- (二) 繼續年限 自昭和九年度 二箇年 至同 十年度
- (三) 計畫工程

第十章 擴張改良計畫

電信電話設備の内腐朽類廢甚しき左記施設の取替をなすものとす（但し電信設備の分のみ掲上して電話設備の分は省略す）

種 別	單位	昭和九年度	十年年度	合 計
電信設備	本	一一、八七一	二二、二四三	三四、一四四
電 信 線 路	里	一、二七九	二、三九五	三、六三四
架 空 裸 線	路	—	—	—
同 軸 電 纜	路	—	—	—
地 下 電 纜	路	—	—	—
水 底 電 纜	路	—	—	—
電 信 局 內 裝 置	件	二、〇四二	八、二四九	一〇、二九一
電 信 中 繼 所 內 裝 置	件	—	—	—
陸 上 無 線 電 信	件	二〇八	二五六	四六四
航 空 無 線 電 信	件	—	—	—
船 舶 無 線 電 信	件	—	—	—
無 線 檢 査 監 督 設 備	件	二七	五四	八一

(四) 補充費豫算年度割内譯調書

科 目	昭和九年度	十年年度	合 計
電信電話設備補充費	一、五五〇、〇〇〇圓	二、八三〇、〇〇〇圓	四、三八〇、〇〇〇圓

事 業	給 費	一、五三一、〇四〇	二、八〇五、一三〇	四、三三六、一七〇
電信施設費	給	一、五三一、〇四〇	二、八〇五、一三〇	四、三三六、一七〇
電話施設費	給	九一〇、三三一	一、六九七、一四〇	二、六〇七、四七一
局舎營繕費	給	五二四、九一〇	九五〇、三〇三	一、四七五、二一三
其他	給	九五、七九九	一五七、六八七	二五三、四八六

第四款 第三回改定

前述の通り昭和九年度以降、二箇年繼續の豫算の成立を見て九年度一箇年實施せられたが、其の後に於ける諸般の情勢は到底、其の儘推移するを許さない状況にあつたので、計畫の改定を行つて事業の發達改善を期することとし、第六十七回議會に提案して其の協賛を得た。其の計畫の概要は左の通りである。而して本豫算は昭和十、十一年の二箇年、經費二百四萬七千八百圓が實施せられた。

一、電信擴張改良計畫工費及工程概要

- (一) 經費總額 五百十一萬八千二百圓
- (二) 繼續年限 自昭和十年年度至同十四年度五箇年
- (三) 主要工程

第十章 擴張改良計畫



種 別	單位	昭和十年	十一年	十二年	十三年	十四年	合 計
電信取扱開始	局	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	七五〇
電信回線増設	里	二〇四	二四二	二四七	二六三	二六四	一、二二〇
無線電信施設	局	一	二	一	六	三	一
通信方式變更	局	一	七	一	五	七	二七
局内装置變更	局	一	一	一	一	一	一
局舎 營繕	室	一	一	一	一	一	一
合 計		一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	七五〇

(四) 自昭和十年度至同十四年度 電信擴張改良計畫豫算年度割内譯調書

※印は實施額を示す

科 目	昭和十年	十一年	十二年	十三年	十四年	合 計
電信擴張改良費	一、〇一〇、四〇〇	一、〇一七、四〇〇	一、〇一三、三〇〇	一、〇一四、四〇〇	一、〇一三、七〇〇	五、一八二、一〇〇
俸 給	三〇、四五〇	三〇、四五〇	三〇、四五〇	三〇、四五〇	三〇、四五〇	一五三、二五〇
事業費	九八九、九五〇	九九六、九五〇	九九一、八五〇	九九三、九五〇	九九三、二五〇	四、九六五、九五〇
電信施設費	七六、五六八	七九、二四	八二、一九五	七八三、四五〇	六七三、二八	三、八二五、五四五
局舎營繕費	二二、四五〇	二一、八〇〇	六四、五〇〇	一〇六、七〇〇	二二、三〇〇	六二八、八〇〇
其他	九、九三三	一〇四、九三六	一〇六、一五五	一〇三、七〇〇	九七、八三三	五二一、六〇五
合 計	一、一七〇、〇八三	一、一七二、二二〇	一、一八七、六〇〇	一、一九二、八〇〇	一、一七三、二〇〇	五、九一六、九〇〇

二、參 考

電信電話設備補充計畫工費及工程概要

(一) 經費總額 壹千五百十五萬圓

(二) 繼續年限 自昭和十年度至同十四年度五箇年

(三) 計畫工程 (電信設備の分のみ掲上し電話設備の分は省略す)

種 別	單位	昭和十年	十一年	十二年	十三年	十四年	合 計
電信設備	本	三三、二四三	二〇、四三三	二二、〇三三	二二、八五六	二二、〇一九	一三三、七四五
電 柱	里	二、三九五	二、〇一一	二、〇一一	二、五六八	二、四八一	一三、一四五
架空線	路	二、〇	一、〇	一、〇	二、一	二、〇	九、九
同ケーブル線	路	一、一	一、〇	一、〇	一、一	一、一	五、七
地下ケーブル線	路	一、一	一、〇	一、〇	一、一	一、一	五、七
水底線	路	七五	六九	七九	七九	七九	三七八
電信局内装置	件	一、二二	一、八六〇	二、〇三三	一、四八六	一、八〇四	八、二八四
電信中繼所内装置	件	六〇	一	一	四	一八〇	二四七
陸上無線電信	件	二五六	五三	一	四八五	四一〇	二、一四三
航空無線電信	件	五〇	一	一	一	一	二五六
船舶無線電信	件	三	三	一	一	一	四二
無線検査監督設備	件	五四	八三	八三	二八	九五	四二二
合 計		四一、〇〇	四一、〇〇	四一、〇〇	四一、〇〇	四一、〇〇	二六九

(四) 補充費豫算年度割内譯調書

※印は實施額を示す

科 目	昭和十年	十一年	十二年	十三年	十四年	合 計
電信電話設備補充費	三、八三〇、〇〇〇	三、五五〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一五、一五〇、〇〇〇

事業	給費	給費	給費	給費	給費
停業	二四、八七〇	三三、八八五	二七、八三五	二八、八二〇	三三、八二〇
電信施設費	二、八〇五、一三〇	三、五三六、一五	三、七三二、七五	三、一九一、一九〇	三、三二一、一九〇
電話施設費	一、六九七、一四〇	一、五三七、五九八	一、七八四、二七二	一、七五九、九〇	一、七七三、六八七
電局舎費	九五〇、三〇三	八三九、〇三八	一、〇〇五、三九四	一、二四七、九三三	一、三五四、五〇八
其他	一五七、六八七	一四九、四八九	一八二、五〇九	一八四、二八七	一九三、九九五
合計	三、九〇五、〇五〇	四、〇五二、〇八七	四、一八二、二四五	四、一八七、四一〇	四、〇五二、〇八七

第五款 第四回改定

前述の昭和十年度から十四年度迄の五箇年繼續豫算は、昭和十、十一年の二箇年實施せられたが、此の間の社會各般に於ける施設の進歩發達は實に目覺しく、通信技術の發達も亦著しいものがあるにも拘はらず、連年に亘る豫算の削減に禍ひされて、通信施設の整備改善は著しく起ち遅れ、一朝有事の際は勿論、平時に於いても電信の機能を充分に發揮し得ない實狀にあつた。而して國防の充實、産業並に貿易の振興、國民生活の安定等我國力の充實を圖るべき重要國策の遂行上、必要不可欠の用具たる電信施設の擴張整備を速に行ふことは、洵に緊切なる措置であるにも拘はらず、現行擴張改良計畫は豫算年額僅に百萬圓内外であつて、其の規模内容共に到底敍上の如き使命を果し得ないので、速かに根本的に豫算を改定して、社會の情勢に對處し得る施設の實現を圖るの急務なるを認めため、ここに昭和十二年度より同二十一年度に至る十箇年といふ長期の基本計畫を樹立して、其の前半五箇年を豫算化し、之を第七十三回議會に提出して其の協賛を得たのである。其の計畫の概要は左の通りであるが、電信事業の更生を期した劃

期的の本計畫の特質に就いては、既に第一節に於いて述べる所があつたから本款には之を省略することとする。

一、工費及工程概要

- (一) 經費總額 一千百九十九萬一千圓
- (二) 繼續年限 自昭和十二年度至同十六年度五箇年
- (三) 工程

イ、有線電信施設

一、四二五回線

内 譯

- 搬送電信施設 二七〇回線
- 印刷電信施設 一〇四回線
- 長距離海底線都市集中施設 二回線
- 集信交換施設 三〇〇回線
- 加入者電信施設 五回線
- 電話託送施設 一五〇回線
- 寫真電信施設 二回線
- 對滿通信路施設 一四回線
- 其他改良施設 五七八回線

第十章 擴張改良計畫

口、無線電信施設

内 譯

四五回線

對外無線通信擴充

一五回線

對外地無線設備擴充

二回線

對外地寫真電信施設

一回線

固定局設備改良

七回線

海岸局新設

四回線

海岸局設備擴張

一回線

海岸局設備改良

二回線

海岸局移轉擴張

四回線

既設海岸局受信機整備

六回線

船舶無線電信改式

三回線

(四) 年度別工程内譯

種別	單位	昭和十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	合計
有線電信施設	回線	二九七	二八二	二八二	二八二	二八二	一、四二五
無線電信施設	〃	九	九	九	九	九	四五

(五) 自昭和十二年度電信擴張改良計畫豫算年度割内譯調書

※印は實施額を示す

科 目	昭和十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	合計
電信擴張改良費	二、四七五、〇〇〇	二、三九〇、〇〇〇	二、三九〇、〇〇〇	二、三九〇、〇〇〇	二、三九〇、〇〇〇	一、一九一、〇〇〇
俸 給	五五、七三〇	五四、七三五	五四、七三五	五四、七三五	五四、七三五	二七四、六〇〇
事業費	二、四一九、二八〇	二、三三四、二六五	二、三三四、二六五	二、三三四、二六五	二、三三四、二六五	一、一七六、三四〇
電信施設費	一、九三七、一三五	一、八五一、五九五	一、八五一、五九五	一、八五一、五九五	一、八五一、五九五	九、三四三、五〇五
局舎營繕費	三〇一、三七〇	三〇一、三七〇	三〇一、三七〇	三〇一、三七〇	三〇一、三七〇	一、五〇六、八五〇
其他	一八〇、七六五	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	八六五、九八五

(六) 昭和十二年度實行豫算内譯

前記の通り昭和十二年度は二百四十七萬五千圓の豫算の成立を見て、全部之が實行に著手し夫と進捗中であつたが、十二年七月支那事變の勃發に伴つて八月下旬豫算節減の必要に迫られ、左の通り實行豫算を編成すると共に工事施行方の中止又は繰延べを行ふの止むなきに至つた。

科 目	十二年度成立豫算額	同上中繰延額	差引實施豫算額
電信擴張改良費	二、四七五、〇〇〇	七九六、四〇六	一、六七八、五九四
俸 給	五五、七二〇	—	五五、七二〇
事業費	二、四一九、二八〇	七九六、四〇六	一、六二二、八七四
電信施設費	一、九三七、一三五	七七三、九九六	一、一六三、一三九
局舎營繕費	三〇一、三七〇	二二、四一〇	二七八、九六〇

其 他 一八〇、七八五

一 一八〇、七八五

二、計畫概要

(一) 有線電信施設

本施設に就いては、第一節創業以來今日に至る電信擴張改良計畫の概要に於いて述べたから、ここでは省略することとする。

(二) 無線電信施設

イ、對外無線通信の擴充

我國の對外無線電信連絡は北米外二十五箇所と直通通信をしてゐるが、尙、外國電報の大半は諸外國の中繼、或は海底線に依る状態で海外拂節約上、又對外通信自主權の確立上甚だ遺憾に堪へぬので、日本無線電信株式會社をして新に十五方面に對する送受信設備をなさしめ、之を東京及大阪中央電信局で操縦して高速度二重通信を開始することとした。

ロ、對外地無線設備擴張

内地と外地間に發著する通信は益々激増して、既設備では到底圓滿な疏通が出来ないので、東京及福岡の無線設備を擴充して、直接サイパン及臺北と連絡して、通信の迅速と正確を期すると共に、東京臺北間に無線に依る寫真電信を開始することとした。

ハ、固定局海岸局及船舶局設備改良

右各局装置の送受信機中には舊式で發射周波數の偏差の多いものがあるので、之等送信機を改良して、混信を減少し無線通信の能率向上を圖ることとした。

ニ、海岸局新設並に擴張

昭和九年三月船舶安全法施行以來、本邦の船舶無線電信は著しく増加したので、之に對應して海岸局を新設すると共に、既設備を擴張することとした。

ホ、既設海岸局受信機整備

昭和十一年八月から私設無線電信無線電話規則、無線電報取扱規程等が改正されて、海岸局では五〇〇キロサイクル及通常通信周波數を常時聴取しなければならなくなつたので、既設海岸局の受信機を整備することとした。

三、參 考

電信電話設備補充計畫工費及工程概要

(一) 經費總額 千六百九十四萬圓

(二) 繼續年限 自昭和十二年度五箇年  
至同十六年度

(三) 補充費豫算年度割内譯調書

\*印は實施額を示す

科	目	昭和十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	合 計
電信電話設備補充費	給	三,100,000圓	三,110,000圓	三,350,000圓	三,380,000圓	三,790,000圓	一六,940,000圓
	俸	六八,三五五	六八,三五五	七〇,五〇五	七三,三八〇	七七,三〇五	三五七,二六〇

第三篇 電信

八二〇

事業費	三、三三、四六五	三、五二、四六五	三、七九、四九五	三、〇七、六〇〇	三、七二、六九五	一六、五八三、七四〇
電信施設費	一、四五、八八三	一、三〇三、六四五	一、一六三、七五八	一、一六一、九九三	一、三〇、九三六	六、三〇〇、一八五
電話施設費	一、三三、四四四	一、五〇〇、四九四	一、八五、八〇二	一、八四三、二九七	二、三四八、七六〇	八、八六一、七九六
其他費	二八六、一五六	二八八、三三六	三〇〇、九三六	三〇一、三三〇	三三三、〇〇九	一、五三〇、七五九

第六款 第五回改定

支那事變の進展並に國際情勢の逼迫に伴ひ動員下令、作戰指令、防空警備、情報宣傳、物資調達等に關する重要通信が急激に増加して、之に對應する通信施設の完否は、直に我國運の隆替に至大な關係を有するに至つた。而して昭和十二年度以降五箇年の電信事業擴張改良計畫は、樹立當初に於ける國家社會各般の動向を稽查して計畫せられたものであるが、諸種の事情に制約されて、社會の要望する所は、十年間に互つて漸次達成し得るもので、直ちに刻下最大の急務である國防の充實強化に役立たせるには遺憾とするところが多いので、既定工程の中、時局と關係の薄い施設は後年度に繰延べ、時局に緊切な最少限度の施設を繰上げて實施することとして、ここに豫算を改定して第七十三回議會に提出し其の協賛を得た。其の計畫の概要は左の通りである。

一、電信擴張改良計畫工費及工程概要

- (一) 經費總額 九百八十四萬八百圓
- (二) 繼續年限 自昭和十三年度四箇年 至同十六年度

(三) 工程

- 1、有線電信施設 一、二八回線
- 2、無線電信施設 三六

(四) 豫算年度割額内譯

科 目	昭和十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	合 計
電信擴張改良	三、七六八、〇〇〇圓	二、三七九、〇〇〇圓	二、三七九、〇〇〇圓	一、三一四、八〇〇圓	九、八四〇、八〇〇圓
俸給	七二、二〇〇	五四、七三五	五四、七三五	三七、二七〇	二一八、九四〇
事業費	三、六九五、八〇〇	二、三二四、二六五	二、三二四、二六五	一、二七七、五三〇	九、六二一、八六〇
電信施設費	二、九二五、七一二	一、八五一、五九五	一、八五一、五九五	一、〇二二、二七八	七、三三一、一八〇
局舎營繕費	四九五、八〇四	三〇一、三七〇	三〇一、三七〇	一〇六、九三六	一、二〇五、四八〇
其他費	二七四、二八四	一七一、三〇〇	一七一、三〇〇	六八、三一六	六八五、二〇〇

(五) 工程の年度別内譯

種 別	昭和十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	合 計
有線電信施設	三九 <small>回線</small>	二八 <small>回線</small>	二八 <small>回線</small>	五二 <small>回線</small>	一、二二八 <small>回線</small>
無線電信施設	五	九	九	一三	三六

(六) 昭和十三年度電信擴張改良費實行豫算内譯

昭和十三年度は三百七十六萬八千圓の豫算の成立を見て之が實施中であつたが、支那事變の進展に伴ひ、物資制約

に對應する豫算の編成替を要することとなり、十三年八月に左の通り實行豫算を編成した。

科 目	成 立 額	同 上 中 節 約 額	差 引 實 施 豫 算 額
電信擴張及改良費	三、七六八、〇〇〇	△	三、五四二、六九八
俸 給	七二、二〇〇	△	六九、〇七八
事業費	三、七九五、八〇〇	△	三、四七三、六二〇
電信施設費	二、九二五、七一二	△	二、七一一、九六四
局舎營繕費	四九五、八〇四	△	五〇三、七九六
其他費	二七四、二八四	△	二五七、八六〇

二、参 考

電信電話設備補充計畫工費及工程概要

- (一) 經費總額 一千三百七十四萬圓
- (二) 繼續年限 自昭和十三年度 至同十六年度 四箇年
- (三) 補充費豫算年度割内譯

科 目	昭 和 十 三 年 度	十 四 年 度	十 五 年 度	十 六 年 度	合 計
電信電話設備補充費	三、二〇〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	三、三八〇、〇〇〇	三、七九〇、〇〇〇	一三、七四〇、〇〇〇
俸 給	六八、五三五	七〇、五〇五	七二、三八〇	七七、三〇五	二八八、七七五
事業費	三、一五一、四六五	三、二七九、四九五	三、三〇七、六二〇	三、七一二、六九五	一三、四五一、二七五

電 信 施 設	費 一、三〇二、六四五	一、六一、七五八	一、六一、九九三	一、二二〇、九二六	四、七四八、三二二
電 話 施 設	費 一、五六〇、四九四	一、八一五、八〇一	一、八四三、二九七	二、二四八、七六〇	七、四六八、三五二
其 他	二八八、三二六	三〇〇、九三六	三〇二、三三〇	三四三、〇〇九	一、二三四、六〇一

第七款 第六回 改定

支那事變の進展に伴ひ、我國の情勢は愈々長期戦に對應する物資需給統制の強化を要求せられるに至つたので、電信擴張改良計畫も時局に鑑みて急施を要するものを十四年度に繰上げて施工し、比較的不急と認めらるる一般公衆通信の需要に對應する施設の整備擴充は、全部之を見合すこととして、既定計畫を改定して第七十四回議會の協賛を得た。其の計畫の概要は左の通りである。

一、電信擴張改良計畫工費及工程概要

- (一) 經費總額 六百二十九萬二千八十三圓
- (二) 繼續年限 自昭和十四年度 至同十五年 二箇年
- (三) 昭和十四年度計畫工程
  - イ、特種電信回線の整備擴充 二九區間
  - ロ、主要電信回線の通信方式變更 六回線
  - ハ、對外地並に滿支電信回線の整備擴充 九區間

第三篇 電 信

ニ、電信取扱開始

右に伴ふ電話機施設

ホ、託送電報送受用電話機施設

ヘ、對特殊船舶無線電信施設

ト、無線通信高速度化施設

チ、五〇〇キロサイクル聽守専用受信機施設

リ、對外無線電信連絡施設の擴充

ス、對外無線寫眞電信連絡施設の擴充

ル、情報通信施設の擴充強化  
無線電信施設  
有線電信施設

ヲ、幌筵無線電信局移轉擴張

一、三五〇局所

七六座

二九座

一臺

四臺

六局

三方面

一臺

六方面

二回線

一局

(四) 豫算年度割額内譯

科 目	昭和十四年度	十五年 度	合 計
電信擴張改良費	三、四九七、〇〇〇圓	二、七九五、〇八三圓	六、二九二、〇八三圓
俸 給	七八、二四五	六七、九五五	一四六、二〇〇
事 業 費	三、四一八、七五五	二、七二七、一二八	六、一四五、八八三

電信施設費  
局舎營繕費  
其他

二、八六七、七〇五  
三五七、三八五  
一九三、六六五

二、〇六四、〇二五  
四三一、七八五  
二三一、三一八

四、九三一、七三〇  
七八九、一七〇  
四二四、九八三

二、參 考

電信電話設備補充計畫工費及工程概要

(一) 經費總額 千五十二萬圓

(二) 繼續年限 自昭和十四年度三箇年  
至同十六年度

(三) 補充費豫算年度割内譯

科 目	昭和十四年度	十五年 度	十六年 度	合 計
電信電話設備補充費	三、三五〇、〇〇〇圓	三、三八〇、〇〇〇圓	三、七九〇、〇〇〇圓	一〇、五二〇、〇〇〇圓
俸 給	七〇、五〇五	七二、三八〇	七七、三〇五	二二〇、一九〇
事 業 費	三、二七九、四九五	三、三〇七、六二〇	三、七一二、六九五	一〇、二九九、八一〇
電信施設費	一、一六二、七五八	一、一六一、九九三	一、一二〇、九二六	三、四四五、六七七
電話施設費	一、八一五、八〇一	一、八四三、二九七	二、二四八、七六〇	五、九〇七、八五八
其他	三〇〇、九三六	三〇二、三三〇	三四三、〇〇九	九四六、二七五

## 第十一章 電信従事者の養成

## 第一節 序 説

我國に於ける電信従事者の養成は明治二年に始まる。即ち此の年、神奈川縣修文館の生徒四名をして、機械師英人ギルベルドに就き、通信技術を傳習せしめたのを以て養成史上の第一歩とする。爾來六十有餘年我國運の發展と共に、之が神経系統ともいふべき遞信事業は益々重大さを加へ、其の職能發揮の度が直ちに國利民福の度を意味するものとなつた。従つて遞信事業の主要任務を受持つ電信事業従事者の養成は遞信事業の發達、惹いては國勢の進展と共に彌重要なるものとなり、之が進歩の過程は遞信事業の發達と歩調を一にし來つたものである。

元來電信事業従事者の養成が、あらゆる遞信事業従事者の養成機關中で特殊の意義を有つのは、この電信事業が専門的なもので、他の通信事業とは異り、之に従事する者には専門的知識と専門的技術とを要するがためである。電信創業時代に於いては凡てのものが頗る簡單であつて、同じく専門的と言つても現在の如く複雑多岐なものではなく、技術の習熟も容易であつたからして、従事者の養成もさして困難ではなかつた。併し爾來七十有餘年の星霜を経過する間に、我電信事業は目覺ましい發達を遂げ、其の制度なり使用する機械なりが益々複雑になつて、専門に専門を生ず

ることとなつた。斯くして従事者個人の素養の高級化が要求せられると共に、電信事業の普及、換言すれば電信取扱局所數の増加は従事者の需要數を日毎に増加せしめた。

凡そ電信事業の進歩擴充には二大要件がある。即ち一つは各種の新銳利器で、他の一つは之を使用する従事者そのものである。凡ゆる文明の利器が寸秒を争うて發明され改善されてゆく今日、迅速と正確とを生命とする電信事業がより善い機械器具、より完全な設備を必要とするとは言ふまでもない。併しながら之等の物的設備を管理し之を活用する人的そのものを充實し、其の素質能率の向上を圖ることは最も肝要である。此の見地からして當局は常に電信従事者養成機關の擴大充實に意を用ひ、従事者の養成を重視して寸時も之を等閑にすることを得なかつたのである。斯くて電信従事者の養成機關は終始電信事業の發達と共に改善され充實され來つたものである。故に此の依存的關係からすれば、電信事業の發達史は即ち我國電信従事者養成史ともなり、相俟り相俟つて社會文化生活の上に重大な役割を果して來たのである。従つて電信事業従事者の養成に就いて、歴史的な説明を加へようとするれば當然電信事業そのものの發達史に言及しなければならぬことになる。之に就いては既に他の章に詳述されてゐるから、本章では只管従事者の養成に就いて述べて見たい。現今我國に於ける電信従事者の養成機關としては、中央に遞信官吏練習所があり、地方に遞信講習所があるが、本章に於いては主として遞信講習所に就いて記することとする。それにしても電信従事者の養成に於ける發展の次第を釋ねようと欲するならば、其の以前に遡つて過去に於ける養成の大略を叙するの便宜であると思はれる。



## 第二節 創始期の養成

創始期の養成として、明治二年電信の創始から明治二十年に至る間の状況に就いて述べることとする。尙本節は逕信官吏練習所の沿革と重複する部分もあるが、次節以下を述べる便宜上敢へて之を厭はず概略を明かにして置きたい。既に述べた通り明治二年八月神奈川縣修文館の生徒寺崎源太郎(後遜と改む)、田中銀之助、藤野録三、坂部六藏の四名を選抜して英國人機械師ギルベルトに就いて電氣通信技術を傳習せしめたのが、我國に於ける電氣通信技術教授の濫觴である。爾來其の需要の増加するに従つて之を縣兵から採り、或は衆庶から擧げて斯技を傳習し、又大阪、神戸に在つては、數人を選んで先づ之に教授し、然る後更に之等をして他に順傳せしむる等便宜之を養成して僅かに其の用に供したのであつた。蓋し、當時用ひた機器は、指字器にして、其の操作極めて容易であつたため、之が技術の習得も亦さして困難ではなく實地に就くことを得たのであつた。併し明治四年十月莫爾斯印字機が初めて渡來し、漸次同機を採用することとなつたところ、同器は其の構造の巧緻なると、之が操作の微妙なるとに依り、技術者を養成するの困難なること亦曩日の比ではないのであつた。茲に於いて初めて修技教場を工部省に設け生徒を募集して六十名に其の技術を傳習したのであつた。爾來國內の電信局數は日を逐ふて増加し事業の擴張と共に生徒も漸次その數を加へて來た。當時即ち明治五年七月國家の功臣であり、又一世の智者として知られてゐる伊東巳代治伯が年十六歳にして電信修技教場を卒業せられたのは餘りにも有名である。

明治六年四月電信技術自費生徒學費取立方竝に其の入學願及保證人の書式を一定して確固不動なる應募者の決意を求め之が去就を輕々しくすることなからしめた。同年七月に於いて入學試験手續を定めて年齢十二三歳から二十歳の者を募集し生徒の學級を區分して學費の給與、書籍物品の貸付及退學者學費辨償等を規定したのであつた。同年八月電信修技教場は修技學校と改め東京府下潮留に開き、其の分校を大阪高麗橋局内に置かれたのであつたが、此の分校は明治八年二月廢止されて本校に合併されたのである。

明治七年九月修技科條例を設け修技學校に關する細大の方法規定を制定して修技生の應募者年齢を十五歳以上二十五歳以下として試験科目は筆蹟、論書、英語又は佛語の外國語に就いて試験せられ、其の合格者は暫く自費を以て假通學せしめて、電信字號暗誦の後、現字紙を讀ましめ和歐文の送信を試みて然る後初めて其の本入學を許し修技生とせられたのであつた。當時修技校に於いて授くるところの術科は、印字、指字、單鍼の三機であつて、學科は英佛兩語を以てした。在學中に毎年數回其の業を試験し優劣を分つて其の優等者中から更に之を選抜し各局に赴任せしめて電信技術員としたのであつた。爾後年を逐ふて規則章程を更革し漸く其の歩を進めたのであつたが、電信通信設備の擴張せらるるに反して、電信技術員としての應募者は少く、然も電信通信の技術は早急の間に之を習得することは不可能で幾多の年月を要するに依り、明治十三年修技校卒業者の勤務年限を定め更に明治十三年四月に於いて從來の通常生の外、更に少年生を募集し職務に服せしむることとなつた。即ち少年生の應募年齢は十三歳以上十五歳以下として修業期間を通常生の二倍とし、主として讀書を授けて傍ら技術を習得させたのであつた。又入學許可の月から滿七年間を以て奉職の期間と定めた。其の後規則の改正をして、在學期間を二箇年とし、學年學期の期限を定め其の入學期を

毎學年の初めとし、其の試験科目に算術を加へ、又學資の名稱を寄宿料と改むる等其の改革する所亦尠くなかつた。明治二十年五月東京電信學校官制の制定と共に養成施設としての地位程度も昇格し、規模大に備はつたので、修技學校は、其の後一般通信教育よりも廣く遞信官吏養成の學府となるに至つた。尙之と共に教育の普及に伴ひ通信技術のみの傳習生に就いて簡易速成の養成所を各地に設け缺員の補充、事業の擴張に伴ふべき多數の職員を養成するに至つたのである。以下通信技術傳習生の沿革に就いて述べたい。

### 第三節 電信技術見習生及傳習生養成時代

明治二十年六月告示第七號を以て電信技術見習生取扱規則が定められた。其の大意を擧ぐれば次の通りである。先づ電信技術見習生は遞信管理局長が其の管區内の事情に應じて、隨時人員を限つて之を募集し、其の區内便宜の地で教育するのであつた。次に志願者は年齢滿十五年以上滿二十二年以下で、二箇年間徴兵に關係なく、品行方正體格健康なることは勿論、作文（通常往復用文）、筆蹟（片假名及羅馬字）、横文（讀方及綴字方）及算術（比例迄）の學科試業に合格の後、尙管理局の指定する場所に於いて二週間の技術を修めしめ、其の能否を試業して入學の許可を決定したもので、入學の詮衡方法としては徹底したものであつた。斯くして入學の許可を得た者が、保證人を立て一定の形式に依る誓約書の提出を要するのであつた。見習生には一週間二十四時間の割合を以て一箇年間、通信技術、歐文の書方及綴方を學習せしめて、然る後試業を施行し、及第者には卒業證を授與すと定められてゐるが、注目すべきことには、

落第者には尙三箇月間修業せしめて再試業をするといふ規定である。見習生の修業用筆墨紙等は凡て現品を給與されてゐた。又修業中は器械室への出入は許されなかつた。見習生の卒業後は滿三箇年間電信事務に従事するところの義務があり、中途廢學及服務期間中に辭職することを得ないこと、若し已むを得ない事故に依る者は、其の事由を説明して親族保證人連署の上出願し、之を許可されたとき、又は何等かの事由に依り廢學若くは免職を申付られたときは、本人又は保證人から在學費用を一箇月一圓の割で還納せしめられた。之を現行規定の一箇月三圓の割に比較して、四十有餘年前の養成費を考察するのも一の方法であらう。ところで其の保證人であるが、先づ資格として見習募集の地に居住し、且つ其の地に於いて地所若くは家屋を所有する戸主に限ることとし、特に不動産を重んじてゐるのも面白い。保證人が其の地を轉じ又地所家屋の所有權を失ひ若くは死亡したときは、保證人を更定すること、保證人二箇月以上の旅行をするときは代理者を立てること等随分嚴格に規定されてゐた。此の取扱規則は全文十六箇條から成り立つて、之を現行規定と比較しても可成行届いたもので、當時その養成が重要視されてゐた趣を窺知することが出来る。而して同年七月には電信技術見習生募集及教育手續も定められた。即ち従事者教育の不統一不徹底を是正し、管理局長をして一定の方針に據らしめんがためである。併し折角制定された此の規則も、明治二十一年七月告示第百十四號を以て廢止され、同月公達第百五十六號を以て電信技術傳習生取扱規則並に終業試験手續が定められた。一見朝令暮改の謗もありさうだが、之には注目すべき理由があつたのである。即ち従前の規則は電信局の技術員を養成するのに適用する目的であつた。ところが當時従來の一、二等電信局を改めて二等局とし、更に簡易の組織を以て三等電信局が設けられ、又明治二十一年六月には三等電信局技術員採用規程同定員規則が定められたのであつた。此の三等電信

局は特殊の性質を有し、局務の取扱は極めて簡單を主とし、其の技術員の養成に至つても亦從來の規定では實際に適合しないものとなつてしまつた。此の制度上の大改善によつて、此の傳習生概則並に終業試験手續が定められたものである。今其の概要を述べれば電信技術傳習生は三等電信局技術員に採用の目的を以て養成することと明示してある。尤も此の目的は、翌明治二十二年二月公達第二十七號を以て一、二等局の助手をも養成することに改められたことを附記して置かねばならぬ。さて其の養成であるが、逓信管理局長に於いて技術傳習生を要するときは其の人員を定め、逓信大臣の認可を得、区内便宜の郵便電信局又は電信局に於いて該局技術官をして傳習せしむることになつてゐた。電信技術傳習生となり得る者の年齢の制限及身體健康なる者に限ることは従前と同様であつたが、學科試験に於いて、作文(普通往復文)筆蹟(楷行書)算術(加減乗除)及讀書(電信法規)とせられ、此の試験に合格した者の中より選擇し、合格者定員より多いときは優等者から順次之を選擇すること、而して合格者と雖も故意を以て郵便又は電信に關する罪を犯し刑に處せられた者、禁錮以上の刑に處せられ又は監視せられ、若くは賭博犯に依り懲罰の處分を受けた者、又は懲戒に依り免官となり二箇年を経過しない者、又は身代限りの處分を受け負債の辨償を終へない者等は電信技術傳習生となることを得ないと言ふやうに、之が資格に就いては充分に吟味が加へられてゐる。愈々合格となると逓信管理局長は電信技術傳習生をして身元保證人を定め、其の保證書を差出さしめることは在來の通りであるが、修業期間が短縮されて凡六箇月を期とし、一週二十四時間の授業が課せられてゐる。授業科目は電機通信技術、電信法規、通信機械取付方及調度の概略、亞刺比亞數字及羅馬文字であつた。電信技術傳習生に於いて自辨することの困難とする修業用必須の機械物品等は給與又は貸與された。電信技術傳習生は其の實務練習のため必要あるときの外は、電機通信

機械室に入ること許されないと、電信技術傳習生には定規の試験を行ひ、及第した者には逓信管理局長から終業證書を附與され、終業證書を有する者はいつれの地に於いても試験を経ずして、三等電信局電機通信の業務に従事することを許され、謂はば日本國中何處にも通用する免許狀を得たわけである。尙終業證書を附與された者の族籍氏名は試験書類を添へ其の都度逓信大臣に申報することになつてゐた。

明治二十二年三月公達第五十五號を以て電信技術傳習生終業の後本務に服するまでは、其の養成局の電機通信機械室に於いて、局務の妨害とならぬやう注意の上、通信に關する事務を見習はせるやうに定められた。又同年四月には電信技術傳習生に附與する終業證書の書式が定められた。

#### 第四節 電氣通信技術傳習生養成時代

明治二十二年十一月公達第四百六十八號を以て、電氣通信技術傳習生養成規則が制定せられた。即ち急激な國運の伸張により電信業務は頗る増加し、電氣通信技術者の増員を促すに至つた。然るに尙從來の方法に依つて、之を養成するならば徒に多くの日子を要し、到底焦眉の急に應ずることが出来ないため、茲に從來の電信技術傳習生取扱概則を廢して、更に其の養成方法を改めたのである。此の養成規則の概要を述べれば次の通りである。

電氣通信技術傳習生は一、二等郵便電信局、電信局の電氣通信助手若くは三等郵便電信局、電信局の技術員に採用する目的を以て養成せられ、傳習生は終業の後二箇年間逓信省の電信業務に従事するの義務を有すること、養成の場

所は東京電信學校若くは便宜の一、二等郵便電信局及電信局とし、之等の局に於いて養成するの必要があるときは、東京電信學校長から當該局長に養成人員を通知されたのであつた。傳習生は各養成の地に於いて志願者を徵募し、此の中三等局の技術員としての志願者は、之を技術員として採用する三等郵便電信局長又は電信局長若くは其の局長となるべき者をして徵募せしめ、志願者は身元引受人と連署したところの一定の形式に依る志願書に履歷書を添へて差出すのであつた。此の傳習生の資格は通信助手となる傳習生に於いては、年齢十三年以上、技術員となる傳習生に於いては十五年以上であつて、兩者とも二十二年以下の男子であること、身體強健、視力聴力完全、品行方正にして、作文(普通往復文)筆蹟(楷行書)英語(讀方及綴方)算術(珠算又は筆算で四則)及讀書(電信法規)の學科試験に合格の者を二週間以上試みに通信さして、成業の見込ある者に限つて入學を許可することとした。

入學を許可したるときは、身元引受人と連署した誓約書を差出させるのであつて、傳習生志願者の試験期日及其の手續並に試験及落第は、東京電信學校長又は郵便電信局長或は電信局長の定むるところに依るのであつた。在學中は、電氣通信技術、電信法規、電信器械取附並に調度の概略及英文讀方並に習字を傳習することとし、此の内英文讀方及習字に習熟しをるものは必ずしも傳習を要しなかつた。修業期限は入學の時から六箇月とし、一週の教授時間は二十四時間とし、時宜に依つて之を伸縮し得ることが出来るのであつた。教官は郵便電信局長又は電信局長に於いて、其の局の電氣通信技術官をして之に當らしめ、事務の都合に依つては、局長自ら傳習するのであつた。當時の養成方法は、多く電信機械室の一隅を教室とし、傳習生には、電鍵一箇宛あてがはれ、外にモールス印字機が設置せられて、之に依つて全く一人で練習すると言ふ状態であつた。當時は、全部印字機通信であつたからして、澤山の現字紙に字

號を印出して置き、後になつて、巻き込んだ現字紙を繰り出しながら練習する状態であつた。右のやうな次第であるから、別段定まつたところの教官が常にあると言ふやうな譯ではなく、時々教官が見廻る位で、電信法規にしても法規の一冊を渡され、之を讀んで置けと言はれる程度であつて、教官も別段説明や講義をするのでもなく見習制度のやうなものであつた。修業期限に達したときは郵便電信局長又は電信局長自ら試験主任となり、其の局の技術官一名若くは二名立會の上に於いて、終業試験が行はれたのであつた。之を今日の程度に比較すると、著しく低くあつた。即ち當時の電信通信界の状況は、既述の通り多くの局はモールス印字機を使用する時代であつたから、別段不思議でもなかつたのである。次に其の終業試験の概要を記して参考に資することにしよう。

- 一 和文電報送信 時間五分
  - 一 和文電報受信 時間五分
  - 一 和文電報送信 時間五分
  - 一 和文電報受信 時間五分
  - 一 英文電報送信 時間五分
  - 一 英文電報受信 時間五分
  - 一 電信法規問題 時間凡一時
- 電信規程につき凡三問題を掲出し之が答文を筆記せしむ

一 通信器械取附及調度  
實地につき概略を取扱はしむ

試験主任及立會人は右試験の成績に依つて及落第を評決し、試験成績書類を添へ評決の趣を東京電信學校長に報告



し、校長は右報告に依り評決の當否を調査し、更に及落第を鑑別して、其の結果を當該郵便電信局長又は電信局長に通知し、尙及筆者には東京郵便電信學校長から電気通信技術終業證書を附與され、直に電気通信に従事させるのであった。

現在の下關電信局當時赤間關郵便電信局と言はれてゐたときの局長から東京郵便電信學校長宛の報告案及校長からの回答の電文に前圖のやうに記されてあつて、其の時代の扱ひ振りが判然として面白い。

落第者に對しては、成業の見込があるものに限つて相當日數間復習させた後、終業試験を執行され、此の復習日數は六十日間を超ゆることは出来なかつた。

傳習中授業料は免除され、課業用の書籍器械類は給與又は貸與せられ、尙北海道地方にあつては、傳習中一日金十錢を給與されたのであつた。蓋し、北海道のやうな新開地にあつては、概して合格者を得ることは困難なる事情にあつて、多數は之を人家稠密の地に募つて僅かに需要を充すに過ぎなかつた。其の結果採用の後、永く僻地に勤務するを厭ひ、僂指して義務年限の経過を待つのみにして、轉換を希望するもの多く、其の煩累を防ぐ意味に依つたものと認められる。

傳習生にして品行不良又は怠惰にして、矯正の見込のない者、傷痍疾病に罹り終業の見込のない者に對しては退學を命じ、又傳習生養成中及終業の後二箇年の義務年限内に退學又は辭職を希望するときは、其の事由を詳悉し、身元引受人と連署證明した願書を差出し其の情狀に依つて許可すること、又自己の都合に依つて退學又は辭職したとき及傷痍疾病以外の理由に依つて退學を命ぜられたとき、又二箇年の義務年限中に懲戒に依り職を免ぜられた場合は養成

中に係る學費一箇月七十五錢の割合を以て身元引受人をして償納せしめ、北海道地方に於いて養成された者は此の外に養成中給與された處の金額を償納させる等であつた。

以上が此の規則の大要であつて、右規則の中、東京郵便電信學校長に於いて統制されてゐた此の養成制度は、明治二十三年十月公達第三百九十九號を以て電務局長に變更された。更に又此の養成規則は明治二十四年二月公達第四十六號を以て、新に電氣通信技術傳習生養成規則が制定せらるるに及び廢止されることとなつた。今此の養成規則が従前の養成規則と特に異なる點を挙げれば次の通りである。

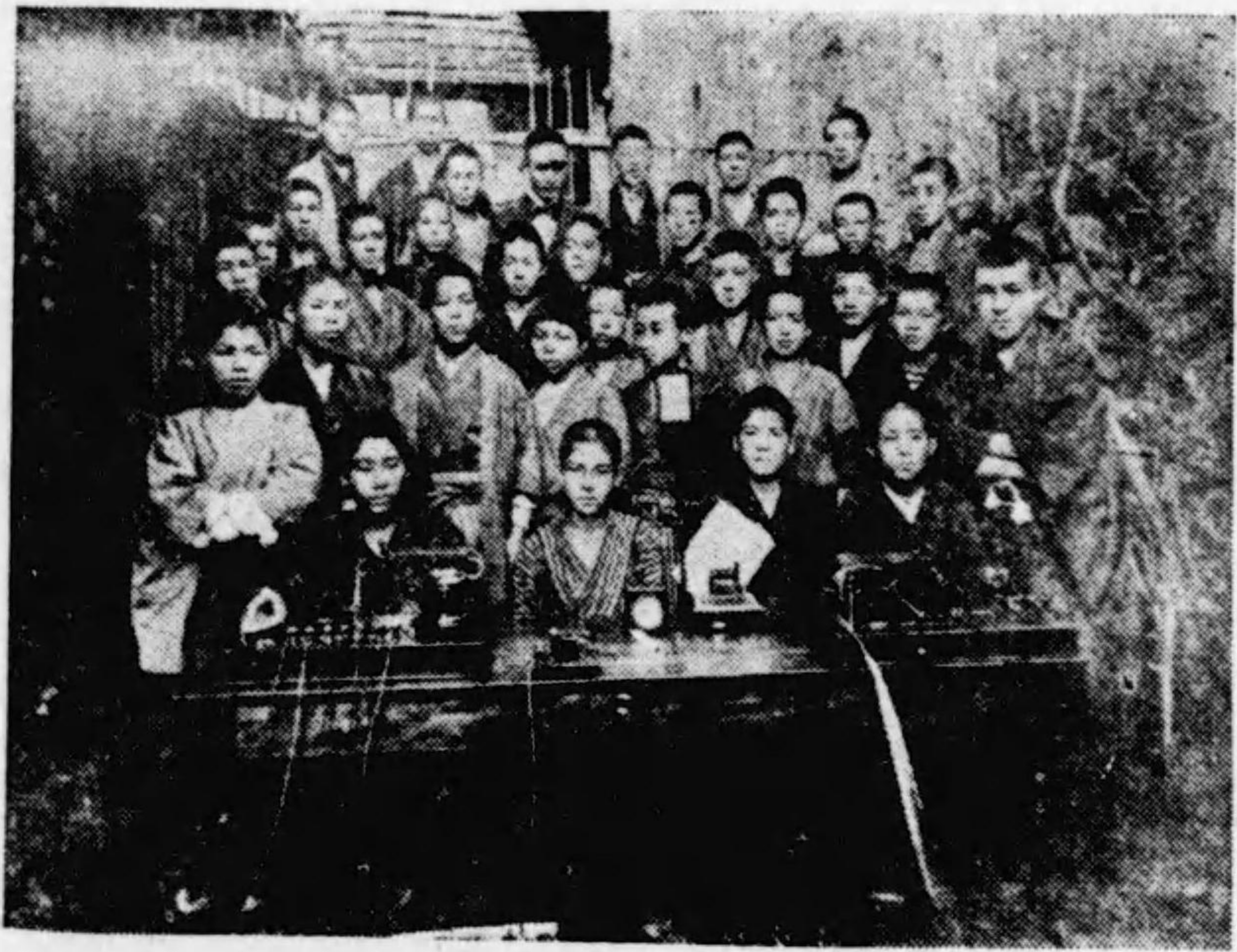
當時は電信擴張時代にして、全國主要地に電信事務を開始するに當り、多くの従事員を養成するの必要に迫られた結果、便宜の一、二等郵便電信局及電信局に於いて養成されることとなり、入學試験の科目中の筆蹟に英文草書が加へられ、一週の傳習時は二十四時間のもので、三十三時間に増加され、終業試験の和文及英文電報の送受時間各五分間のもので、各三分間に短縮せられたこと、退學又は義務年限内に退職した場合に於いての學費償納金の割合を一箇月金五十錢とせられたこと、東京郵便電信學校長は電氣通信技術傳習生養成の實況視察のため、臨時教員を派出し又必要と認むるときは試験を執行し得ること等であつた。此の制度の下に養成された者の中に元拓務大臣、文部大臣松田源治氏がある。同氏は大分縣長洲局から選出され、明治二十五年八月大分局養成の傳習生として入學、翌明治二十六年一月十七日卒業電信技術員として大分縣長洲局に勤務せられたが、夙に天下の志士を以て自任されたものの如く常に天下國家に關して論ぜられてをられたさうである。

明治二十七年日清戰役勃發するや、電信有技者の需要頗る増加して多數の電信有技者を養成するの必要を生じて、

養成規則の改正を促すに至つた。即ち明治二十九年七月公達第二百五十一號を以て此の養成規則は更に改正された。此の改正の要點は養成の目的を等しく一、二、三等局の電氣通信事務に従事する者を採用する目的で養成せられるに至つたこと、養成に關する事務は一等局長に於いて掌理されることになり、養成の場所を一等局又は一等局長の指定した二等局に於いて養成し、已むを得ない事情のあるときは逓信大臣の認可を得て、特に三等局に於いて養成し得るのであつて、三等局に於いての養成を認可するは三等局の豫備技術員に充つる傳習生に限られてゐたのである。傳習生を養成するの必要あるときは通信局長から一等局長に其の人員を通知し、補缺に必要な傳習生は一等局長に於いて直に養成の手續をとられたことと、傳習生となる資格に就いては總べて傳習生を採用する局長に於いて選出し、年齢は滿十五年以上三十年以下の男子とされ、特に一、二等局の電氣通信事務に従事する者は年齢十三年以上三十年以下に限定されたことと、通信技術の試業日数を十日以上と定め、入學試験の英語は、綴方、讀方、譯解、書方に就いて試験することになり、此の英語の試験は三等局の電氣通信事務に従事する者に限り一等局長に於いて傳習中成業の見込あるものと認むるときは、省略することを得ることとされ、一週の傳習時間を三十八時間とし一等局長の見込に依り便宜伸縮し得ることにせられた。終業試験は一等局長試験委員長となり、自局又は區内二等局員中二名以上の試験委員を選定し、立會の上傳習科目に就いて行はれ、試験成績の報告、及落第の判定、通信技術終業證書附與等に就いては従前と變りはないが、東京郵便電信學校長は及落第を判定し、其の旨一等局長に通知すると同時に通信局長に報告することとされた。終業證書が附與された者と雖も、一等局長に於いて實務の必要を認められたときは、其の局又は區内二等局の無給雇として實務に従事させること等であつた。

此の養成規則は爾來數度の改正を見たのであるが、其の中最も主要なものは、給與金に關する改正であつた。即ち明治三十年三月公達第百八十七號によつて、従來は北海道に於いて養成される者のみに手當金を給與されてゐたが、北海道に於いて養成する者には在來の一日十錢を一日金十五錢に増額され、一步南下し青森に於いて養成される者に一日金十錢給與されることになり、翌年四月には公達第百七十號を以て、養成地の如何に拘はらず傳習生に對しては一樣に入學の日より終業證書附與の前日迄一定の手當金を給與されることになつた。

次に明治三十三年七月公達第三百八十七號を以て女子電氣通信技術傳習生養成規則が制定せられた。之れ即ち従來は電氣通信事務に従事する者は男子であることを以て適當とされてゐたが、電氣通信術の中でも和歐文の手送通信の如きは女子でも、男子に比し、能率に於いて劣るところがないのみならず、經費其他に於いても有利な點があるので、女子技術員を養成することになつた。此の女子電氣通信技術傳習生養成に關しては、既述の電氣通信技術傳習生養成規則に據るのであつて特に異なる點を掲ぐれば、年齢十三年以上二十三年以下の者にして、家事に繫累を有たない者、傳習及修業試験科目は電氣通信技術通信に關する電信法規及



明治三十一年長崎電氣通信技術傳習生卒業生

英語(初歩)であつて、終業試験手續並に及第者は一等局長に於いて之を定め、其の及第者と判定した者には修業證書を附與し、其の旨通信局長に報告すること等であつた。尙此の年六月公達第三百三十三號を以て電氣通信技術傳習生養成規則中に改正を加へられ、従來各一等郵便電信局に於いて養成する電氣通信技術傳習生修業試験の及第者は東京郵便電信學校長之を判定し、及第者には修業證書を附與するのであつたが、之を、東京郵便電信學校長の指定した學科程度及採點方法に依つて、各一等郵便電信局長其の及第者を判定し、及第者に修業證書を附與することに改正された。以上の電氣通信技術傳習生養成規則及女子電氣通信技術傳習生養成規則は、後に至つて、通信傳習生養成規則の規定に伴ひ廢止されることになつた。之に就いては次節に於いて述べることにする。

### 第五節 通信傳習生養成時代

明治三十五年十一月公達第六百九十號を以て、通信傳習生養成規則が制定せられ、翌年一月一日から實施せらるるに至り、従前の電氣通信技術傳習生養成規則及女子電氣通信技術傳習生養成規則は廢止されるに至つた。今茲に従前の規定と特に著しく異なる點を掲ぐれば次の通りである。

通信傳習生は一、二、三等局の通信に従事させる目的を以て男女を通じ養成するに至つたことである。従前は男女各別の養成規則に基いて養成されてゐたが、單一の規則の下に養成されることになり、一つの大改正であつた。養成場所は一、二等局所在地とし已むを得ない事情のあるときは、一等局長の見込に依り特に三等局の所在地に於いて

養成された。通信傳習生となるには卒業後採用する局長に於いて選出された者及場合に依り一等局長に於いて採用と否とに拘はらず選出された者にして、年齢十三年以上二十年以下の男子又は年齢十三年以上二十二年以下の家事に繋累のない女子に限られ、特に三等局に採用されるものに限つて、年齢十五年以上三十年以下の者とせられた。入學試験は一等局長の選定した試験委員に依り、讀書(漢字交り文)、作文(往復文、記事文)、筆蹟(楷書行書)、算術(四則、分數比例)、地理(大要)及理科(初歩)とせられ、此の中、一等局長に於いて、其の必要がないと認めるときは、地理及理科は省略することが出来、又特に必要があるものと認めるときは英語(初歩)の一科を課することが出来るのであつた。此のやうな事情で明治三十七年頃から養成所によつては、入學試験を甲種及乙種に區別して、甲種には英語を課するたところもあり又、甲種乙種の區別のない所では隨意科目としてゐるたやうである。併し當時は英語を解する者極めて少なかつたからして之が合格者は少なかつた。又中學校二年級以上の修業證書を所持する者は、入學試験の全科目に就いて及第者と看做され、高等女學校二年級以上の修業證書、若くは高等小學校全科卒業證書を所持する者は英語を除くの外、各科目に就いて及第者と看做されてゐた。各局の養成細則に一樣ならざるものがあるも、之等の資格に該當するものは、志願書及履歷書の提出と同時に入學試験の省略を申請させることにしてゐた。體格検査は一等局長の選定した醫師に於いて行はれ身體健康發育充分にして、視力聽力共に完全な者を合格とせられたのであつて、之を現在の遞信講習所の場合に比較すると餘程簡易であつたやうに窺はれる。入學試験の手續及採點方法は一等局長の定めるところに依るのであつて、明治三十六年一月長崎郵便電信局長に於いて定められたる同局區内養成細則の一部を次に掲げて参考にしよう。

一、讀 書 一時間

凡二百字の漢字交り文に傍訓を附せしむ

二、作 文 一時間半

往復文、記事文各一題を課し筆答せしむ

三、筆 蹟 三十分間

十個の漢字を示し楷行二體に大書せしむ

四、算術(筆算) 一時間半

四則二題、分數、比例各一題を課し答案を提出せしむ

左の科目は所要に依り之を課するものとす

五、地 理 三十分間

内外地理二題を課し筆答せしむ

六、理 科 三十分間

理化學初歩二題を課し筆答せしむ

七、英 語 二時間

(一) 綴 字

二綴以上の語二十語の發音を片假名にて示し且譯を附し之を原語に綴らしむ

(二) 讀 方

「ナショナル」第二讀本若くは之と同程度のものより凡二十語の文章を課し之に發音を附せしむ



(三) 譯 解

「ナショナル」第二讀本若くは之と同程度のものより凡二十語の文章を課し之に直譯を附せしむ

(四) 書 方

二綴以上の語十語を示し草體に書せしむ

之に依つて見ると、明治三十六年頃とは雖も、試験執行手續としては可成り入念に出来てゐる。更に、採點法を見たと一層入念に出来てゐることが判るのである。次に其の採點法を参考として掲げることにする。

- 一、讀 書 問題の難易及誤謬の多寡等に據り相當の評點を附與す
  - 二、作 文 一題五十點の範圍にて文章の優劣に據り相當の評點を附與す
  - 三、筆蹟 書體の優劣に據り相當の評點を附與す
  - 四、算術 誤謬の答按一題毎に二十五點を控除し殘數を得點とす  
但問題の難易に據り其點を異にすることを得
  - 五、地理 一題五十點の範圍にて誤謬の有無等に據り相當の評點を附與す
  - 六、理科 同上
  - 七、英語
- (一) 綴字、誤謬一語毎に五點を控除し殘數を得點とす
  - (二) 讀方、問題の難易及誤謬の多寡等に據り相當の評點を附與す
  - (三) 譯解、同上

(四) 書方書方の優劣に據り相當の評點を附與す

前項各科目(英語を除く)及英語分科目の得點は各百點を以て滿點とし、總點十分の六以上を得たるものを及第者とす  
但一科目又は分科目得點二分の一に達せざるものあるときは及第者となすことを得ず

以上のやうな手續に依つて執行されたる體格検査及入學試験に合格した者は、假入學を許可されるのであつて、入學を許可された者は、二週間以上電氣通信を試修させられ、成業の見込がある者に限り本入學を許可された。此の成業の見込あるや否を判定する標準は、送信に於いては片假名五十字を記載したるものを印字機に依り三分間に送らしめ、受信に於いては片假名莫爾斯字號三十字を印出した現字紙に依り、三分間に受信せしむるのであつて、送受信共得點は各百點を以て滿點とし、字數の多寡及其の品位に據り相當の評點を附與し、總點數十分の六以上を得たる者及第者とせられたのである。但し一科目の得點二分の一に達せないものあるときは落第者とせられたのである。此の試験試験に落第すると退學を命ぜられる譯で、遙々郷里から出て來た者は氣易く歸られるものでないから、とても懸命に練習したものである。

さて愈々試験試験に合格すると入學を許可され、志願者をして保證人と連署した誓約書を差出させるのであつた。在學中は電氣通信、電信事務大意、郵便、郵便爲替、郵便貯金事務大意、電機心得及英語を教授せられ、之等の中、英語は傳習生の卒業後、擔任する事務の狀況に依つて、一等局長が特に其の必要のないものと認めるときに限つて省略することが出来るのであつた。尙電信以外の郵便、郵便爲替及郵便貯金事務大意を教授することになつたのは、當時郵便電信業務の合同は盛に行はれ、傳習生は卒業後、郵便電信合同の影響を受けて、技術の傍ら必ず合同事務を取

扱ふ場合があるものとして、豫め兩務の共通の大體を知悉させるために依るのであつた。

傳習生の養成期間は四箇月とせられ、授業時間は一週三十三時間とし、此の養成期間及授業時間は一等局長の見込に依つて、便宜入學の時から六箇月を超過しない範囲内に於いて、伸縮又は増減することが出来、又病氣其他酌量すべき事情に依り養成期間内に卒業し得ない者でも、尙二箇月以内に卒業の見込ある者に對しては、一等局長は其の期間内に限り、特に之を猶豫されたのであつた。此の養成期間四箇月は一般電信技術者の技倆を低下せしめ、電信の誤謬、遅延に甚だしい直接原因となつて、後に養成期間の延長を主張する者が多くなるといふ結果を齎したのであつた。

傳習生の卒業試験は次の科目及程度であつて、英語は教授された場合に限つて行はれたのであつた。

電氣通信 印字機、音響機、自動機及現波機中の一種又は一種以上に於いて實際通信に差支へない程度

電信事務大意 電信に關する法令及取扱規程等の内、電報の送受及受付配達等の事務に差支へない程度

郵便、郵便爲替、郵便貯金事務大意 郵便物の集配遞送及郵便爲替、郵便貯金の受拂事務の概要に通ずる程度

電機心得 通信機、電池及之に附屬する諸機具類の取扱、接続及調度等に必要なる程度

英語 歐文電報の發着局名等を讀過し及其の電報を送受し得る程度の讀方及書方

此の卒業試験の科目及程度に就いて見るに、最も注目し得るものは電氣通信であつて、印字機通信の外に、音響機、自動機及現波機に依る通信を加へられたことである。併しながら多くの養成所に於いては、和歐文の印字機及音響機の送受信を教授してゐたものであつて、卒業試験の通信速度は、いづれも三分間に行はれ、和文送信に於いては

百九十字以上、歐文送信に於いては二百字以上、印字機和文受信に於いては百七十字以上、印字機歐文受信に於いては百八十字以上、音響機受信に於いては和歐文共各百五十字以上とせられてゐて、之を今日の養成制度に比較すると、其の程度は低いとは思はれるが、併し僅か四箇月の養成期間内に、よく熟練したものと驚かされるのである。又歐文通信が、和文通信に比較して程度の高いのは、今日とは全く反對の状態である。

一等局長は卒業試験の成績に依つて及落第を判定し、及第者には通信傳習生卒業證書を附與したのであつた。此の卒業證書を附與された者にして、三等局に採用される者は二箇月以内一、二等局の無給雇として實務の練習をし、此の場合は卒業證書附與前と同一に手当を給されたのであつた。尙此の二箇月の期間を過ぎた者又は、一、二等局に採用される者と雖も、一等局長に於いて尙事務の練習を必要と認むるときは、一、二等局の無給雇として、實務の練習をさせられて、此の場合は手当金は給與されなかつた。傳習生の卒業後二箇年間遞信部内に於いて、通信業務に従事するところの義務及學資の償納等に就いては、從來と變更はなかつたが、卒業證書附與の日から六箇月を経るも採用されず、又は同一期間無給雇となつて勤務した者に限り、學資の償納は免除され、又傳習生は二箇年の義務年限中辭職し、又は諭旨免職された者は所屬一等局長の承諾を経なければ、他の區内に奉職することは許されなかつた。

以上従前の規定と異るところの大略を述べたのであつて、此の時から養成制度に於いて相當に革新されたの觀はあつた。今日の遞信講習所に比較すると尙雲泥の差があつた。例へば、通信技術にしても全く放任で、音響受信に限り一日、一、二時間位教官が生徒を教室に集めて、電鍵を叩いたものである。又、生徒の素質に於いても餘程の差があつて、教官の骨折も並大抵ではなかつたやうである。

此の制度は明治四十三年迄繼續されて、此の間、日露戦争に伴ふ通信業務の發展に伴ひ、多數の人員を養成したこともあつたが、日露戦争は終結し、世は戰勝國としての好景氣で、従事員中に轉職する者が多く、他方電信事業は益々發展して、優秀な技術員を必要とすることとなり、養成制度の改革を要求するやうになり、通信生養成規則の制定を見るに至つた。之に就いては第七節に記することとする。

## 第六節 通信講習生養成時代

明治三十五年十一月通信傳習生養成規則の制定と同時に、公達第六百九十一號を以て、通信講習生養成規則が制定せられた。此の規則の概要を擧ぐるに次の通りである。

通信講習生は一、二、三等局の高等通信に従事させ、又東京郵便電信學校通信科に入學させるを目的として、養成されるのであつて、現在の遞信講習所高等科の制度に相當する點が少くない。

養成に關する事務は一等局長に依つて掌理され、其の教務は東京郵便電信學校長に依つて監督され、養成地を一等局所在地とし、已むを得ない事情のあるときは遞信大臣の認可を得て特に之を變更して、二等局所在地に於いて養成することが出来るのであつた。

通信講習生としての資格は、現に遞信部内の電氣通信に従事し、通信講習生としての志望者中、年齢十五年以上二十二年以下の男子に限られて、奉職後六箇月以上を經過し、其の成績優秀である者、品行方正身體強壯で入學試験に

及第した者、又は中學校若くは之と同等學校四年級以上の修業證書を所持する者であつて、入學試験は英語及數學とせられ、之等の試験程度、手續及採點方法は東京郵便電信學校長の指定するところによつた。

講習生は毎修業期間の初めに於いて入學することとし、補欠入學は一等局長に於いて特に其の必要を認むるときに限られて、現に在學中の者と同一に教授の出來得るものにして、編入試験に及第した者に許され、編入試験は編入學級の學期試験と同一程度及方法に依つて行はれた。

入學試験及編入試験は養成地に於いて執行され、養成地以外に於いても、受験者の多いときは、特に其の地に於いて執行され、此の場合必要あるときは一等局長は受験者を試験地に召集するのであつた。一等局長は選抜した通信講習生をして、保證人と連署した一定の誓約書を差出させ、尙入學を許したときは、直に其の人員を通信局長及東京郵便電信學校長に報告することになつてゐた。講習生は在職の儘授業をされるのであつたからして、二等局以下の在勤の者は一等局勤務となされてゐた。一等局長は之等講習生を凡て日勤として、一日五時間を標準として其の勤務時間を減縮せられ、適宜之が變更をなし得るのであつた。此のために、一等局に於いては講習生二名に就いて一名の割合を以て補充されてゐた。此のやうな次第であつたからして、多くの講習生養成所に於いては午前八時又は午前九時頃から四時間乃至五時間講習生としての教育を授け、それが終ると一等局の勤務をさせるのであつた。従つて日曜及祭日は講習の方は休みであつても勤務の方は休みと言ふものもない場合があり、全く文字通りに一定の長期間に互つて組織だつたところの講習に過ぎなかつた。

講習生に於いても勤務の傍ら勉強するのであり、且つ復習や豫習に非常な努力を要するのであつたからして、全く

の苦學であつた。併し講習生は將來を東京郵便電信學校に入學することを目指してゐたため、非常に努力し、勉強したものであつたからして、此の卒業生の中から通信官吏練習所に入學した者は少なくなかつたやうである。

講習生に教授する學科目は電氣學、英語、數學、理化學、作文、習字、電信法規、郵便、郵便爲替、郵便貯金法規、會計法規及歐文電氣通信、特種電氣通信であつて、其の程度及教授方法は、東京郵便電信學校長に於いて指定され、又一等局長に於いて必要のないと認めるときは、通信術に限り全部若くは幾部を省略することが出來た。何分にも現職に従事の傍ら講習を受けるのであつたからして、通信術は殆ど教授されなかつたやうである。

當時の英語、數學、理化學等の普通學の先生は、中學校、女學校、師範學校等に於ける通信部外の著名な人に囑託するところが多く、其の他の法規類は局の課長係長と言ふ最高幹部に依つて教授された。併し當時の講習生は前記の通りに東京郵便電信學校通信科に入學するを目的としてゐたため、普通學は一心不亂に勉強し、他の科目に就いては餘り省りみなかつたやうである。

講習生の修業期間は一箇年とせられ、一月一日に始まつて十二月三十一日に終り、之を三學期に分つて一等局長適宜其の期間を定め、而して講習生の授業時間は一週二十時間以内を標準とされてゐた。

在學中は授業料を課せず、授業に必要な用品は給與され、又器具機械及書籍類は貸與されてゐた。通信講習生にしても免職又は辭職したとき、品行不良又は怠惰にして矯正の見込のないとき、卒業試験に落第したとき、傷痍疾病に罹り卒業し得る見込のないとき及入學の日から六箇月以上を経た者、成績劣等にして卒業し得る見込のないとき等の場合を列舉し、之等の一に觸れるときは、一等局長は之に退學を命ずるのであつた。而して通信講習生中退學又は死亡

した者あるときは一等局長直に之を通信局長及東京郵便電信學校長に報告することになつてゐた。

講習生の學期試験は第一學期及第二學期の終りに於いて、一等局長の選定した試験委員に依つて執行され、其の試験科目、程度及採點方法は、一等局長適宜之を定め、卒業試験は學習科目に就いて行はれ、其の程度、手續及採點方法は、東京郵便電信學校長が指定し、一等局長委員長となり、其の選定した四名以上の試験委員と共に立會の上執行され、場合に依つては東京郵便電信學校長は其の職員をして、卒業試験に立會はしめるのであつた。一等局長は卒業試験の成績に依つて其の及落を判定し、及第者には卒業證書を附與し、同時に其の人員を通信局長及東京郵便電信學校長に報告した。

通信講習生の義務は卒業後三箇年間通信部内の通信業務に従事すること、他の在官義務年限中に右の義務年限が開、始されたときは、先に開始の義務年限の残りは、免除されること、通信講習生養成中及右の義務年限中は一等局長に於いて已むを得ない事情があるものと認むる場合の外、退學又は辭職を許されぬこと等であつた。尙通信講習生の退學を許可し、又は免職、辭職、品行不良怠惰及卒業試験落第等に依り退學を命ぜられたとき、及卒業後三箇年の義務年限内に辭職を許可し、若くは懲戒に依つて職を免じたときは、一等局長は入學の日から退學又は卒業證書附與の前日迄の學資を、一箇月金二圓の割合を以て本人又は其の身元保證人から償納させ、若し一箇月未滿の端數日數に依る學資は其の月の大小に依り日割を以て償納させることとし、右償納金は徴兵入營のため辭職する者に限り免除すること、又一等局長に於いて已むを得ない事情に依るものと認むるものにして、通信大臣の認可を得たときは特に免除することが出来るのであつた。

通信講習生の保證人の資格は成年以上の男子にして、其の所屬一等局區内に在住して、土地若くは家屋を所有する者、又は一等局長に於いて身元確實であることを認めらるるものに限られ、保證人之等の資格を失ひ又は逃亡、失踪若くは死亡したときは、一等局長直に其の代人を選定させるのであつて、全文二十九條から成つてゐた。

此の講習生養成制度の下に入學した者の明治三十六年三月末現在に於ける管轄局別生徒数を擧ぐれば、次の通りである。

局名	人員	局名	人員	局名	人員
東京	三〇人	新潟	二人	青森	七人
大阪	二一人	名古屋	九人	金澤	七人
京都	一三人	熊本	四人	多度	七人
横濱	一七人	仙臺	一三人	鹿島	一七人
神戶	一三人	廣島	六人	總計	一七四人
長崎	一八人	宇都都	五人		
札幌	二人	長野	七人		

而して明治三十六年度に於いて之等通信講習生の卒業試験を受けた者は百五十二人にして、其の内及第した者は百四十八人であつた。講習生規則の制定された當時は恰も日露間の風雲頗る急で、世相は騒然たるものがあり、其の年の秋頃からは著しく電報は増加し、各局とも非常に定員拂底を來たし多忙を極めたときであつたからして、講習生は一年の修業期間を待たずして、卒業試験も殆ど形式的に行はれた上卒業させる状態であつた。

前述のやうな状態であつたからして、僅かの卒業生を出したのみで殆ど中止の状態となり、他方明治三十七年に於いては、東京郵便電信學校に於いては、各科共新入學を許さないこととなつた影響を受けて、此の講習生規則は明治三十八年三月公達第二百二十八號を以て廢止されることとなつた。

### 第七節 通信生養成時代

明治四十三年十月公達第八百三號を以て通信生養成規則が制定せられ、同年十二月一日より實施のこととなり、従前の通信傳習生養成規則は廢止されるに至つた。此の養成規則の制定は、電信技術者養成上の一大進歩を示すもので、之に依つて養成方法は、其の體系を整へ且つ統一されたのである。此の養成規則の制定と同日附にて逓信官吏練習所長から練發坤第三百八十六號を以て通信生養成準則が定められた。正に養成規則を活用すべき規程を明示せるもので、之に依つて通信生の養成は面目を一新するの結果となつた。今茲に通信生養成規則及養成準則の大要を示すに次の通りである。

通信生養成に關する事務は逓信管理局長に於いて掌理され、通信生養成後採用する郵便局長及電信局長に於いて推薦されたる者、又は逓信管理局長に於いて必要と認むる場合に於いて、一般逓信部外から適宜に志願者を募集し、之を逓信管理局に於いて養成されることになり、又一、二等郵便局に於いて養成するの必要あるときは、所轄逓信管理局長の具中に依り、逓信大臣の特に指定せる一、二等郵便局に於いて養成されることになつた。

通信生は入學と同時に無給通信事務員として、逓信管理局長の指定する郵便局又は電信局に配屬され、入學と同時に身分上雇員として待遇された。唯勞務を提供するものではない等の事情を考慮して無給通信事務員とされた。通信生となすべき者は滿十三年以上滿二十年以下の男子又は滿十三年以上にして家事に繫累のない女子とし、三等局に採用される男子及女子は滿十四年以上にして其の男子は滿二十五年以下であることを要すとし、年齢を可成少くして學習上の便宜を考慮された。及在學中徵兵現役に關係のない者であること、品行方正身元確實にして將來永く通信事業に従事するの志望堅固の者であることを求め、入學試験並に體格検査に合格した者にして、二週間以上主として電氣通信術を試修せしめて、成業の見込ある者に限り入學を許可された。入學試験科目は讀書(漢字交り文)、作文(往復文、記事文)、算術(四則、分數、比例)、地理(大要)、物理、化學(初歩)及英語(初歩)にして、之等の科目中英語は、逓信管理局長に於いて事情已むを得ないと認められた場合に限り、特に省略することが出來た。當時に於いても尙土地の狀況に依り小學校に於いては全く英語の科目を置かないところがあり、志願者募集に不便があつたためである。又中學校若くは高等女學校二年級以上の修業證書又は高等女學校の全科卒業證書を所持する者は英語以外の科目に對して、及第者と看做すことを得ることにされてゐた。入學試験は逓信管理局所在地及場合に依り所轄逓信管理局區内一、二等局所在地に於いて逓信管理局長の選定した試験委員に依つて執行され、體格検査は逓信管理局長の選定した醫師之を行ひ、呼吸器又は神經系統に關する諸病に罹れる者、稍重き脚氣病又は傳染性の病に患れる者、廢疾、不具、色盲、腋臭、一耳の聽力半以上を失ひ又は近視の程度普通視力の半に達しない者、及身體虛弱其の他將來永く職務に堪へぬと認める者を不合格とし其の他を適宜考定するものであつた。

通信生の養成は逓信管理局長の選定したる養成委員をして養成され、教授科目は電氣通信術、電信及電話事務、郵便、郵便爲替、郵便貯金事務、電氣取扱心得及英語であつて、養成期間は七箇月を標準とし、前の三箇月を第一期、後の四箇月を第二期とし一週の授業時間は少くとも四十五時間とせられてゐた。併し右養成期間は逓信管理局長の見込に依り伸縮し得ることとし、伸長する場合も九箇月を超ゆることは出來なかつた。

養成の方法は教室養成及實務養成の二種とせられ、教室養成は通信生を一定の教室に集め事務取扱方法、及學術の授業をなし、實務養成は通信生を逓信管理局長に於いて指定の郵便局又は電信局に配屬して通信術授業時間の一部を以て、循環にて實務の練習をなさしむることとせるものであつて、第一期に於いて電信電話事務に一週二時間、第二期に於いて通信術に一週約二時間乃至三時間、電信電話事務に約一時間、郵便、郵便爲替、郵便貯金事務に約二時間行ふもので、右時間以外に尙土曜、日曜、祭日等授業時間の短きとき及休暇日はなるべく之を配屬局に收容し、尙第二期に至りては時々夜間勤務又は宿直をなさしめ、以て事務の練習を完全になさしむると同時に能く疲勞に堪へ執務に倦まざるの習慣を體得せしめんとする純然たる職業的教育の方針に依つたのであつた。通信生に對しては養成科目に付、一定の程度に依り卒業試験の成績に依り及落を判定し、及第者には逓信管理局長より通信生卒業證書を授與され、尙其の成績優等の者には優等證書をも授與された。通信生は在學中手當金の給與を受けた者は卒業の日より起算し三箇年間又は之を受けない者は二箇年間逓信部内の通信事務に従事するの義務があつた。

以上通信生養成規則及之が準則の概要を述べたが、之以外は従前の規定と大同小異であるから茲には之を詳述することは差控へたい。併し以上抄出した一部分に依つても判るやうに、其の教育の根本精神に於いては尙職業的である

といふ嫌ひはありながら、之を従前の養成方法に比較すれば、其の體系に於いて、又其の行届いた點に於いて、確かに一進歩を示すものと言へる。ところが此の規則の施行中閑却せんとしてなし得ざる一事態は思はざるところに出現した。即ち大正三年勃發したる歐洲大戰に誘致された電信従業員の動搖及拂底がそれである。この大戰は、大正四年に至り戰愈々酣となり、大正七年十二月休戰條約成立まで、實に五箇年に及び、此の間、所謂大正七、八年の好況時代を現出した。この實業界の輝かしい景氣が我電信従業員養成に痛切なる暗影を投じたのである。而して此の暗影苦惱は互に相倚る二大事由に依つて彌々深刻にされたのであつた。即ち其の一は、民間事業者の活氣づくと共に、好條件の求人が増し、之が収入は刻苦精勵する電信吏員に比して雲泥の差があつた。此の差に依つて電信従事員の實業界に轉向する者相踵ぐの事態は激成され、更に、事業の勃興に伴ふ電報の激増は益々甚しきものがあつて、電信従事員の苦闘は實に想像以上であつた。缺員に缺員を重ね増員に増員を必要とし、現業各局より卒業生の配屬要求愈々猛烈を極める狀況であつた。茲に於いて大正六年春の入學生は、五箇月餘にして選抜卒業させると共に、同年秋に至つては各養成所共臨時速成養成を開始し、優良者から適宜選抜卒業の途を開いたのであつた。併し此の應急措置も各局の缺員を補充するに足らず、翌大正七年二月本省は各講習所へ臨時養成方通牒し、同年五月には養成定員の増員の令達をなし、且つ純然たる電信本位の教養に實際的效果を擧ぐるやう配意すべき旨通牒を發したのであつた。之がため各養成所に於いては、極力生徒を收容し一方民家を借受け臨時寄宿舎の設備をなし急速養成に努めたが、如何なる急速養成も熾烈なる現業各局の配屬要求を如何ともすること能はず、已むなく大正七年春の入學生の如きは在學僅か三箇月餘にして選抜卒業せしむるに至つた。併し如何に養成に努むるも第一應募者拂底し、ために當局は宣傳に

大正六年三月二十日東京日日新聞掲載廣告

大正七年三月九日東京日日新聞掲載廣告

**男女通信生募集** 願書受理  
 三月三十一日限〇修業期間七ヶ月在學  
 中日額男子金二十七錢女子金二十三錢  
 を支給す詳細は芝公園通信生養成所に  
 就き承合すべし但郵便照會には郵券添  
 付を要す

**通信生男女募集** 願書受理三月二十日限り修業期間約  
 七ヶ月在學中日額男子金三十錢女子  
 金二十七錢を給與す詳細は芝公園通  
 信養成所に就き承合すべし但郵便照  
 會には郵券添付を要す

東部遞信局

東部遞信局

努め新聞廣告に依り、或は又募集のため各地に出張の上勸誘に奔走せしめ、之が成績顯著の者には相當報勞の途さへ講じたのであつた。勿論當時の入學試験は殆ど名目に止まるものであつたが、それすらも終には高等小學校卒業者は無試験入學を許可するに至つた。

事態ここに至つて大正七年九月電信従業員の大増員計畫が實現された。従來の養成所に於ける收容人員には自ら限度あり、到底此の需要に應じ能はざるを以て、各主要一、二等現業局に於いて養成するの方針を樹て且つ各従來の養成所に於いては午前午後に分つ二部教授を開始し、大正七年十二月にはそれぞれ生徒を收容し臨時養成を開始し同七年度内は募集すること實に七回、多きは東京、大阪の如く八回に及び、且つ一學級に百名以上養成し全く文字通りの養成混亂時代を現出したのである。斯くして漸く現業各局に於ける缺員は充實せるため現業局に於ける臨時養成は大正十一年末迄に逐次養成事務を廢止するに至つた。實に大正六年度後半期より大正九年に互る期間は、電信従業員養成史上の非常時とも云ふべく、養成人員の大増員に反して志願者の減少、養成期間の短縮、職員不足又は無經驗は

卒業生の素質を著しく低下するに至り、之等の者が現業各局に配属されるや直に一人前の有技者としての活動を餘儀なくせしめられたため、電報の誤謬を醸すもの尠ならず、電報遅延も亦甚だしきものがあつた。電信吏員の技術の低下による電報の遅延、屢次の過誤は遂に電信信用の度を甚だしく損ずるの結果となつた。蓋し如何に努力を拂ふも電気技術の如きは、三箇月乃至六箇月を以てして之を完全に修得せしむるは到底不可能事であり、況して通信各種装置の複雑を極め始めた當時に於いて、此の悲しむべき結果を見たのは又已むを得ないことと言はねばならぬ。

以上略述したところに依つて、當時の養成の困難延いては電信現業員の困憊は容易に想像し得られるであらう。此の變態的應急方法は、次節に於いて述ぶるが如く通信生養成組織及教育方法に對する改革の要望を熾烈ならしめ、遂に現遞信講習所制度の實施を必要とするに至つたのである。

### 第八節 遞信講習所時代

由來電信技術の習得は年齢及素養と最も密接な關係があつて、普通學の素養充分でないところの小學校卒業程度の者を基礎としなければならぬ關係上、従前の如く専門知識と専門技術のみを授ける簡單な養成方法では、所期の目的を達することを得ないのは勿論、日進月歩の時勢に處する上に於いて甚だ遺憾な點が多いのである。

茲に於いて本省は大正十年四月公達第三百十八號を以て、現在の遞信講習所規程を制定して同年五月一日から之を施行し、同年五月三日には通信局より信第九百五十三號通牒を以て、遞信講習所講習細則を制定して、従來の稍々職

業教育に偏したるを改め健康の増進、人格の陶冶、學術及常識の習熟等全く人物主義を採り過去數十年來の養成方法を根本的に更改するに至つた。茲に通信従事員養成制度の積弊を一掃し、整備しゆく通信事業並に日に月に新なる社會状態に適切有效なる遞信育英の大方針を高く掲げ且つ之を著々實施した殊勳の人、即ち遞信講習所の生みの親とも稱すべき、當時の通信局電信課長三宅福馬氏(元滿洲國法制局長官)の見識と功績とを忘れてはならない。

扱て遞信講習所の制定せられるに及んで、名稱を如何にするかに就き問題となつた。學校名とすることは、多數の希望するところであつたが、文部省の學校令との關係もあつて採用されず、通信吏員養成所の名稱で立案された。ところが最後に秦遞信次官の意見で名稱は簡明にするがよいとなつて、現在の遞信講習所の名稱に變更されたのである。従來の通信生養生所が、遞信局監督課の一係同様にして其の業績不振なるものがあつた實狀に鑑み、大正十年四月公達第三百十六號を以て、遞信省分課規程の改正を見るに至つた。即ち遞信局に遞信講習所の一所を加へられ、且つ遞信講習所の事務を分掌せしむるため遞信局所在地外の一等局又は二等局所在地に支所を設くるを得ることとなつた。而して新制度による所長は高等官を以て之に當らしむることに至り、教官は遞信局長に於いて教授上適當の技能を有する者から選任又は囑託することにし、主として普通學科は遞信部外者を囑託の講師とし、其の他は總べて部内者を任命するに至らしめた。

今茲に遞信講習所創立當時の各遞信講習所名及所長の氏名を掲ぐれば次の通りである。

遞 信 講 習 所 名

所長の氏名

東京遞信局遞信講習所

高 橋 正 忠



東京遞信局遞信講習所宇都宮支所  
 東京遞信局遞信講習所甲府支所  
 東京遞信局遞信講習所靜岡支所  
 名古屋遞信局遞信講習所  
 名古屋遞信局遞信講習所長野支所  
 名古屋遞信局遞信講習所金澤支所  
 大阪遞信局遞信講習所  
 大阪遞信局遞信講習所京都支所  
 大阪遞信局遞信講習所神戸支所  
 大阪遞信局遞信講習所高知支所  
 大阪遞信局遞信講習所姫路支所  
 廣島遞信局遞信講習所  
 廣島遞信局遞信講習所岡山支所  
 廣島遞信局遞信講習所下關支所  
 廣島遞信局遞信講習所松江支所  
 熊本遞信局遞信講習所  
 熊本遞信局遞信講習所長崎支所  
 熊本遞信局遞信講習所福岡支所

唐松治郎  
 雨宮定行  
 石樽鎌次郎  
 山内道徳  
 若井吉治  
 藤川靖  
 西邨知一  
 櫻井學  
 大塚齊一  
 若山延彦  
 吉止梅吉  
 村田寅之助  
 山田良秀  
 山田豊太郎  
 井川繁太郎  
 前田直造  
 安光元一  
 田子四郎治

熊本遞信局遞信講習所大分支所  
 熊本遞信局遞信講習所鹿兒島支所  
 熊本遞信局遞信講習所那覇支所  
 仙臺遞信局遞信講習所  
 仙臺遞信局遞信講習所新潟支所  
 仙臺遞信局遞信講習所青森支所  
 仙臺遞信局遞信講習所秋田支所  
 札幌遞信局遞信講習所  
 札幌遞信局遞信講習所函館支所  
 札幌遞信局遞信講習所旭川支所  
 札幌遞信局遞信講習所釧路支所

竹中菊次郎  
 谷文八郎  
 兼田衛七  
 佐藤吾一  
 秋山宇喜太  
 井野博道  
 二双石忠治  
 加藤惠義  
 福島錦次郎  
 劍持宗太郎  
 佐藤虎雄

以上の通り遞信講習所制度創立の當時は本所七箇所及支所二十三箇所を設置して、隆盛發展の途を辿つてゐたが、時世の不況の波には打ち勝つことが出来ず、幾度かの行財政整理のために、大正十三年十一月二十五日に甲府、高知及秋田の支所、昭和四年四月四日に宇都宮支所、同年九月三十日に京都、神戸、大分及鹿兒島の各支所、同年十月一日に旭川支所、同年十月三十一日に岡山支所、昭和五年九月三十日に函館及釧路の兩支所、昭和六年三月三十一日に長野、松江、福岡、新潟及青森の各支所昭和九年十月三十一日に姫路支所は永遠に閉ざされることとなつた。現在は東京、静岡、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺及札幌の各本所と金澤、下關、長崎及那覇の四支所のみ存置してゐる。

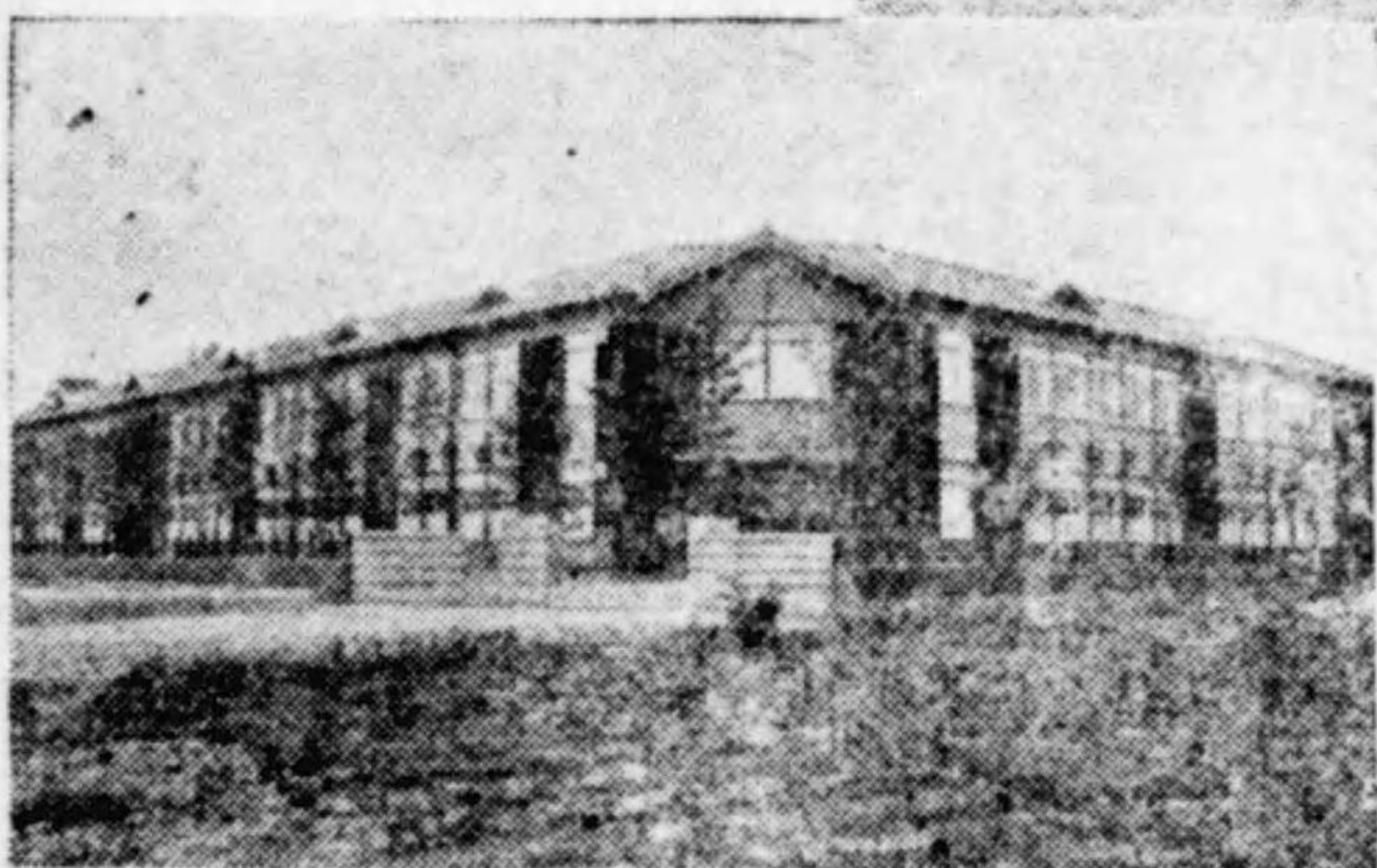
第三篇 電

信

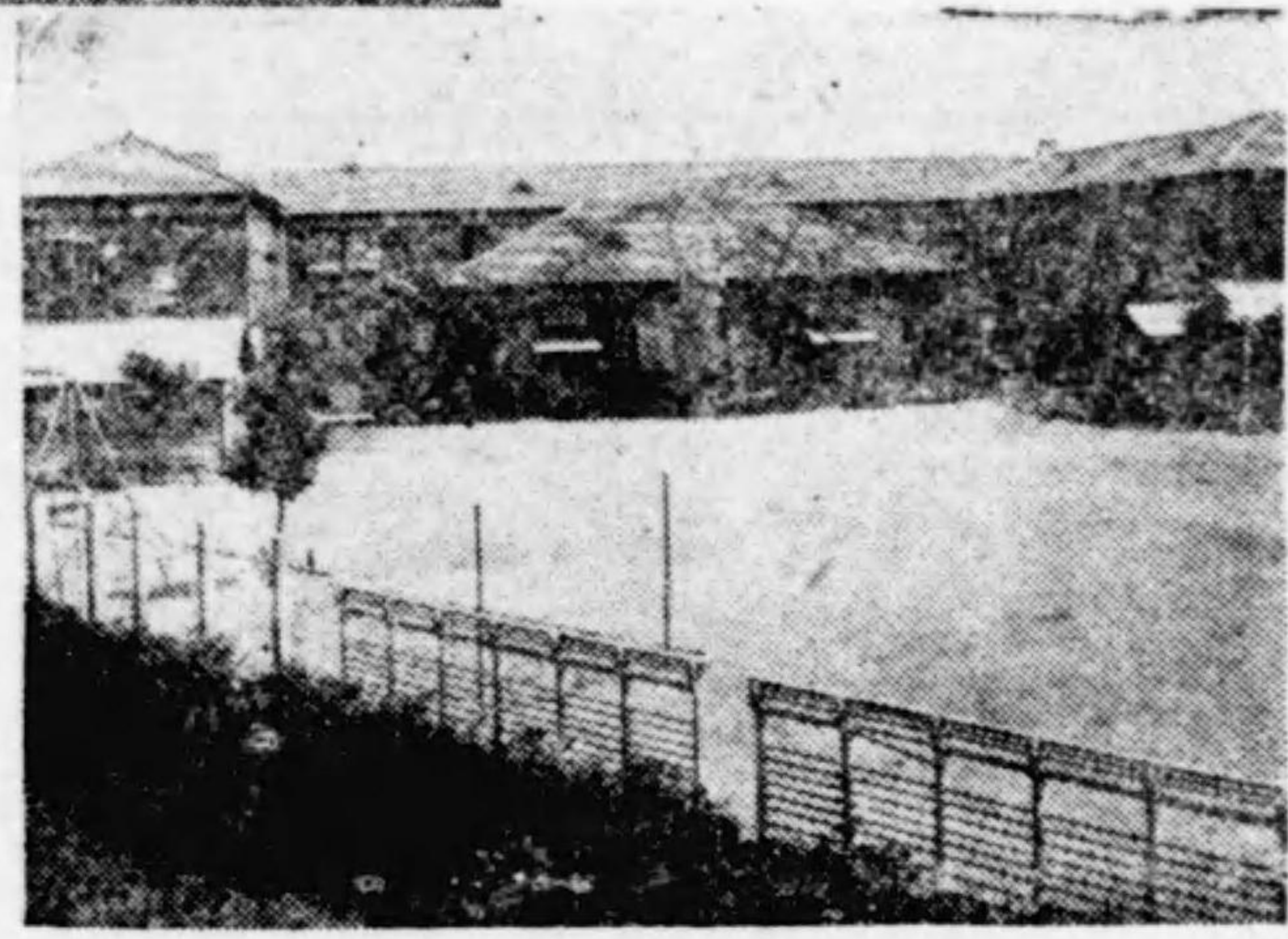
東京地方逓信局逓信講習所



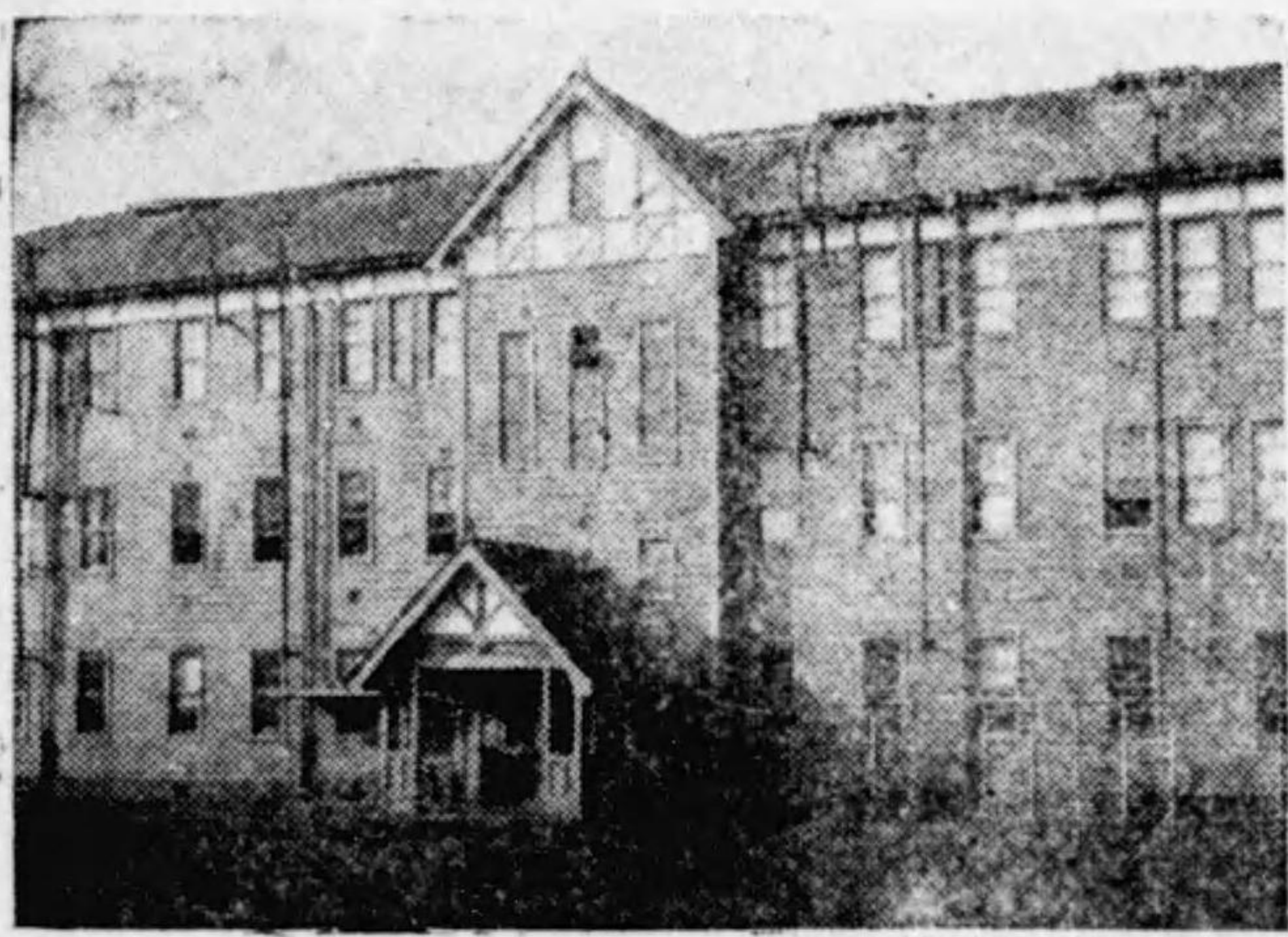
名古屋逓信局逓信講習所



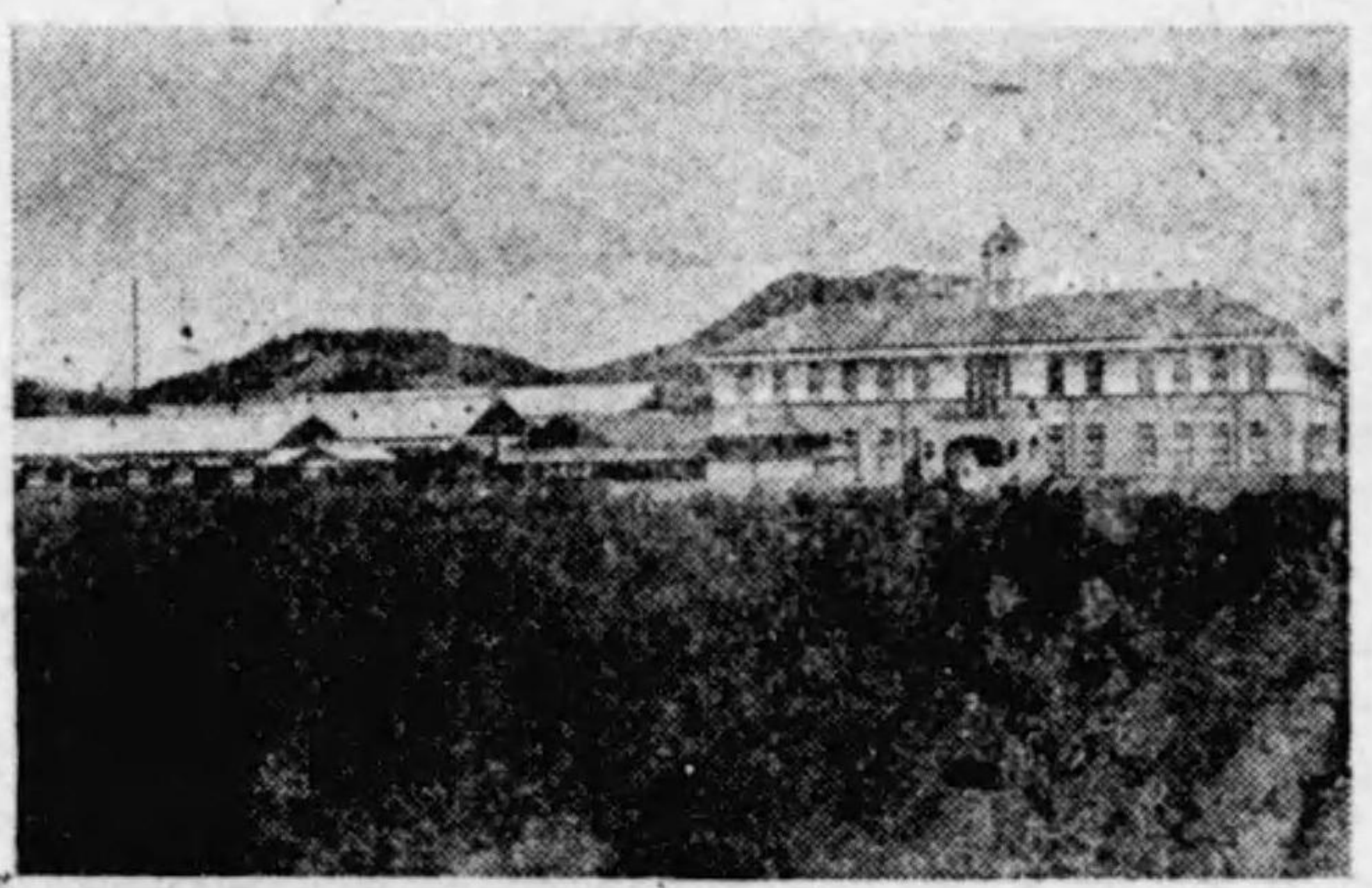
大阪逓信局逓信講習所



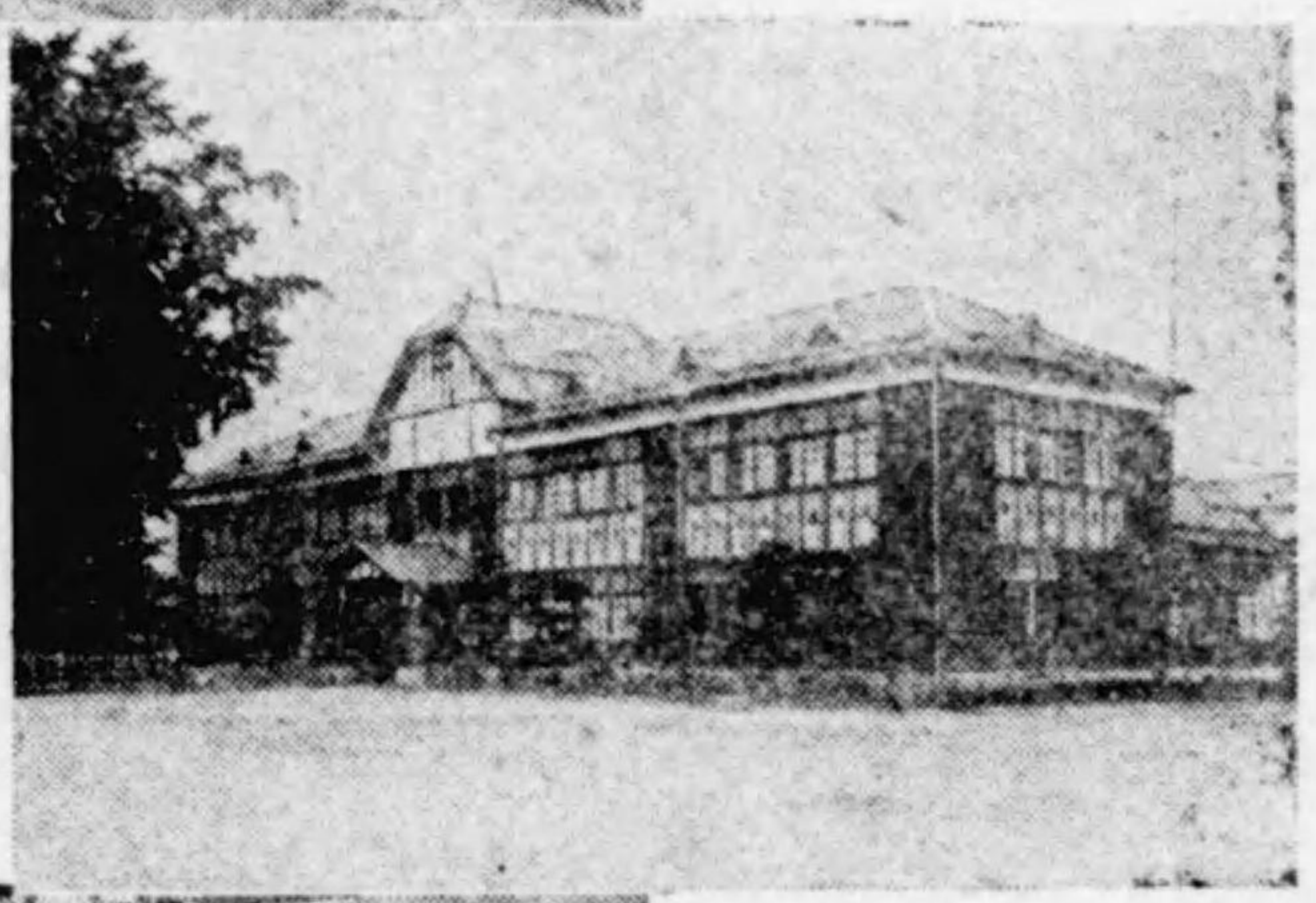
東京都市逓信局逓信講習所



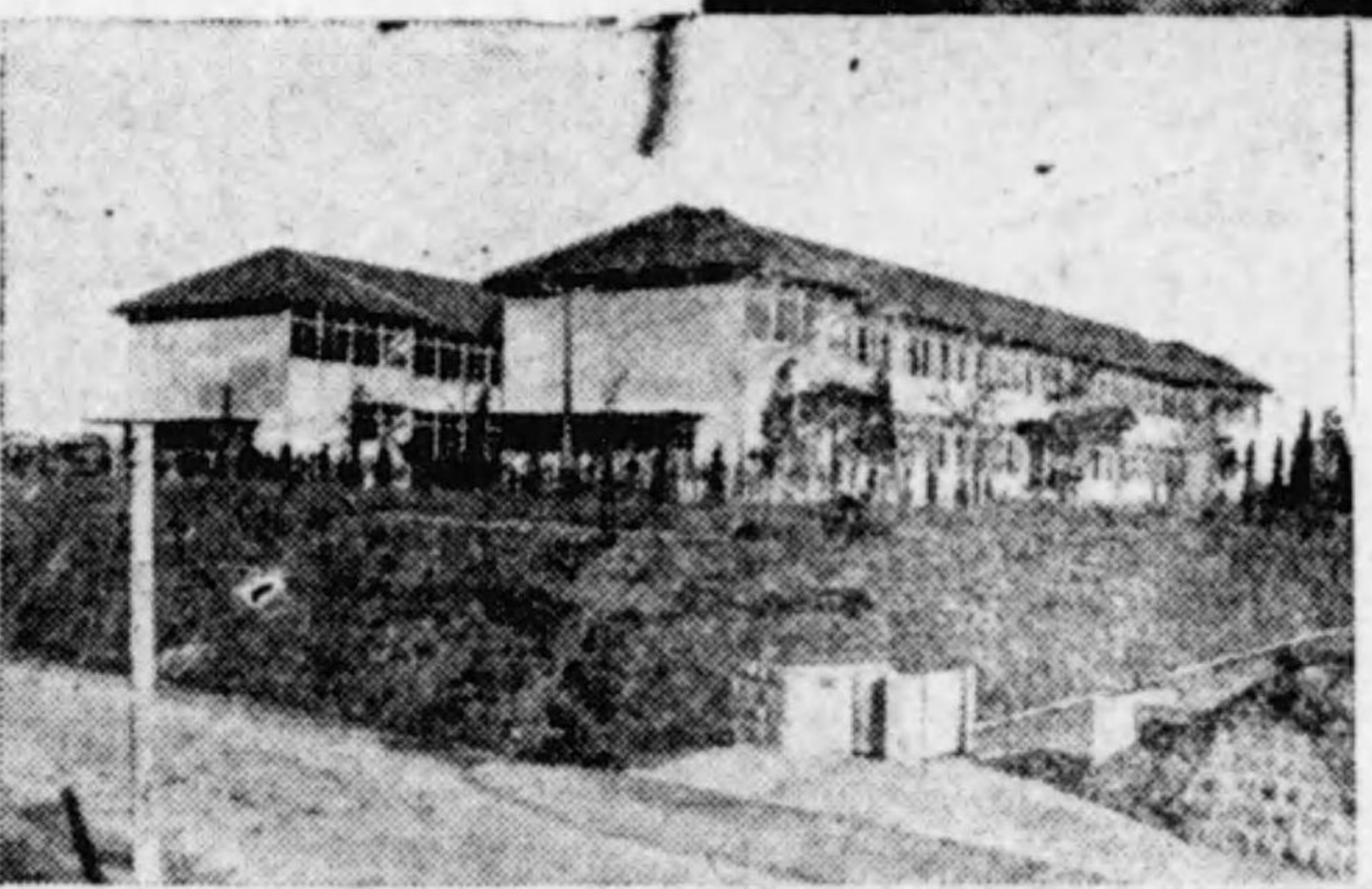
広島逓信局逓信講習所



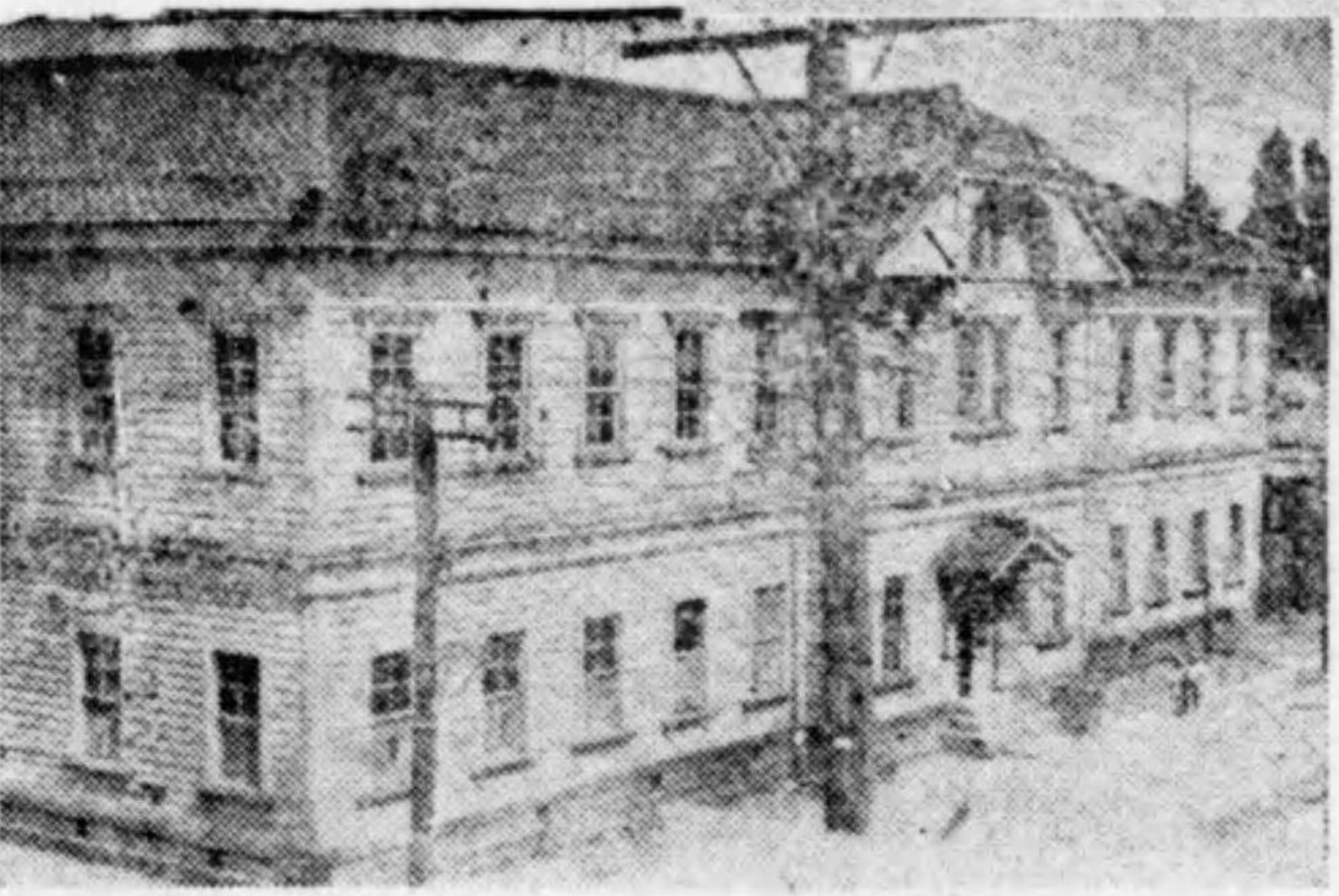
仙臺逓信局逓信講習所



熊本逓信局逓信講習所

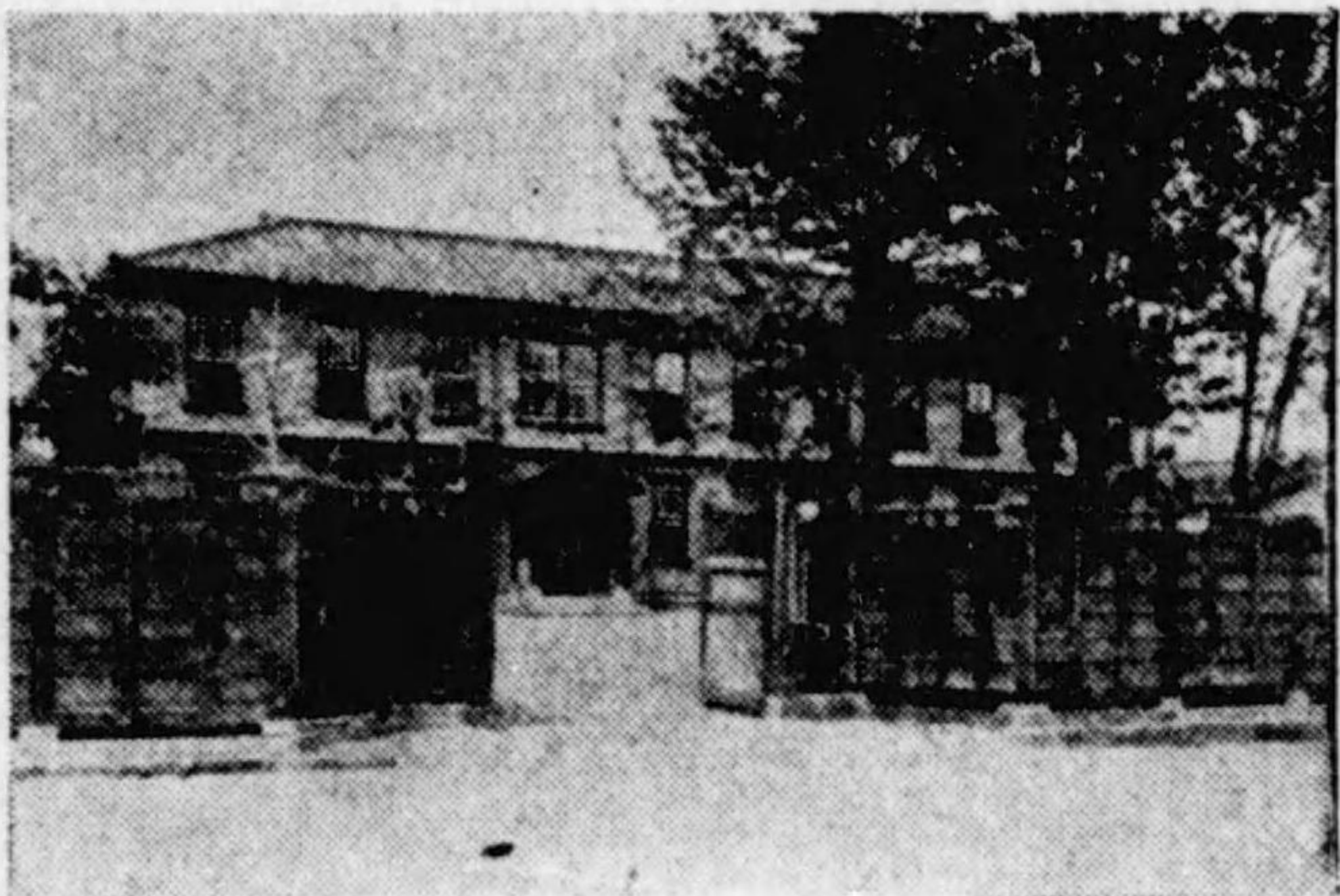


札幌逓信局逓信講習所



第十一章 従事者の養成

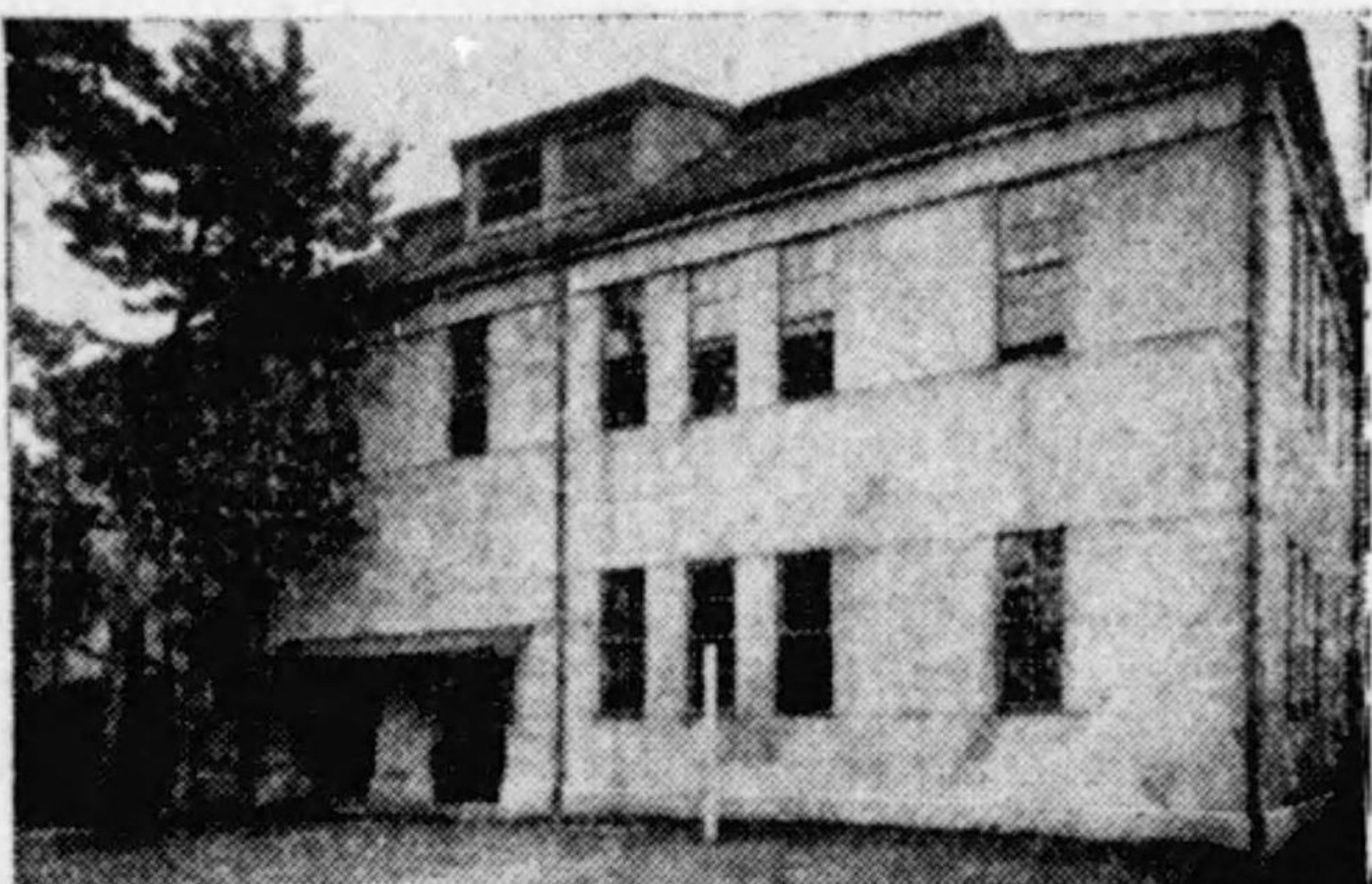
名古屋通信局通信講習所金澤支所



広島通信局通信講習所下関支所



熊本通信局通信講習所長崎支所



通信講習所の學制は普通科其の上に高等科を設置して、高等科は東京、名古屋、大阪、広島、熊本、仙臺及札幌の各通信局所在地の講習所のみ置くこととなつた。

講習期間は普通科九箇月、高等科一箇年に定められ、其の後大正十二年三月公達第三百九十一號を以て普通科は一年に延長せられ、結局兩科共各一箇年とせられた。

入學に就いて普通科は、入學の最低年齢を通信生養成所時代の滿十三歳を滿十四歳以上に進められたる外、學科試験、體格検査に於いても總て通信生養成所時代と變らなかつたが、大正十二年三月公達第三百九十一號を以て、心理検査を行ふに至り、又大正十三年十二月公達第八十七號を以て入學試験科目中、地理及物理化學を廢止するに至つた。此の廢止された科目は主として記憶に依るものであつて、入學試験としての効果は少ないためである。心理検査は實驗心理學を應用した適材選擇法であつて、電信技術の如き正確及敏速を生命とし微妙な動作を要する作業に於いては其の適材を選択すると言ふことが最も必要なことで、講習所入學試験に此の心理検査を採用したのは、斯うした見解からである。更に昭和九年七月公達第四百五十五號を以て入學年齢は一律に滿十四年以上滿二十年以下とせられて、授業能率の向上を圖ることとせられ、入學試験科目中讀書及作文は各別の科目とせられては、此の兩科目は相互に關聯することの大なるため、之を國語の一科目と改められた。又中學校若くは高等女學校三年以上の修業者或は卒業者に對しては、入學試験を省略し得ることとなつてゐたが、普通科生として入學せしむるには知識的考査のみでなく、特殊の性能及人物考査をも要するので、一律に入學試験を行ふことに改められたのであつた。

高等科生として入學させる者は滿二十三年以下の男子又は家事に繫累のない女子にして、在學中徴兵現役に關係な

く、普通科卒業後一年以上電氣通信の實務に従事し、且つ現に遞信部内に在職し、品行方正成績優良にして他の模範となすに足る者を當該局長の推薦に依り、且つ體格検査及入學試験に合格したる者を入學するのである。入學試験は英語、數學及作文を中學校三學年修業の程度に依り行ひ、更に電氣通信術の和文送受信を普通科卒業程度に依り行ふこととなつてゐるのである。尤も本制度制定當時は電氣通信術を和歐文送受信に依り行ふこととなつてゐたが、昭和二年十一月公達第九百五號を以て歐文は削除せられ、之に依り三等局よりの志願者は一大福音を得ることとなつた。

教授科目は普通科に於いて修身、電氣通信術、通信業務大意、電機取扱心得、英語、數學、國語、地理及體操とし、高等科に於いて國民心得、電氣通信術、通信法規、電氣學、英語、數學、物理、化學、交通地理、事業經營、回議文及體操である。其の後大正十二年三月公達第三百九十一號を以て、普通科及高等科の兩科に事業衛生の一科が加へられた。即ち従事員の健康問題は極めて重大であつて、健康問題は個人衛生から始まり延いては事業衛生、社會衛生事項等衛生知識を授くるために、本科目の一科が追加され専門の醫師に依つて教授されることとなつた。

昭和九年四月通信事業特別會計の實施に伴つて、普通科生徒に通信事業の概念を與へ事業經營の眞髓を簡明適切に知らしむるがよとの趣旨で、同年七月公達第四百五十五號に依り事業經營の科目が追加され、之と同時に高等科生徒に對しては、會計法規の知識を授くるの重要性が認められて會計法規の一科目が追加されたのであつた。而して限りある教授時數に、之等の科目を附課することは生徒の負擔を著しく加重することとなるので、從來獨立してゐた事業衛生の科目は廢止されて、事業經營又は體操の科目に於いて衛生知識の徹底を期することとなつた。

從來普通科の入學は電氣通信技術の習得の關係上、高等小學校卒業者を目標としてゐたのであつたが、通信事業の如くに一般社會と緊密なる關係を有し、其の制度なり、其の經營なりを益々社會文化の複雑精妙なる要求に順應せしむるを要する事業にあつては、従業員の高級なる素養化が要求されるのである。茲に於いて昭和十二年四月公達第二百七十七號を以て、從來の高等科は高等科第一部と改められて、中學校第四學年修業程度を入學資格とする高等科第二部を新設して差向、東京及大阪に設置されたが、更に昭和十四年度よりは廣島にも設置された。

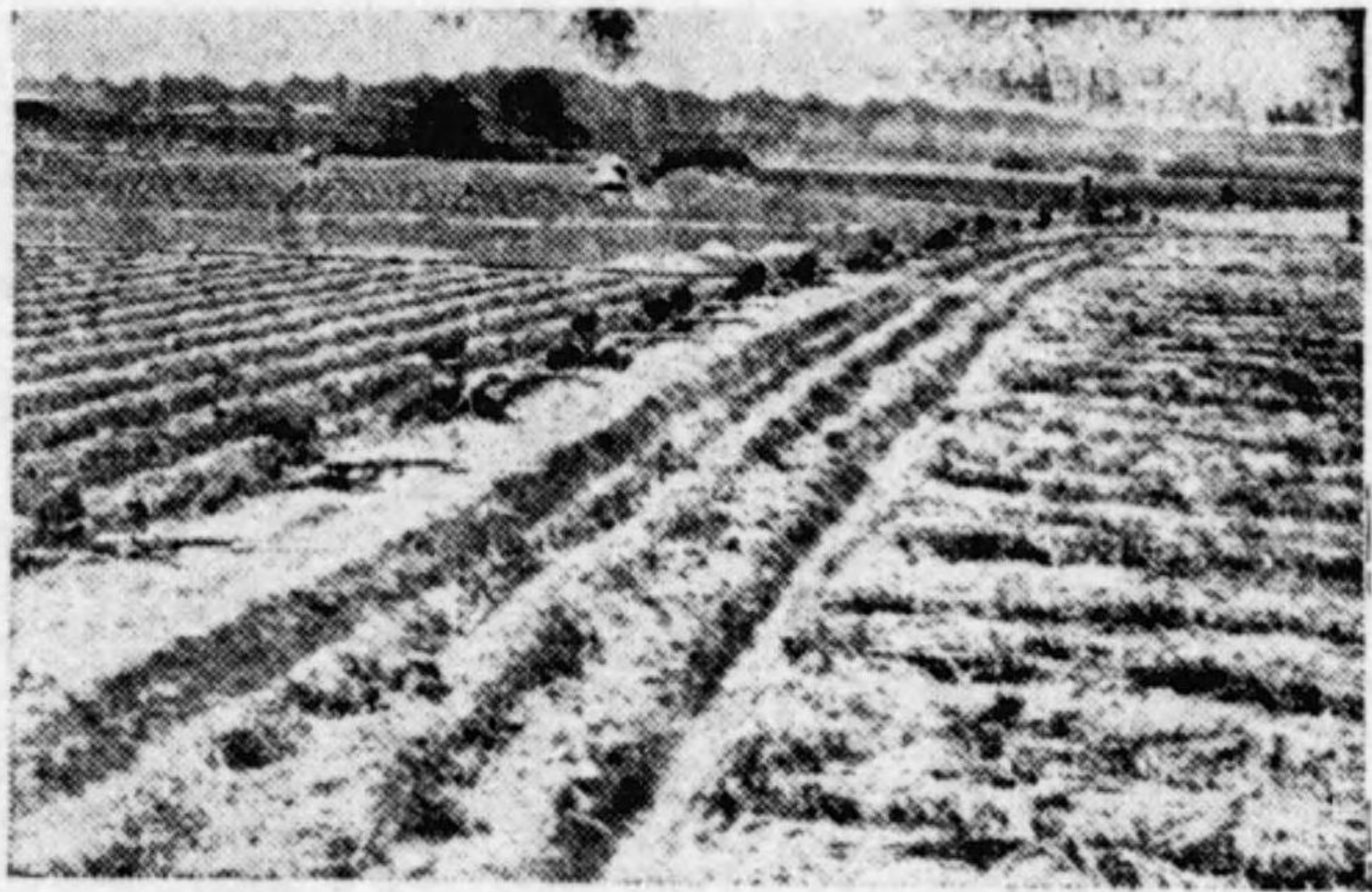
新設高等科第二部にあつては、最高入學年齢を現在の普通科と同様に二十歳とし、入學試験としては中學校第四學年修業程度に依り行ふ國語、數學、英語、地理、歴史の各學科試験の外、更に普通科生徒に對すると同様に適性検査を行つて、電信技術習得上に適するや否やを決定することとせられたのであつた。勿論體格検査並に公衆との接觸の關係上容姿、舉措、言語等に就いても試問の行はることは、普通科生徒採用の場合と變らないのであつた。

教授學科目としては、既に高等科第二部生徒は中學校第四學年修業程度以上の教育を享けた者であると言ふことかからして、通信技術、通信法規等業務中心の教育を行ふこととされ、普通學と目されるものは、業務上極めて關聯の深い範圍に止められた。之を在來の高等科即ち改正の高等科第一部と新設の高等科第二部とを比較するに、後者に、物理化學の科目がない外、殆ど變らないが、數學としては單に日常業務上の計算に最も必要のある珠算に習熟を要するを主とし、英語は通信従業員としての執務上必要なる事項に就いて教授し、又回議文としては官公署の公用文に就いてのみ教授されることとせられた。

大正十四年三月高等科生徒の兵式教練用に充てるため陸軍省から小銃及銃劍屬品一切各三百組の拂下を受け、兵式教練を授けてゐたが、其の成績頗る良好であつたため、翌大正十五年五月更に七百五十組の拂下を受け、之を各遞信

講習所に配備した。此の結果は従来よりも一層精神の陶冶、規律的訓練上に効果を齎らすに至った。

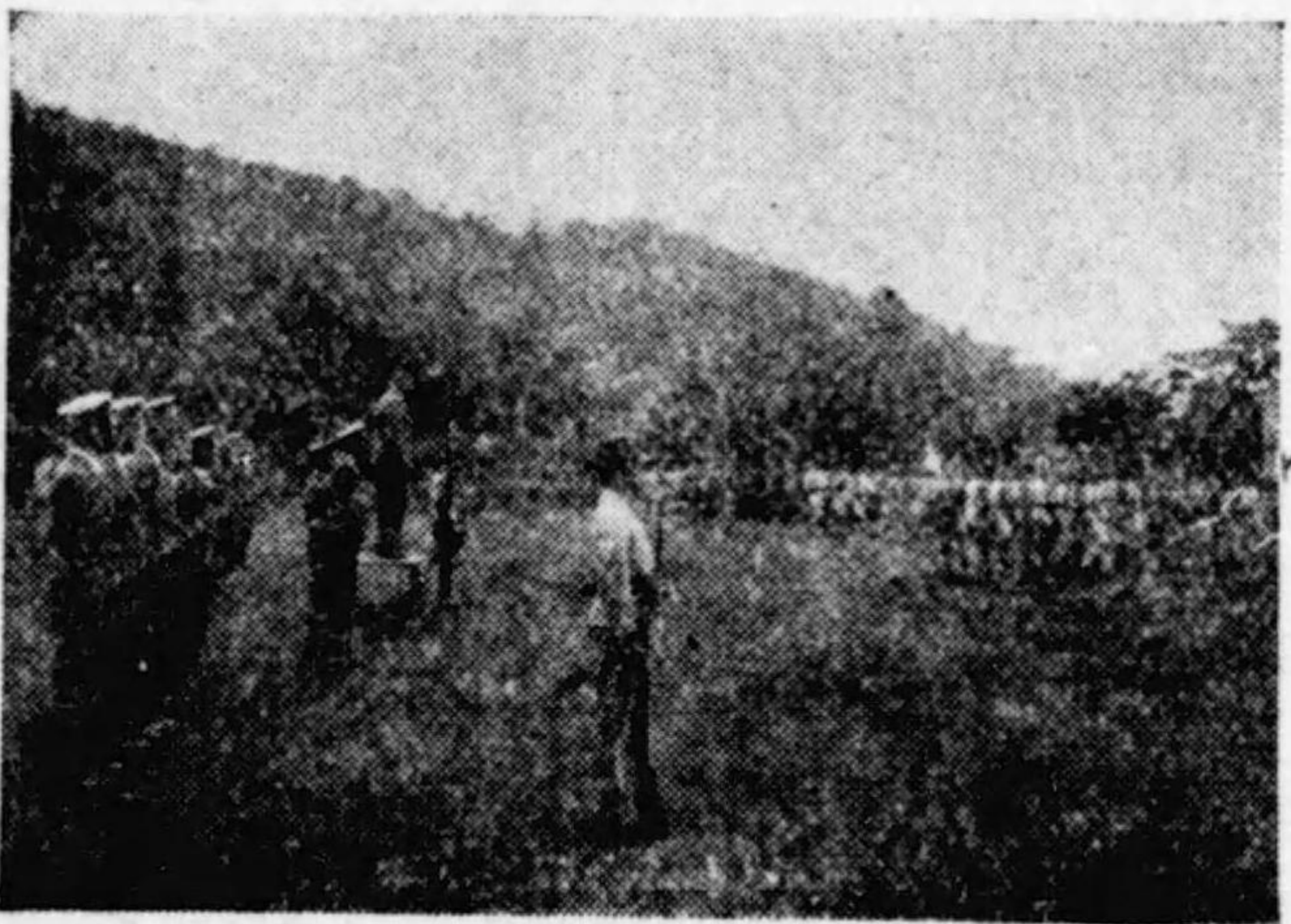
生徒の待遇に就いては従前の通信生養成時代と略同様であつて、高等科生に對しては在學中入學當時の俸給給料に準據して月額二十四圓乃至三十五圓を給與されてゐたが、昭和七年度から各遞信局によつて異なるも一遞信局區内の高等科に對しては月額約二十七圓程度を均等に給與せらるるに至つた。普通科生に對しては創立當初から數回變更はあつたが、現在に於いては在學中月額約十七圓給與される。生徒には授業料を課せず授業に要する器具、式紙、鉛筆、



昭和四年三月下旬通信講習所支所に於ける演習實況

用紙及書籍等は給與又は貸與せられて通信生養成時代と異ならないが、大正十三年十二月公達第千八百七號を以て、授業上特に生徒をして自辨せしむるを便宜とする書籍類例へば英語、數學、國語等の教科書は生徒に自辨せしむることとなつた。

生徒は卒業又は修業後滿三年間遞信部内に、在職する義務を有してゐる。尤も大正十二年三月公達第三百九十一號を以て私費生即ち在學中手



昭和三十三年八月通信講習所支所に於ける野外訓練實況

通信講習所歌

弘田龍太郎作曲

莊重 ♩ = 120



通信講習所歌

作歌 小林 愛雄

- 一、電光石火の間に  
たよりを傳ふ東西  
我が世の幸を進め行く  
務は重き我等なり
- 二、心も身をもすこやかに  
きまりをたて、朝な夜な  
かひなを離へ誰々しくも  
力を誇る我等なり
- 三、日毎に富ます智慧と技  
行手の望仰き見て  
過ぎゆ、時を惜みつゝ、  
まことさぐる我等なり
- 四、氣高き人の道を踏み  
美德の珠を磨きつゝ、  
都に都に文明の  
恵を數くぞ我等なる

たきのび  
よまくと  
りりて夕  
をらのノ  
つたの夕  
たのぞマ  
ふらみヲ  
ひアあミ  
かアふガ  
しナギキ  
に夜みツ  
しナてツ

わか過ミ  
がヒギヤ  
世ナゆコ  
のヲクニ  
さきとヒ  
ちたきナ  
をへをニ  
す雄惜ブ  
す雄しン  
めシみメ  
ゆクツイ  
くモツノ

つちま  
ミカコ  
めらこ  
はフケ  
おホサ  
もコク  
一ル  
一ル  
ワワ  
れれ  
らら  
なナ  
りり  
ル

通信講習所学生の歌

作歌 三宅 編 馬

- 一、青葉に繁る山深み  
おどろと響く雲は  
電鍵一打萬里に響き  
四海に通ず文化のたより  
フレイ フレイ フレイ 通講！
- 二、日出づる國に天子あり  
青松白砂波しづか  
電鍵一打萬里に響き  
四海に通ず文化のたより  
フレイ フレイ フレイ 通講！
- 三、金鼓の音に夢やふれ  
暁明に立つ一萬の  
電鍵一打萬里に響き  
四海に通ず文化のたより  
フレイ フレイ フレイ 通講！
- 四、玉露緑酒何かある  
自主協同の球をつけ  
電鍵一打萬里に響き  
四海に通ず文化のたより  
フレイ フレイ フレイ 通講！

我が手のなかにをさまりぬ  
 七トハアアイ和シの義ニイサーム  
 見ヨ此ノカヒナヒカルナーリ

電 鐘 い ち 打 萬 里 に ひ び き 四 かい に 通 す  
 . . . . .  
*marcato*

文 化 の た よ り フ レ フ レ フ レ 遊 講  
 . . . . .

通信講習所学生の歌

弘田龍太郎作曲

爽快 = ♩ = 112

あ を 葉 に し び る や ま ふ か み  
 日 出 ツ ル ク ニ タ シン ア リ  
 き ん ク セ ン オ リ ヲ ク ナ ニ カ ア ル

い の 穂 垂 る る 野 も ミ は く  
 ね せ ー ン ー 空 に ノ フ ム カ シ ー ン ー ー リ  
 れ ん せ ん ー ー 立 つ ツ ア ち ま ー ン ー ー キ  
 コ ー ニ ー 着 タ ル ア ニ シ

お シ ろ ミ ひ び い か ツ ち は  
 せて ー シ ョ ー ー ハ タ ー ナ ー カ シ ー ン ー ー は  
 自 治 協 同 一 ノ が 一 ナ 意 マ ツ ン ー ー ー カ  
 治 協 同 一 ノ が 一 ナ 意 マ ツ ン ー ー ー カ

當の給與を望まない者の制度を認められて、此の者に對しては滿一年間を以て足ることとなつた。

逓信講習所は其の淵源に遡れば實に幾數十年の古き歴史を有するに拘はらず、未だ所歌を有しなかつたことに關しては生徒間に或る寂寥の感を抱かしめ幾度か之が作製の議があつた。大正十二年六月所歌及生徒歌が作製され今日若人の血脈に波立たせる、「電光る束の間に」の所歌、「青葉に繁る山深み」の逓講生の歌は生れたのである。

所歌は小林愛雄氏の作歌で同氏は、明治十四年十一月三十日生れ、明治四十年東京帝國大學文科卒業後文學界に音樂界に大に貢獻された我國に於ける著名なる作詩家であり、此の人に依つて此の所歌はものせられたのである。生徒歌は三宅福馬氏の作歌で、同氏と我逓信講習所との關係に就いては既述の通りで、逓信講習所に關し何人にも劣らず深く廣く熟知せられ、生徒歌の作歌としては最も然るべき人を得たわけである。

作曲は兩者とも弘田龍太郎氏を煩はしたもので、同氏は明治二十五年六月三十日生れ、東京音樂學校洋琴科同校研究科ピアノ科、作曲科を修了された我國の著名なる作曲家で、歌詞の内容精神を遺憾なく曲譜に表現せられた。

斯くの如く、最も適當なる人及方法に依つて、最も相應しい所歌及生徒歌は生れ出たのである。

逓信従業員養成史上特筆さるる逓信講習所に創立の記念日のないことを甚だ遺憾として、大正十三年七月信第千二百九十一號を以て、逓信講習所規程及同細則の施行日である五月一日を逓信講習所記念日とし、休業日とせらるるに至つた。當日各講習所に於いては教職員生徒參集の上記念式を舉行してゐる。

逓信講習所に就いて大體を述べて來たが、逓信講習所になつて以來非常なる活氣をここに呈して來たことは特筆に値する。

嘗て大正六、七年頃募集定員を得ることが出来なくて困つたことに就いては曩に述べたが、現今は全く之に反對の状態で、其の應募者の年々増加して行くことは、昔日の比ではなく、却つて應募者を制限する状態である。今逓信講習所創立以來の應募者、入學者及卒業者の數を掲ぐれば左表の通りである。

逓信講習所志願、入學、卒業人員累年表

入學年度	普		科		高		等	
	志願人員	入學人員	卒業人員	志願人員	入學人員	卒業人員	志願人員	入學人員
大正十年度	一二、七七五	六、二三〇	五、四五五	三五八	二二三	一七一		
十一年度	一七、八八〇	六、三〇〇	五、五〇〇	四七二	二一七	二〇二		
十二年度	一九、八三九	五、〇三五	三、二九〇	六八八	二二七	二一七		
十三年度	一九、五四三	三、六〇三	三、〇五三	八五二	二三〇	二二四		
十四年度	二四、二九七	三、六三〇	三、〇六五	九六〇	二二六	二二七		
十五年度	二六、〇三九	三、一五三	二、七四六	〇〇四	二二五	二二七		
昭和二年度	三〇、五九八	三、三〇三	二、九〇九	〇九〇	三〇〇	二一七		
三年度	二九、四〇二	二、五四三	二、三一四	一三七	二九二	二八八		
四年度	二七、六六七	二、二〇三	一、九六二	一六一	二七三	二八六		
五年度	二八、三一八	一、四四九	一、三一八	二〇六	一八〇	二六五		
六年度	二四、四二六	一、一五九	一、一〇四	一〇一	一三〇	一六九		
七年度	二二、二六二	一、三一二	一、二七九	〇〇四	一三〇	一二九		
八年度	二七、〇九九	一、三八九	一、三四三	九三九	一三三	一二六		
九年度	二六、八八一	一、五六〇	一、四九六	八三六	一三一	一二九		



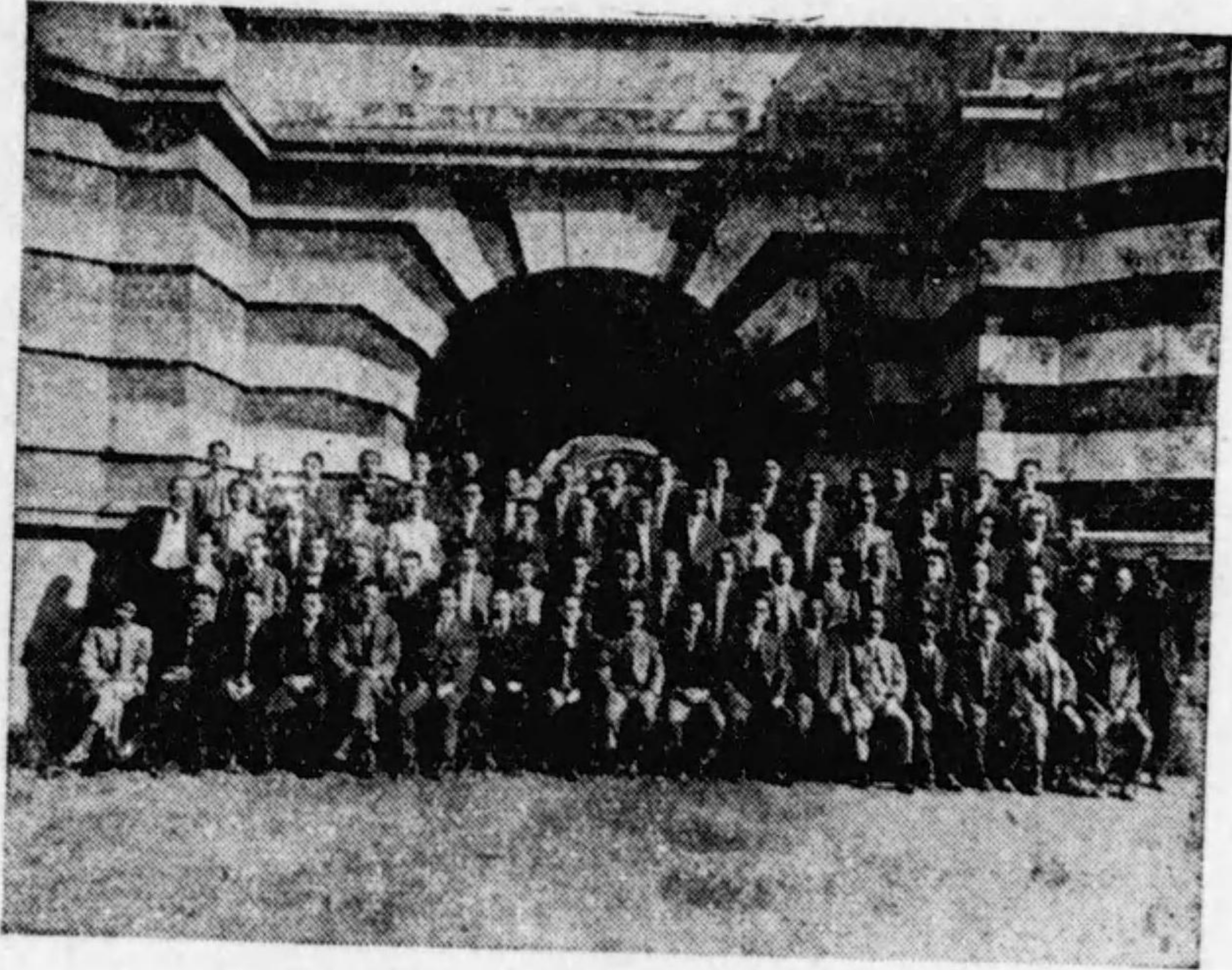
昭和	十年度	十一年度	十二年度	累 計
	二五、〇八七	二五、九〇六	二六、八四七	四一四、八六六
	一、六八八	一、九九九	二、七三三	四九、二八九
	一、六〇九	一、九三五	二、五九八	四二、九七六
	七九四	七八五	八七〇	一五、二五七
	一四〇	一三九	二〇一	三、四〇七
	一三八	一三八	一九三	三、二五〇

以上各節に互つて述べたやうな経路を辿り、現在の遞信講習所は著々その面目本領を發揮しつつある。今や此の古い歴史的背景を力として有力無数の卒業生を我が電信通信界に送り、之等の人達に依つて斯界の實績はあげられつつあるのである。現制度たる遞信講習所が出来てからでも既に十年を経過し、現に益々順調な發達を見せてゐるのは祝福に堪へない次第である。此の上共善良なる事業人の養成をモットーとして邁進せんことを期するものである。

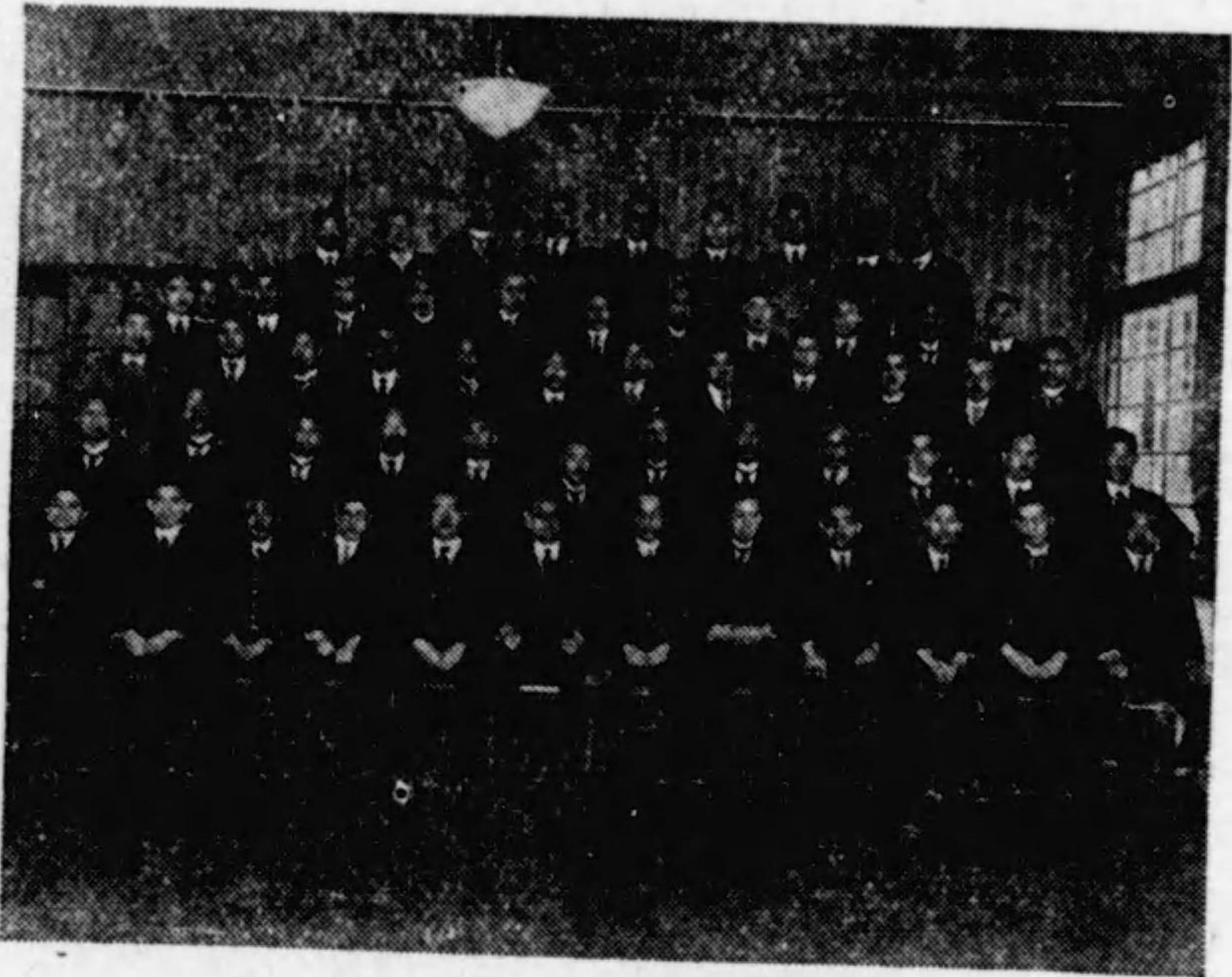
### 第九節 遞信講習所教官講習會

遞信講習所の仕事は實務の根幹たる人を養成して、之を事業界に送り出すものであるから、其の業績の成否は直接に事業そのものの振不振を決定するわけで、如何にして有徳有能の士を養成するかは、極めて重要な問題である。而してこれは單に制度であるとか、或は設備の問題のみによつては、所期の効果を收めることは出来ぬ。人を造るものは所詮人であつて教育者としての人格識見は、直接教育の効果を決するものであるから、教育者の素質如何は極めて重要な項目の一たるを失はぬ。従つて當局は、絶えず教官の見識を高め教授の術に堪能ならしむることに努めてゐるのである。其の内最も重なるものは、大正十一年六月及大正十五年三月本省主催にて開催されたところの遞信講習所

教官講習會であらう。尤も此の外に、昭和五年二月文部省主催の成人教育指導者講習會に各遞信講習所より、それぞれ二、三名の教職員を出席させたことがあり、又各遞信局に於いても、管内遞信講習所教官講習會を開催し、教育上必須な知識の涵養に努めて來たのである。参考までに主として、本省主催の教官講習に就いて記することとする。



遞信講習所教官講習會大會正一十一年六月攝影



遞信講習所教官講習會大會正十五年三月攝影

先づ之が要項を述べると次の通りである。

- 一、講習期間 大正十一年六月一日より七日間
- 二、會 場 逓信官吏練習所
- 三、受講者 逓信講習所本支所教職員五十二名
- 四、講習科目及教師
 

教育概論	東京高等師範學校 教 授 佐々木秀一氏	學校管理法	文部省督學官 森岡常藏氏
學校衛生	文部省學校衛生官 醫學博士 北 豐吉氏	實驗心理學	本省囑託 若林米吉氏
- 五、時間割
 

第一日	通信局長開會辭、監察官所感、電信課長挨拶、實驗心理	學校衛生
第二日	教育概論、實驗心理	學校衛生
第三日	通信術教授法研究、實驗心理	通信術教授法研究
第四日	教育概論、實驗心理	學校衛生
第五日	學校管理法、實驗心理	教育概論
第六日	協 議	學校管理法
第七日	協 議	逓信次官訓示、講習證書授與
		電信課長講話、逓信協會茶話會

第八日 宮城拜觀、東京高等師範學校參觀

六、講習事務研究事項 募集方法、試修方法、生徒訓育及保健衛生、通信術教授及實踐方法、校舎、寄宿舎其の他の設備  
更に稍、詳細に其の狀況を述べて見よう。

先づ第一日は米田通信局長より教職員各位の平素に於いての苦心努力の跡を犒ひ、短期間ながら本講習會をして充分意義あるものたらしめ、尙各自職責の在るところを覺り、今後共一層の考究改良を遂げられんことを希望された。次で園田監察官は「學問と教育」と題し、其の異同目的を論ぜられ、進んで國民教育と道德教育とに就いて述べるところがあつた。轉じて逓信講習所に於いても亦、其の教育方針は須らく國民教育に基調を置くべしとせられ、更に通信機關に従事する者の資格觀念に就いて述べられ、畢竟教育の大眼目は人格の完成にあると結ばれた。

更に次で三宅電信課長は通信局長の御挨拶を敷衍せられ、本講習會開催の由來と目的とを語られ、事業改善の根本をなす人物養成の本義を明にせられ、教育者は出来るだけ知見を擴め各自を充實されるやう希望せられた。それより各講師は豫定の講習科目に就いて熱心に講義せられ、受講者をして大いに啓發せられた。協議打合會に於いては銘々其の蘊蓄を披瀝し、或は各種の施設を發表交換する等、寸時をも空しうせずして協議を遂げられた。斯くして豫定の通り八日午前を以て滞りなく講習を了し、一同本省に參集せられ、秦次官閣下から一場の訓示があつた。其の訓示の要旨は逓信講習所制度改正の本旨より説き起され、教育者の態度に就いて述べられ、逓信講習所教育の効果を十分に發揚せられんことを要望されたのである。之に對し、東京逓信講習所の鈴鹿友光氏が一同を代表して答辭を述べ、引續き通信局長から講習者一同に對して講習證書を授與された。了つて三宅電信課長から連日の勞を謝せられ、其の所感並に將來に對する希望を縷述せられ、全く會を閉ぢた。後別室に於いて、逓信協會から茶菓のもてなしがあり、更に一同記念のため表玄関前にて撮影した。(前掲參照)

會了へて、翌九日、今回の參會者に對して、宮城拜觀のことを差許された。逓信講習制度制定以來初めてのことで

ある。一同身を浄め威容を整へ、午前八時宮城前楠公銅像の邊りに勢揃ひ、坂下門より松の翠彌濃く九重の雲深き大宮所に進み、御案内に従つて宮中御三殿を始め、各御殿其の他を拜し、其の御由來を承り言ひ知れぬ森嚴の氣に打たれながら十時過退下、一同深く此の光榮を肝銘し今後一層奉公の赤誠を竭さんことを誓つた次第である。

宮城拜觀後、東京高等師範學校に向ひ佐々木教授の案内により、各授業の實況を參觀し、其の他の現狀に就いて御話を承つた上、同校を辭し隨意解散した。

本講習會の狀況は概ね以上記する通りであつて、諸講師は熱誠を傾倒せられた講義をせられ、更に參會者一同が上司に於いて深く意とせられた本講習會の精神に徹し、終始熱心に聽講を續けられ、各自の知見を擴むるところが多かつた。

越えて大正十五年三月本省主催の講習會の概況を記するに次の通りである。

一、講習期間 大正十五年三月八日より十一日 二、會 場 本 省

三、受講者 逓信講習所本支所教職員四十七名

四、講習科目及講師

教育學	文學博士 大瀬甚太郎氏	體 育 論	野口源三郎氏
教授法	日田權一氏	衛生講話	醫學博士 額田 豐氏
倫理學	萩原 擴氏	實驗心理學	川島鹿藏氏
心理學	文學博士 田中寛一氏		
五、時間割	午 前	午 後	

第一日 電務局長開會の辭、業務課長の講話

第二日 教育學

第三日 心理學

第四日 教授法

第五日 教授法

第六日 海軍水雷學校等見學

第七日 (日曜)

第八日 實驗心理講話、教練に關する打合

第九日 打合協議

第十日 打合協議

第十一日 新宿御苑拜觀、帝國議會參觀、議事傍聽

六、打合事項

(一) 講習所制度改善に關する事項

(二) 卒業生の配屬及卒業後の連絡方法並に非違防止に關する事項

(三) 講習所用品並に交付制限に關する事項

(四) 各種教範の編纂に關する事項

即ち第一日は劈頭崑山電務局長より講習會を開催するに至つた趣旨からして、從業員の養成に關する根本方針、教官の人格、教育の方法、生徒に對する給與、生徒募集の方法、生徒の卒業後に於ける配屬、生徒卒業後の事故防止、

教育學

心理學

倫理學

體育論、衛生講話

體育論、衛生講話

電信協會及安中電機製作所見學

逓信協會招待

東京中央電信局見學

東京放送局及東京逓信講習所見學

東京中央電信局見學

東京放送局及東京逓信講習所見學

設備の利用等に就いて約二時間に亙られて、微に入り細を極められた演達があつた。之れに對し、東京遞信講習所算佐之助氏は一同を代表して挨拶された。續いて吾妻業務課長から歐米に於ける電信電話の技術者教育に關する講話があつた。

引續いて前記の通り日程は進行されたが、今其の次第及打合協議の模様には、茲に之を記することを省略したい。併し諸講師は熱心に講話され、講習員に對して多大の感動を與へ、裨益する處大なるものがあつたものか、終始眞摯な態度を以て聽講した。又各所の見學に就いても、知見の擴充と實際の教材蒐集に、餘念がなかつた。

更に打合協議に於いては吾妻業務課長、前田規畫課長、藤原事務官、並に土肥電信係長は交代に議長となられて、打合協議事項の審議を進められ、各講習所の教職員は平素の體驗と蘊蓄を披瀝し、事業將來のため有益熱誠な意見を開陳せられ、相互に啓發交歡することを得て些の淀みもなく、意義深き講習會を了へたのであつた。

右講習會が終るや畠山電務局長から聽講に、打合に、見學に、連日熱心なる講習者の勞苦に對して、感謝の意を表せられ、且つ今回の講習會に依つて獲得された智識經驗等は十分今後に於いて活用されんことを希望し、電信技術員の養成教育の改善進歩を圖ると言ふことは、即ち電信の根本改善の基礎である所以に就いて述べられ、從來にも増して、奮勵努力し我が電信業務に従事する人の養成教育に、一段の盡力を盡されんことを希望せられて、閉會の挨拶とせられた。

## 第十節 事務修習及檢定

前節迄は、電信従事者養成の中現在の遞信講習所の沿革に就いて述べて來たが、此の外に電信従事者の養成に關するものに、通信吏員本務外事務修習規程、三等郵便局通信事務員電氣通信技術特別檢定規程及電信現業員檢定規程を擧ぐることが出来る。以下此の三規程に就いて記すこととする。

通信吏員本務外事務修習規程を設けられたのは、明治三十五年十一月公達第六百八十九號に依るものにして、其の要旨とする處は一、二等局員中現業事務執掌者は勿論、其の他の者と雖も、本人の志望に依つて公務の餘暇を利用してなるべく各種の業務を傳習させて、共通事務處理に便せしめんとするのであつて、其の修習は次のやうな區別に依つて之をなさしめるのである。

- 一、郵便、郵便爲替、郵便貯金法規、其他郵便現業に關する諸般の事務
- 二、電信法規、電氣通信其他電信現業に關する諸般の事務
- 三、會計法規其他計算に關する諸般の事務

本規程に依つて修習をなさない者に於いても、單に檢定試験のみを請求する者あるときは之を行ひ、其の試験は毎年二月、六月、十月の三回執行し、事務修習の手續、方法は一等局長に於いて適宜に定められ、修習の科目及其の程度並に檢定試験の程度手續、採點方法、問題に關する事項は東京郵便電信學校長の指定に依るのであつた。檢定試験

は一等局長が委員長となつて、其の選定した三名以上の委員立會の上執行されて、其の合格者には檢定證書が與へられたのである。又一等局長は局務に支障のない限り事務修習に必要である機械、書籍、物品、その他練習室を修習者に使用させることが出来る等、全文僅かに五箇條からなりたつてゐる。此の規程は大正八年二月に一部改正されたが、右は一等局長に依つて行はれたものが、遞信局長とされ、東京郵便電信學校長を遞信官吏練習所長とされ、尙事務修習局員を特定三等局員迄に擴張されたことであつた。

本規程は制定當初の數年間は可成り利用されたものであつたが、事業組織の分業化に伴ひ、適用は次第に少くなつて來た。偶々大正七八年に於いて經濟界の活況により、事業は著しく膨脹を來し、就中、電信有技者の不足は事務に一大恐慌を與へたために、非常手段の事務修習を行つて、其の難關に處したことはあるが、其の後電信従業員養成制度は改正されて、卒業生は充實され、今日に於いては殆ど其の意義を失つた状態になつてゐる。蓋し遞信講習所の良好に進展しつある折柄當然のことであらう。

明治四十一年十一月公達第八百六十七號を以て、三等郵便局通信事務員電氣通信技術特別檢定規程が制定せられた。當時電信事務は益々擴張されるのに反し、電信技術者の變動頻繁にして、缺員は増加し、電信有技者の拂底を告ぐるのとき之れが對策として、制定せられたものであつて、即ち三等局に於いては、各種の事務を兼擔させることは、最も經濟であるため、此の規程が制定されたのである。今此の規程の要旨を擧ぐれば、三等郵便局に於いて、電氣通信事務に従事し得ることの資格を有たない通信事務員をして、電氣通信事務を兼務させんとするときは、當該三等郵便局長の申請に依つて、所轄遞信局長は其の技能の檢定試験を執行するのである。檢定試験は所轄遞信局長が委員長と

なつて、三名以上の委員立會の上、次の科目中一又は二以上を試験し、尙電報取扱規程中の通信に關し必要と認むる條項を附帶して、試験するのであつて、檢定手續は各遞信局長に依り定められ、其の程度は大體に於いて遞信講習所普通科卒業程度である。

- 一 電氣通信技術全體
- 二 和歐文電報の送信及其の音響機受信
- 三 和歐文電報の送信及其の印字機受信
- 四 和文電報の送信及其の音響機受信
- 五 和文電報の送信及其の印字機受信

此の試験の受験者が、電信機を装置してゐるも電報配達事務を取扱はない局に採用される場合に於いては、受信技術が合格しなくても、送信技術が全部優秀であれば、送信技術の合格者とされてゐる。尙試験に合格した者には遞信局長から檢定證書が附與されるのである。

此の特別檢定試験の制度を設けられてからといふものは、三等局に於いての電信技術員の填補を容易ならしむるものとして、大に利用され、殊に明治四十三年安藝國廣局長の如きは、右檢定試験に應じ、且つ實際に適應する有技者の普及を圖るため、附近三等局長の協贊を求めて、電氣通信講習會を組織し會員には三等局長及同局員を以てし、大いに之が活用に努めたものであつて、此のやうな事例は全國隨所に見受けらるるところであつた。爾來電信技術員養成制度の確立に伴ひ、之を利用するものは昔日の如くではなくなつたが、今尙篤學者に依つて相當に利用されてゐる

る。

大正十一年三月公達第二百十八號を以て、電信現業員檢定規程が定められた。凡そ電氣通信技術といふものは一度習得したからと言つて、絶えず錬磨しなくては其の技能は低下し、又如何に優秀な技術者と雖も、終始其の技能を維持することは困難であり、時にはスランプに陥ることもあり得るものであるから、時々電信現業を取扱つてゐる人の技術程度を試験すると言ふことは、技術の奨励となり、又如何なる通信技術に對して、如何なる技能者が何名あるかと言ふことを知り、事業の規畫に參與する者に對して正鵠な資料を提供することとなり、監督指導者の電信技術員指導上の好資料ともなるので、此の規程が制定されるに至つた。今此の檢定規程の大要を掲ぐれば次の通りである。

逓信局長は管内の電信現業員中係長、主幹、課長及局長の職に在る者並に高等官を除いた者の技術を毎年一回試験を執行し、普通三等局に對しては、逓信局長に於いて必要あるものと認めた都度執行するのであつて、其の區別及程度を示せば次表の通りである。

科	目	資格	速一分時の	試験時分	送受別の	評點
一、和文（音響又は印字）通信	第一級	第一級	八五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	七五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	七五字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	五五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	一〇〇字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一〇〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満

二、歐文（音響又は印字）通信	第一級	第一級	六〇字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	五五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	五五字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	七五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	七五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一〇〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
三、和文（音響又は印字）通信	第一級	第一級	一〇〇字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	一〇〇字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一〇〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	一〇〇字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	一〇〇字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一〇〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
四、歐文（音響又は印字）通信	第一級	第一級	一〇〇字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	一〇〇字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一〇〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	七五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	七五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一〇〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
五、和文（音響又は印字）通信	第一級	第一級	七五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	七五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一〇〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	五五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	五五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	五五字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
六、歐文（音響又は印字）通信	第一級	第一級	五五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	五五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	五五字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	九〇字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	九〇字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	九〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
七、和文「タイプライター」貼附現字紙受信	第一級	第一級	九〇字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	九〇字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	九〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	一二〇字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	一二〇字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一二〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
八、歐文「タイプライター」貼附現字紙受信	第一級	第一級	一二〇字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	一二〇字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	一二〇字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	八五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	八五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	八五字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
九、和文「タイプライター」音響通信	第一級	第一級	八五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	八五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	八五字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満
	第二級	第一級	八五字	十分時	送受	七五點以上
		第二級	八五字	十分時	送受	七五點以上
		第三級	八五字	十分時	送受	四〇點以上 七五點未満

一〇、歐文「タイプライター」音響通信	第一級	六〇字	十分時	受	七五點以上
	第二級	六〇字	十分時	受	四〇點以上 七五點未満

右表の中、評點はいづれも百點を滿點として、一定の減點事項を審査して定むるのであつて、制度當初も現行規程の減點事項と變りはない。尙試験項目中送受の如くに二科目以上に互る評點は、各項目毎に百點を滿點として、其の點數を平均して定めるのである。又平素當該事務に従事し、其の成績優秀なる者に對しては實務點として、二十點以内を増加するのであつた。試験問題は和歐文共通辭を以て記載し、本文は和文約五十字、歐文は英語を以て約二十語の模擬電報原書を用ひるのであつて、送信は對手局の著信、受信は自局の著信として取扱はすのである。

受験者は現在の擔當事務に拘はらず、其の技能を有するものと認むる科目に就いて行ふのであるが、和歐文の音響又は印字通信に就いては、第一級の受験資格は、第二級の資格を有する者に限られてゐるが、現在では之等の科目は同一程度の試験を執行し、其の成績に依つて一級二級等の資格を與へるのである。尙既に檢定資格を有して、爾後引續き資格該當の事務に従事し、其の成績優良な者に對しては、銓衡檢定に依つて、從前の資格と同一の資格を付與することが出来るのであり、又資格檢定の有効期間は資格決定の日から一年とし、普通三等局員に在つては、次回の檢定資格の決定する迄である。

逓信官吏練習所電信科の卒業證書、若くは之に相當する卒業證書、又は逓信講習所高等科及普通科卒業證書、若くは之に相當する卒業證書を有する者であつて、正規に電氣通信技術を修得しながら檢定資格を有しない者は、其の資

格決定する迄、學習した科目に就いてそれぞれ第二級乃至第三級の資格があるものと看做されてゐる。

逓信局長は電信現業員資格原簿を調製して、現業員の資格を登録した上、之を逓信局報に掲載し、尙毎年三月末日現在に依り電信現業員檢定概要報告を作製して、逓信大臣に提出するのであつて、通信技術の進歩練熟、能率の調整及諸計畫の基礎をなす資料とされてゐる。

此の規程に依る最下級の資格を有しない者でも、將來技能の發達の見込ある者に限つて、現業事務の實地に就いて練習することが出来、又普通三等局に於いては、三等郵便局通信事務員電氣通信技術特別檢定規程に依る檢定合格證書を有する者及逓信局長に於いて之と同等以上の學力ありと認められた者の電氣通信事務を兼務することを妨げないのであつて、此の制限を設けたのは電信取扱所員を除くの外、各電信機擔當者は、相當資格を有する者に限る旨本規程の公布と同日附にて公達第二百十六號を以て、電報取扱規程中に一部の改正が行はれたからであつた。

此の規程は大正十五年十一月公達第九百八十號及昭和六年六月公達第四百七十七號を以て一部改正された。右の中、大正十五年の改正は和歐文鍵盤鑽孔、和歐文印刷電信機等の採用に伴ひ新技術を有する者多數を見るに至つたため、之等の技術者に對する檢定方法の改正であり、昭和六年の改正は主として、事務簡捷を期し、且つ電信技術者の進境に應ぜしむるための改正であつて、之等の點は現行規程に依り充分に了解し得ることであるから、茲には之が詳細を記することは省略するが改正の主要點を見るに、試験時十分を五分に短縮されて、實務點二十點を十點に減ぜられ、又通信の實況に鑑み、印字受信が廢止された。大正十一年頃より漸次タイプライターに依る受信方法の普及される狀況に徴して、現波受信の試験は手書の外タイプライターに依つて受信し得ることが出来、又タイプライター音響受信

をタイプライター音響通信に改めて、送信技術の試験を併課されることになり、且つタイプライター貼附現字紙受信、鍵盤鑽孔及印字機送信の速度を高められた等である。

電信現業員検定規程と最も密接な関係があり相照應するものに、大正九年十二月制定の特殊有技者勤勉手当給與規程がある。此の規程の主旨とするところは、優秀なる技能者を待遇し、且つ技能奨励のために設けられたものであつて、單に電信のみならず電信試験、外國郵便、外國郵便爲替及電信信號に依る市外電話交換事務の如き各方面に涉り特殊の技能を有するものに對し、特別給與の方法を設けられたもので、之等に就いては諸給與に關する事項であるから茲には之れが説明を省略することとする。

## 第十一節 通信競技會

通信競技會が直接電信技術の發達向上を促し更に通信關係者相互間の親和を誘致することに依り、電信事業の上益する處甚大なるは贅言を要しない。且つ又此の競技會は通信事業に對する社會一般の廣き理解を進めるに誠に絶好の機會である。

凡そ電信事務の如き敏速と正確とを信條とする業務に於いては、常に其の生命とすべき電信技術の練磨向上に精進すべきことは勿論であつて、之が奨励には競技會の如きは最も當を得たる試みである。此の意味に於いて當局は常に意を用ひて競技會を奨励し、斯業の發達に努力を拂ひつつあるのである。

我國に於いての電信競技會は、從來現業各局に於いて行はれたもの、或は數局聯合の下に行はれたもの、或は遞信局主催の下に開催されたもの等があつて、其の中でも主なるものを擧ぐれば、次の如くである。

### (一) 京都市内一、二等局電信競技會

大正十一年二月二十六日及大正十三年十一月八日、京都郵便局にて開催したもので、孰れも京都市内一、二等局全部参加し、競技は七種目、参加人員は共に百五六十名であつた。

### (二) 東京遞信局主催郵便電信競技會

大正十一年五月二十一日東京遞信局主催の下に、遞信官吏練習所に於いて行はれたものであつて、其の内電信競技に参加したものは、主要局約八十局に達して東京遞信局管内よりは、百九十八名、他の遞信局よりは一局十名内外として孰れも平素の技術優秀なる者を選出し、其の總人員二百六十七名に及び、競技は十八種目に互つて行はれた。

當日は午前八時半田邊東京遞信局長が本競技會開催の趣旨等に就いて一場の挨拶を述べ、續いて豫定の番組に依り順次競技を進め二十名の來賓競技を最後として全部の競技を終り、田邊會長より、成績の講評及將來の希望等に就いて述べらる處あり、其の入賞者に褒狀及賞品の授與があつて盛會裡に午後九時散會したのであつた。

此の大會は全國選手競技大會としては、實に最初のものであり、本省當局としても、地方選手の上京を機とし、二十二日新宿御苑を拜觀せしめ尙翌二十三日は、本省に招致して遞信協會より茶菓の饗應あり、且つ秦遞信次官より懇切なる訓示があつた。右に述べた通り此の大會は、從來各局で、開いたものとは、其の参加者に於いても著しい懸隔があるのみではなく、秦遞信次官、米田通信局長を初め朝野の貴紳多數臨席のため従業員の士氣を鼓舞し、其の効果甚大なるものがあつた。

### (三) 仙臺遞信局區内一、二等局聯合競技會

大正十一年十一月二十六日、仙臺遞信局主催の下に仙臺遞信講習所に於いて行はれたる郵便電信競技會である。選手は各



現業局に於いて豫選を行ひ、代表選手を定めたのであつて、其の内電信競技會に参加したところの局數十三局、其の人員四十五名で競技種目は四種とし之を七回に分つて行つた。

(四) 大阪市内一、二等局電信競技會

大正十三年十一月三十日、十二月一日の二日間に互つて、大阪高等工業學校の跡に於いて開催したものである。全市内一、二等局全部之に参加し、其の延人員四百六十名、競技種目も十種目に及んだ比較的大規模の競技會であつた。

(五) 名古屋市内一、二等局聯合電信競技會

大正十四年十一月二十七日二十八日の兩日、名古屋郵便局に於いて行ひ、同市内一、二等局全部から選手を派遣し、競技種目は七種目であつた。次で大正十五年十一月六日七日の兩日に互り同様の競技會を開催したが、競技種目は十五種目に増加し、其の参加延人員は合計二百三十八名であつた。

(六) 京阪神三都市電信競技會

大正十五年三月五日、大阪中央公會堂に於いて開催せられたもので、地方的競技會としては、比較的大規模のものであつた。其の競技種目は十五種目及び参加人員は二百六十一名に上つた。

(七) 京阪神三都市一、二等局聯合電信競技會

昭和三年三月三日大阪中央電信局新廳舎に於いて舉行せられたる第二回の京阪神三都市電信競技會は、工事半途の新局舎のため設備等の關係上競技種目は十種目であつたが、一種目の参加人員は却つて前回より多く、合計二百六十三名に達した。

(八) 全日本通信競技大會

大阪毎日新聞社、東京日日新聞社共同主催にて、逓信省、鐵道省後援の下に、昭和六年十月十四日大阪中央公會堂に於いて開催されたもので、此の計畫が發表されるや、各逓信局、各鐵道局、陸軍省、海軍省によつて數次の豫選大會を開き、此の

通信競技大會に参加した榮ある代表選手は實に二百十六名、種目による延人員は三百七十九名に達し、孰れ劣らぬ錚々たる士「われこそ日本」と自他共に許した面々であつた。競技種目は十四種目に分類されて名實共に全日本通信競技大會であつた。東京中央電信局に於ける豫選の状況

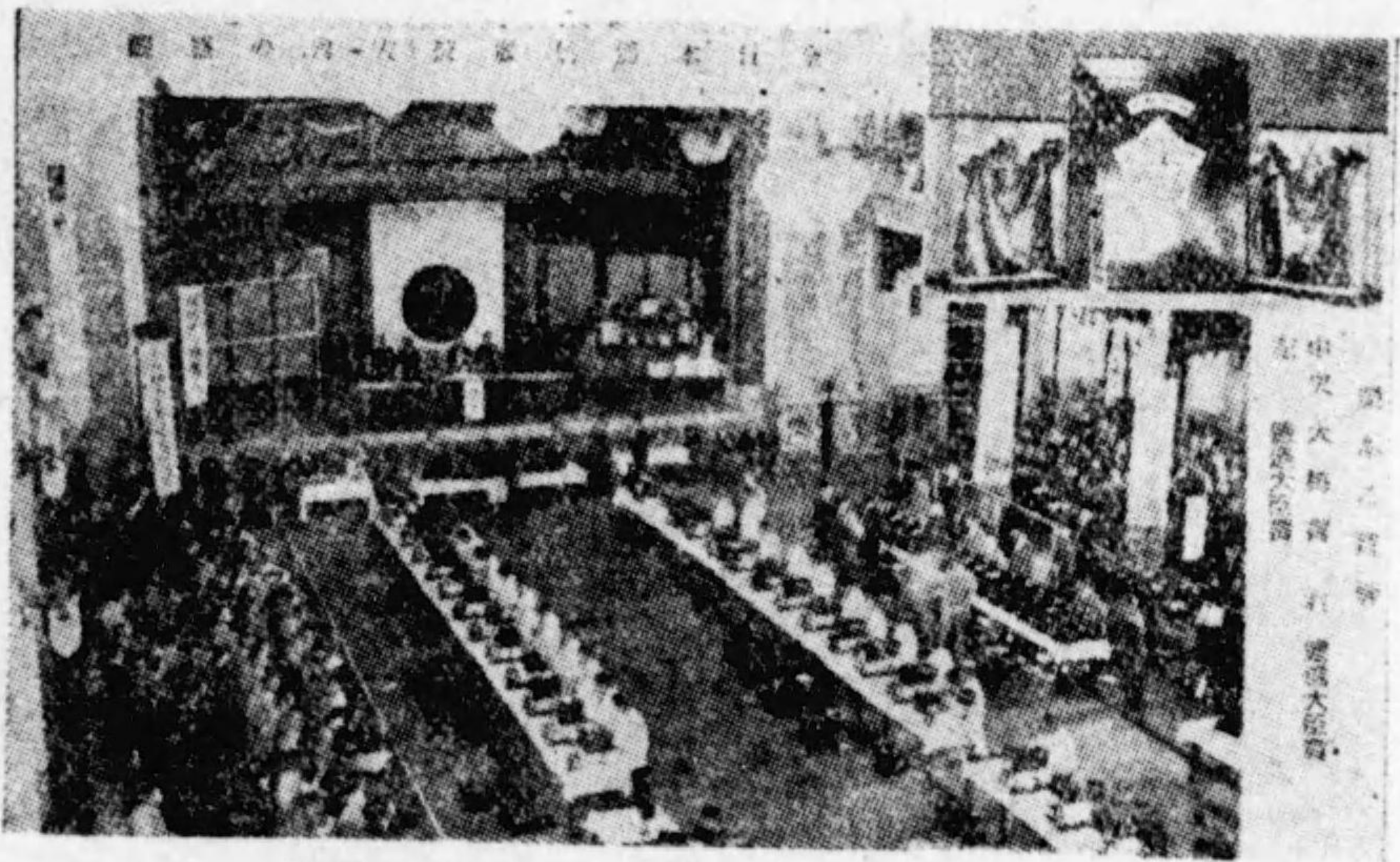


東京中央電信局に於ける豫選の状況

右大會の盛觀に就いて特に詳記して置きたい。大會の當日即ち十月十四日午前九時大阪市中央公會堂に於いて、通信界の歴史的記録となるべき通信大競技の幕は切つて落された。まづ午前八時大阪市中之島公園音樂堂に勢揃ひした百五十名の逓信省側の選手が隊伍を整へ樂隊を先頭にして堂々と會場に入り込み、次で鐵道、陸軍、海軍の選手並に大會役員、審査委員約二百名が參集、三階大ホールに全員整列し定刻午前九時世川大阪毎日新聞社事業部助役司會の下に嚴かな開會式が擧げられた。劈頭大阪中央電信局音樂隊の國歌君が代の奏樂に次で西村大阪毎日新聞社事業部長より開會の辭があつた後、大會副會長城戸大阪毎日新聞社主幹は壇上に起つて

「電信は人體にたとふれば中樞神經である、之が運行が止れば忽ち癱瘓状態に陥る、人間が大氣中にあつて空氣の有難味を覺えず、水に生きて水の有難味を知らないと等しく、社會は電信の有難味をまだ痛感してない、彼の關東大震災に際していかに電信の本當の有難さを痛感

したのであらうか、此の大会が諸賢の後援によつて、斯くも盛大に開かれることは國民に電信を理解せしむる絶好の機會であらう。



東京中央電信局に於ける運轉の状況

と誠に剴切なる式辭を述べ、次で競技部長である畑中大阪鐵道局運輸課長は感激と力ある熱辯をもつて、

「本大會は我國空前の企で、諸君は全日本の通信文明のために努力されたい。」と激勵し、更に審査部長である船水大阪逓信局監督課長が審査上に關する諸注意を與へ、代表選手の宣誓後、異常な興奮と感激の波に揺られつつ、階下の競技場に進出した。午前九時半、萬雷の拍手、整然たる數百の電信機が二條の長大陣を作つて並ぶ大集會場正面右側には二百十六名の選手、左側は五百名の來賓、二階には一千名の熱心な觀覽者、正面大舞臺には日の丸大國旗を中央に垂れた下に、本山會長、城戸副會長、船水審査部長、畑中競技部長が居並んで嚴肅なる競技の進行を監督した。競技は和文音響送受信から開始された。ベルの合圖に送信が開始されるや忽ちコツコツ……白雨沛然として百草をうつが如きものしげき騒音が聞え全力を傾倒した選手の妙技に滿場ただ固唾を呑むばかりである。五分一立。斯くて第一回の競技が終了した。萬雷の拍手、涙ぐましい光景である。此の

劇的シーンを幾度となく繰り返して、午後四時二十分遂に空前の大競技は終了した。大競技の終了すると同時に審査會は開かれ榮ある優勝者を決定した。其の競技成績は次の通りである。

競技種目	等級	所屬名	氏名
和文音響送受信 (タイプライター受信)	一等	大鐵	森宗喜
	二等	東鐵	高橋榮一
	三等	樺太	大文宇
	四等	東逓	福谷幸太郎
	五等	大逓	中田芳太郎
歐文音響送受信 (手書)	一等	大鐵	中田芳太郎
	二等	東鐵	中谷幸太郎
	三等	東逓	福谷幸太郎
	四等	樺太	大文宇
	五等	大逓	中田芳太郎
和文音響送受信 (手書)	一等	陸軍省	林田信行
	二等	大逓	肥田芳吉
	三等	同	武藤俊吉
	四等	同	渡邊正實
	五等	同	高橋正雄
高速和文音響送受信 (手書)	一等	大鐵	長沼逸喜
	二等	東鐵	高橋榮一
	三等	廣逓	假井春見

和文 竹 鑽 孔	和文 鍵 盤 鑽 孔	歐文 鍵 盤 鑽 孔	和文現波貼附現字紙受信 (タイプライター) 鑄書受信	無線ブザー和文受信 (タイプライター受信及手書受信)	無線サイフォンレコーダー歐文受信 (タイプライター受信及手書受信)	選出代表和文音響二人通信 (タイプライター受信)
三 二 一 等 等 等	三 二 一 等 等 等	二 一 等 等	二 一 等 等	三 二 一 等 等 等	二 一 等 等	三 二 一 等 等 等
熊 本 鹿 島 東 京 中 電	東 京 中 電 關 東 廳 大 連 豐 原 大 阪 中 電	大 阪 中 電 神 戶 中 電 大 阪 中 電	同 長 崎	東 京 無 線 青 森 無 線 電 信	東 京 無 線 名 古 屋 無 線 東 京 無 線	大 阪 中 電 神 戶 中 電 大 阪 通 信 大 阪 通 信 同 湊 町
谷 山 純 芳	江 頭 猛	高 岡 福 松	池 永 省 三	石 垣 清 一	伊 藤 四 郎	肥 田 芳 時

その日の午後七時優勝選手の表彰及賞品授與式を公會堂三階大ホールにて舉行され、参加選手は先刻まで敵となり味方となりたることも打忘れて寛いで参集、大阪毎日新聞社からは本社長、城戸主幹、奥村總務その他各部長、來賓として香西大阪逓信局長、前田大阪鐵道局長等約六百名、賑やかな奏樂裡に開會、畑中競技部長、船水審査部長の報告があつた後本山會長より賞品、賞狀の授與があつた。光榮の選手が聲高らかに呼び出される毎に、怒濤のやうな拍手が浴びせられ、優勝選手の面上にはいひ知れぬ歡喜があふれ出た。本山會長は此の時左の如き式辭を述べられた。

凡そ通信事業の發達は一國文明の消長に關すること頗る重大なり、これを世界文明諸國に徴するも通信の敏速と通信の普及は正に文明の程度を測るバロメーターといふも過信にあらざるべし、知識の交流は元より近代生活の尖端的握手、さらに生彩ある人生への善處は總て通信機關の完備を待つて初めて望むを得べし、現代生活に於いて新聞は今や缺くべからざる糧の一種

となれるは世間一般の認むるところにして、これ偏に通信機關の囿らす成果なり。余すでに新聞の業に携はること略五十年、現代を往年の新聞に較ぶる時は實に隔世の感なき能はず。現に最近の通信事實について檢するも本社ロンドン特派員の發したる電報は僅々十六分にして本社電信局に受信し米國より四十分内外、また過般千島より空の王者リンドバーグ氏が落石局を経て發したるものは、三四分にして東京日日新聞社に受信せり。日進月歩の機械文明はかくの如く通信機關を驚異に價するほどに發達せしめたり。ここにおいて通信技術の練達は當然の要求として、一層峻嚴ならしむるの要あり。本社ここに鑑るところあり、全日本通信競技大會を計畫したるに逓信省、鐵道省の深甚なる後援を忝し遂に第一回競技大會を大成するを得たり。これ實にわが國における最初の企てにして、これによつて一般通信上の常識を世に示すとともに他面に通信技術上ますます練達の必要あることを理解せしめたりと信す。本日ここに全日本通信競技大會は滞りなく終了し參加選手諸子の光榮とその優勝者の名譽を表彰するに當り、この企てに深甚なる援助を與へられたる各位の勞を多謝し且つ將來とも一層の御聲援を得て、益々我國の通信界に優秀なる成績を擧げんことを期待して止まず。一言無辭を呈して式辭とす。

昭和六年十月十四日

大阪毎日新聞社、東京日日新聞社

社 長 本 山 彦 一

本競技大會に對し小泉逓信大臣、原鐵道大臣は大臣賞を寄贈されたるのみでなく、特に大臣代理を派して祝辭を朗讀らせれ一層此の大會に權威づけられたのである。

此の大會開催に對して、通信事業關係者よりは盛んに感謝の辭を寄せられ、又世人の多大なる關心の下に開催せられたるために、通信事業の價値を社會に認識せしむる上に多大の効果ありたるのみならず、各通信技術者はこれを機

として一層の活氣と進境を呈するに至り、事業上甚大なる成果を齎らした次第である。

## 逓信事業史 第三卷 終

(出版會承認)  
V-270832



昭和十五年十二月二十五日 初版印刷  
昭和十五年十二月三十日 初版發行  
昭和十九年一月二十日 再版發行(千部)

遞信事業史(第三卷)

定價 八圓五十錢  
特別行爲稅 二十五錢  
相當額 八圓七十五錢  
合計賣價

編纂 遞信省

發行者 財團法人遞信協會

代表 佐谷 台二

印刷者(東京三區) 稻葉 仁三郎

配給元 日本出版配給株式會社  
東京都神田區淡路町二丁目九番地

發行所

東京都麹町區大手町二丁目一番地遞信省構内  
財團法人 遞信協會  
電話九ノ内(23)七一〇番

發賣所

東京都赤坂區田町七ノ三  
會社 龍吟社  
電話赤坂(43)三四〇番・振替東京七〇〇〇番

9R-20



終